

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 4 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	令和 2 年 1 1 月 9 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで
開 催 場 所	3 0 1 会議室
出 席 者 (送 付 先)	出席者：和気座長、大谷委員、英保委員、吉富委員、伊豫部委員、遠藤委員、大久保委員、藤倉委員、星委員、石井委員、藤崎委員、木下委員、鈴木委員、植村委員 欠席者：山田委員、清野委員 事務局：福祉総務課長、福祉総務課係長（福祉総務係）、コンサルタント（2名）
議 題	報告事項 (1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第 3 回地域福祉計画策定懇談会及び第 4 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について 議題 (1) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 計画の理念については、本懇談会で取りまとめた案のうち、2案を参考意見として、策定委員委員会に示す。素案に関する指摘事項は内容等を確認し、事務局で検討を行う。 (2) 次回日程は 1 2 月 1 日午後 2 時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容の一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局)	報告事項 (1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について（参考「資料 1 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」） 【説明要旨】 ● 何か修正点があれば本日から一週間の間で事務局までご連絡いただきたい。その修正を以て会議録を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議、および会議録の公開に関する指針、第 11 条および第 12 条の規定に基づき市政情報コーナー、および市のホームページ上で公開させていただくのでご了承いただきたい。 ○ 一週間の間にご確認いただき、修正点があれば事務局にご連絡いただきたい。以上で会議録はご承認をいただきたいと思う。 (一同異議なし) (2) 第 3 回地域福祉計画策定懇談会及び第 4 回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について（参考「追加資料 1 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会及び第 4 回地域福祉計画策定委員会における指摘・修正点」「資料 2 第 5 次武蔵村山市地域福祉計画」） 【説明要旨】 ● 追加資料 1 に基づき事務局説明 【主な意見等】 ○ 第 5 次地域福祉計画の 24 ページの上から 4 行目が文字化けしている。これは何が入るのか。 ● ボランティア活動である。 ○ 26 ページに「地域福祉権利擁護事業」がまだ残っているが、この事業は既になく、現在は法律上「日常生活自立支援事業」に変わっている。 ○ 東京都だけ地域福祉権利擁護事業という呼び名を残している。全国的

には日常生活自立支援事業と呼んでいる。

- その場合、表記については事務局でもご検討いただき、場合によっては注に落とし込んで頂きたい。
- 地域福祉コーディネーターも配置が始まっているので、もう少し説明を書きこんでいただきたい。全国的に配置しようという方向であるが、介護保険法の中で地域支援事業の生活支援コーディネーターと社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが紛らわしいので何とかしようという話が出ている。行っている仕事は違って、生活支援コーディネーターは高齢者だけであり、地域福祉コーディネーターは児童や障害者、生活困窮者を対象にしている。地域福祉コーディネーターは個々の人たちに生活支援行っていくが、生活支援コーディネーターは基本的に個別支援をしない。あくまでも環境をどう整理するか、資源をどう活用するかで、行っている中身が違う。そのへんをどのように調整するか。それをしっかりと書き込んでいかないといけない。介護保険事業計画との調整や、社会福祉協議会と検討して頂きたい。

(3) その他

- 前回、ご検討頂いた基本理念について説明。追加資料2に集約しており、第3回策定懇談会にご意見を頂き、「つながり」「ささえあい」「QOL」「その人らしさ」「自分らしさ」を入れ込むというご意見を頂いている。事務局案として、「①地域でつながり 互いに助け合いながら 自分らしく活躍できるまち」「②地域の絆を生かしながら ともに支えあい みんながいきいきと暮らせるまち」「③おたがいに自分らしさを認め合い 支え合いながら 地域の絆をはぐくむまち」「④みんなが自分らしく 身近な場所で行き交い 助け合えるまち」「⑤みんながつながり 支え合い 地域の主役となって活躍できるまち」の5つを2つ程度に絞っていただきたい。
- 入れ込むべき点としては3つ。1つ目は、その人らしく地域でいつまでも暮らしていくというのが地域福祉の理念の一つなので、そういった要素を入れ込む。2つ目は、人は一人では生きられないので、いかにしてつながりを作り、社会的孤立を起ささないか、あるいは社会的に排除されない社会を作るかという点での「ソーシャルインクルージョン」、社会の中に取り込んでいく視点である。3つ目は、すべてのことを行政、あるいは専門職の人が行うということは出来ず、かえって専門職が介入しないほうが良いこともあるということで、基本は地域住民の支え合いという考え方だ。そして、行政や社会福祉協議会がバックアップ・後方支援をしていく立ち位置ということが入っていればよいだろう。
委員一人ずつご意見はいかがか。
- 私は、「④みんなが自分らしく 身近な場所で行き交い 助け合えるまち」のなかに、自分らしく、お互いに助け合いながら、身近な場所で行き交っていくニュアンスが伝わることばが入るとよいと思う。
- 私は、みんなが動いていく社会として、「②地域の絆を生かしながら ともに支えあい みんながいきいきと暮らせるまち」がよいと思う。
- 私も「②地域の絆を生かしながら ともに支えあい みんながいきいきと暮らせるまち」がいいと思う。「①地域でつながり 互いに助け合いながら 自分らしく活躍できるまち」は自分らしく活躍したくても出来ない人もいる。「⑤みんながつながり 支え合い 地域の主役となって活躍できるまち」も同じように主役になれない人はいる。②はすんなり受け入れられる。

- 私は、④「みんなが自分らしく」の後に「③支え合いながら地域の絆をはぐくむまち」を合わせ、「みんなが自分らしく 支え合いながら地域の絆をはぐくむまち」にしたい。「③おたがいに自分らしさを認め合い」だと少し長くなってしまう。
- 私は、③の「自分らしさ」というのがピンとこないので、「④みんなが自分らしく 身近な場所につながり 助け合えるまち」がよい。
- 私は、「②地域の絆をいかしながら ともに支えあい みんながいいきと暮らせるまち」がよいと思う。「地域の絆」というフレーズが良いと思った。
- 私も基本は「②地域の絆を生かしながら ともに支えあい みんながいいきと暮らせるまち」であるが、「みんなが自分らしく」という言葉を入れて頂きたい。「④みんなが自分らしく、身近な場所につながり、助けあえるまち」も良いが、「身近な場所」というのがピンとこない。
- 私も「②地域の絆を生かしながら ともに支えあい みんながいいきと暮らせるまち」が良いと思っている。「地域の主役となって」という文言を抜いて、⑤と組み合わせることも考えたが、それだと少しシンプル過ぎるので、②がよい。
- 私も「②地域の絆を生かしながら ともに支えあい みんながいいきと暮らせるまち」が良いと思ったが、「地域の絆」というのを別の表現に出来たらと思う。あるいは①と②と⑤をと合わせて「みんながつながり 支えあい 自分らしく暮らせるまち」のようなかたちにしたい。
- 確かに「絆を生かしながら」については、本来は行政がすべきことを地域に押し付けるのではないかと誤解されかねない。地域共生社会に関する基本的な批判もそこにある。絆がそういった意味で捉えられてしまうのはいけない。
- 私は、今までの提示案の「福祉のまち」などを入れたい。②を生かすのであれば、「地域の絆を生かしながら ともに支えあい 安心して暮らせる福祉のまち」である。そのほうが行政のバックアップがありそうである。
- 「福祉のまち」という言葉が入らないと、一般的な地域活動・地域づくりがメインになってしまうというご意見だ。
- 私は、「⑤みんながつながり 支え合い 地域の主役となって活躍できるまち」がよい。協働という視点では、高齢者や障害者の方も地域でボランティアとして参加すること望ましく、現状からは少し遠いかもしいれないが、理念なのでそれくらいに目標を置いて良いと思う。いずれは行政や社会福祉協議会が脇役で、主役が地域住民という地域を作ろうという話である。
- 私は、一人一人が認められて、その人たちが支えあって、地域の絆をはぐくむという順番で行くと③と④の気がする。文言だと③と④をミックスしてもよいと思うし、最後には行政が関わるという点を意識するのであれば、「地域の絆をはぐくむ福祉のまち」にしてもよいと思う。「③おたがいに自分らしさを認め合い」というのは大事だと思うが、長いのであれば「お互いに認め合い」でも「自分らしさを認め合い」だけでも良いと思う。一人一人が認められて、その人たちが支えあって、地域が育っていくというのが良いと思う。
- 武蔵村山市は今まで福祉のまち宣言をやったことがあるのか。例えば市長が福祉のまち宣言を行ったり、議会と合意して福祉のまち条例を出している自治体もある。
- 福祉のまち宣言などはしていない。

- 私は、やはり武蔵村山市が福祉のまちと言われる望みも込めて、「福祉」という言葉は入れたい。「みんなが自分らしく ともに支えあい活躍できる福祉のまち」がよいと思う。
- 以上のご意見をまとめると、4案ほど想定できる。1案が「みんながつながり 支えあい 自分らしく暮らせる福祉のまち」。2案が「みんなが自分らしく 支え合いながら 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち」。3案が「みんなが自分らしく ともに支えあい 活躍できる福祉のまち」。4案が「みんながともに 安心して暮らせる 福祉のまち」。1案はノーマルで、2案は「絆」、3案は「活躍」、4案は「安心」ということ言葉が入っている。「安心」については、1～3案のなかに入れこむこともできるので、主要なものは1～3案だろう。
 それでは、参考までに主要な3案について、この懇談会では、どの意見が多かったのかを投票し、策定委員会に報告する形でいかがか。
 (一同異議なし)
 (1案が2票 2案が6票 3案が6票)
- 付帯意見として、3案の最後を「活躍できる福祉のまち」ではなく、「安心できる福祉のまち」としてもよいと思う。
- それでは、2案・3案を懇談会からの推薦とする。

議題

- (1) 地域福祉計画の素案第4章の検討について(参考「資料2 地域福祉計画第4章基本政策」)

【説明要旨】

- 資料2に基づき事務局説明

【主な意見等】

- 76 ページでノーマライゼーションのところでは本当に高齢者は削除してもよいのか。障害者の権利ということでノーマライゼーションという言葉が出てきたが、注釈のもとになっているのが福祉教育で、車いす体験や補装具装着による高齢者体験も行われている。「高齢や障害のあるなしに関わらず、全ての人々が地域社会の中で」という具合につながらと思う。
- 障害者計画を同時で策定しているが、そこでも同じような指摘を受けており、所管のほうで「高齢」は含まないということで合わせていた。障害のありなしに関わらずというご意見を頂いたので、その書きぶりを検討させていただく。
- ノーマライゼーションについて、一時は社会福祉全体の理念になっていたが、根本的な問題はノーマルとアブノーマルという言葉が対になっていることで、誰がどのような基準でノーマルかアブノーマルを決めるのかということだ。例えば、山の中に施設があるのは異常であり、施設を町の中に持ってきて地域で生活できるようにするというものであり、その線引きをするのが誰なのかという話がある。そのため、現在はソーシャルインクルージョンという言葉に置き換わりつつある。ソーシャルインクルージョンというのは全ての人を受け入れるという考え方であり、誰が線引きするのかということがない。所管課にお話しいただき、ノーマライゼーションという言葉を使うのであれば、注釈の高齢者を削るのをやめ、高齢や障害「等」のあるなしに関わらずということで「等」という言葉を入れたほうがいいのかもかもしれない。
- 81 ページの活動団体ネットワークの推進の中で「CSR」という言葉が注釈無しで分かるのか。また、「協賛」についても企業の方に協力

してもらったりしているので、「協賛・協力」と書いて頂ければと思う。

- 協賛だけでなく、技術の提供であったり、活動の場所の提供もあるということで、「協賛」だけでなく、「企業の協力」も盛り込ませていただきたい。
 - 101 ページの権利擁護の充実の取組で「社会福祉協議会と連携して推進します」と書かれているが、武蔵村山市のNPO法人の中には成年後見を行っている団体もあるので、「社会福祉協議会だけでなく、市民活動団体と連携して」と入れてほしい。
 - 101 ページについても連携が必要になってくるので、確かにこの書きぶりだと市と社会福祉協議会だけで権利擁護事業をやっていると捉えられてしまう。ここについても書きぶりを検討させていただく。
 - 「社会福祉協議会・市民活動団体等と連携していく」というような表現がよいと思う。
 - 前回の計画の中に事業目標があったと思うが、目標値に対する検証はどこでなされるのか。そして改めて目標値を立てるのか。
 - 現行計画については、所管課で進捗管理や検証をしているが、達成率等はホームページで公表しているにとどまっている。しかし、評価については本来、外部委員会等で行うべきものとするため、本計画については、策定委員の皆様に変更して頂くような方向性を入れさせていただけたらと思う。
 - 前計画では目標としてゲートキーパーの人数が掲載されていたが、この5年間で自殺者の数もさほど変わらず、ゲートキーパーがどれだけ増えたのか分からない。そのため、ゲートキーパーの機能が全然見えてこない。今回は自殺者を減らすという話になっているのか。
 - 自殺対策計画としてはゼロを目指したい。
 - 例えば、自殺対策でゲートキーパーを100人から200人にするというのはアウトプット評価である。一方で、重要なのは自殺者が減ることである。これがアウトカム評価である。今まではアウトプット評価が中心であったが、大事なことは自殺者が減ることであり、アウトカム評価の数字を挙げていかないと意味がない。このあたりを事務局で持ち帰っていただき、精査して頂きたい。計画を立てる時に数字を緻密に出していくことが大事である。
- また、評価のところは通常は、策定と進行管理とあって年度別にどれだけ進んでいるのかチェックするのと、計画が終了した時にまとめて評価する。市によっては策定委員会、進行委員会、評価委員会と別々にしているところもあるが、メンバーが変わるとどのように策定したのか分からないということで、多くの場合はメンバーがほぼ残り、5年後に評価委員会として評価していくところも多い。そのあたりのシステムもしっかりやってほしいというご意見だと思う。
- 91 ページに武蔵村山市再犯防止推進計画があり、再犯率のことが書かれているが、年代別に再犯率があれば、年代ごとに対処しやすくなると思う。そういったものがあれば、年代別に知りたいと思う。現状分析をするのであれば、対処の仕方もあると思う。働く場所がないのか、薬物なのか、対処の仕方が変わると思う。
 - こちらは東大和警察署の数値ということで、成人していない人の情報については残念ながら入手できていないという状況である。要するに個人を特定できる可能性があるものについては出していないということである。警視庁資料編纂室からは成人全体の再犯率の数値しか頂けなかった。薬物なのか、殺人なのかといった内訳についてはもう少し分析した

かたちで掲載したいと思う。

- 警視庁のようにオープンにしているところもあり、高齢者でも再犯している人も結構いる。認知症だったり、メンタルだったり、種類もある。武蔵野市再犯防止計画にも組み込んでいるので、わかる範囲内で数字を出して、対応策を考えて頂きたい。
- 75 ページの下にある市の取組と 76 ページの市の取組が重複している。同じく、86 ページと 87 ページ、98 ページと 99 ページの内容も重複してしまっている。
- ご指摘のとおり編集ミスであり、最後確認して修正させていただく。
- 最後のところの重層的支援体制整備事業については、検討中ということもあり、行政自身に関することなので。委員にはまだ話が見えていないかもしれない。
- ご指摘の通り、明確な事業としてご提示する前に行政内部の検討が先に入るので、今回は検討というかたちになっている。こちらについては、福祉部門、障害部門、高齢部門、子ども子育て部門があり、国から補助金が一本化されるというのが前提になっている。そのため、内部の相談窓口や継続的支援、アウトプットやアウトリーチといったものを一体的に実施していくことになるが、福祉の提供体制の根幹が確立されていない状況で事業を始めることができていない。国の方では福祉で一本化していく取り組みを推進しているが、市の体制整備がそこに追い付いていないという状況だ。どのような体制にするのか本計画期間中に検討していくということで、一つ項目立てしているという状況である。
- 第4章については他にご意見があれば事務局に個別に伝えて頂ければと思う。

(2) その他（参考「資料3 第5回地域福祉計画策定懇談会日程」）

【説明要旨】

- 追加資料3、次回懇談会日程について、11月中の開催を予定している。日程について決めたいと思う。
- 日程についてはどうか。
- 11月24日から12月2日の間で決めたいと思う。
- 11月24日（火）の午後2時、11月26日（木）の午後2時、12月1日（火）の午後2時なら大丈夫である。それ以外は大学の授業や会議があつて難しい。この3つの日程のうち、都合の悪い日について手を挙げて頂きたい。12月2日を12月3日にずらすことは出来るのか。
- 修正が間に合わない。
- パブリックコメントで市民に意見を出して頂くので、その前に資料をじっくりと見て頂くということで、書面開催を考えている。
- 12月1日のご欠席の方には申し訳ないが、12月1日（火）午後2時で開催したい。危ない場合は書面開催にしたい。それぞれの立場での考えを事務局に出して頂いて、事務局と私で調整を行って、パブリックコメント用の案を出したいと思うのでご意見をお寄せいただければと思う。

4 閉会

－ 以上 －

武蔵村山市第五次地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

(素案)

令和2年12月1日現在

武蔵村山市

はじめに

市長写真

あいさつ
調整中

令和3年3月

武蔵村山市長

市長署名

目 次

第1章 計画について

第1節 計画の策定と背景について	3
1 地域福祉計画策定の背景と趣旨	3
2 武蔵村山市の状況	3
3 都の状況	5
4 新たな福祉をめぐる動向	6
5 地域福祉活動を取り巻く動向	13
第2節 計画の性格と位置付け	15
1 計画の性格	15
2 計画の位置付け	16
第3節 計画の期間	17
第4節 策定の方法	18
1 会議体による計画内容の審議	18
2 市民意識調査による市民ニーズの把握	18
3 意見提出手続（パブリックコメント）の実施	18

第2章 地域福祉に関する武蔵村山市の現状

第1節 武蔵村山市の現状	21
1 人口・世帯	21
2 地域福祉の現状	22
3 子ども子育て支援の現状	32
4 高齢者福祉の現状	36
5 障害者福祉の現状	38
6 保健医療の現状	41
7 まちづくり施策の現状	45
第2節 市民意識調査からみる地域の現状	49
1 市民意識調査（市民向け）の結果	49
2 市民意識調査（団体向け）の結果	60
第3節 市民意識調査からみる地域福祉に係る課題	64
1 地域を支える人づくり	64
2 市と市民が一体となった地域づくり	64
3 包括的な支援の仕組みづくり	65

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 目指すべき姿（基本理念と基本視点）	69
1 基本理念	69
2 基本視点	69
第2節 計画の基本目標	70
1 計画の基本目標	70
2 施策の体系	71
第3節 エリア設定の考え方	72
1 地域福祉エリアの設定	72

第4章 基本計画

第1節 地域を支える人づくり	77
1 福祉教育の推進と担い手の育成	77
2 様々な地域福祉活動や交流の促進	80
3 活動団体間のネットワークづくりの推進	83
第2節 市と市民が一体となった地域づくり	86
1 地域福祉活動の基盤の強化	86
2 快適な生活環境の推進	89
3 安全・安心のまちづくりの推進	91
4 再犯防止の推進	95
武蔵村山市再犯防止推進計画	97
5 地域における孤立と自殺の防止	98
武蔵村山市自殺対策計画	100
第3節 包括的な支援のしくみづくり	104
1 福祉サービス充実の基盤づくり	104
2 相談体制・情報提供の充実	107
3 権利擁護の推進	110
武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画	113
4 保健・医療等の推進	114
5 就労促進のための支援体制づくり	117
6 生活困窮者への自立支援	119
7 生活保護受給者への自立支援	121
8 重層的な支援体制の整備に向けた検討	123

第5章 計画の進行管理と評価

第1節 計画の推進と進行管理	131
第2節 計画の評価と指標の設定	132

資料編

1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会	135
2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会	137
3 計画策定までの経過	139

○ 本計画で「※」が付いている文言などは、頁下部に「用語の説明」を記載しています。

第1章 計画について



市の木「榎(えのき)」

第1節 計画策定と背景について

1 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにするしくみのことです。

近年の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉等も影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化等、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、だれもが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

2 武蔵村山市の状況

◇ 計画策定の背景

本市では、平成8年に「武蔵村山市地域福祉計画（平成8年度～平成17年度）」を策定後、平成18年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」、平成23年度に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」、平成28年度に「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念に掲げ、市民参加と協働のもと、市民・事業所・市が一体となって福祉政策の推進に努めてきました。

令和2年度は「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

◇ これまでの地域福祉計画策定の経緯

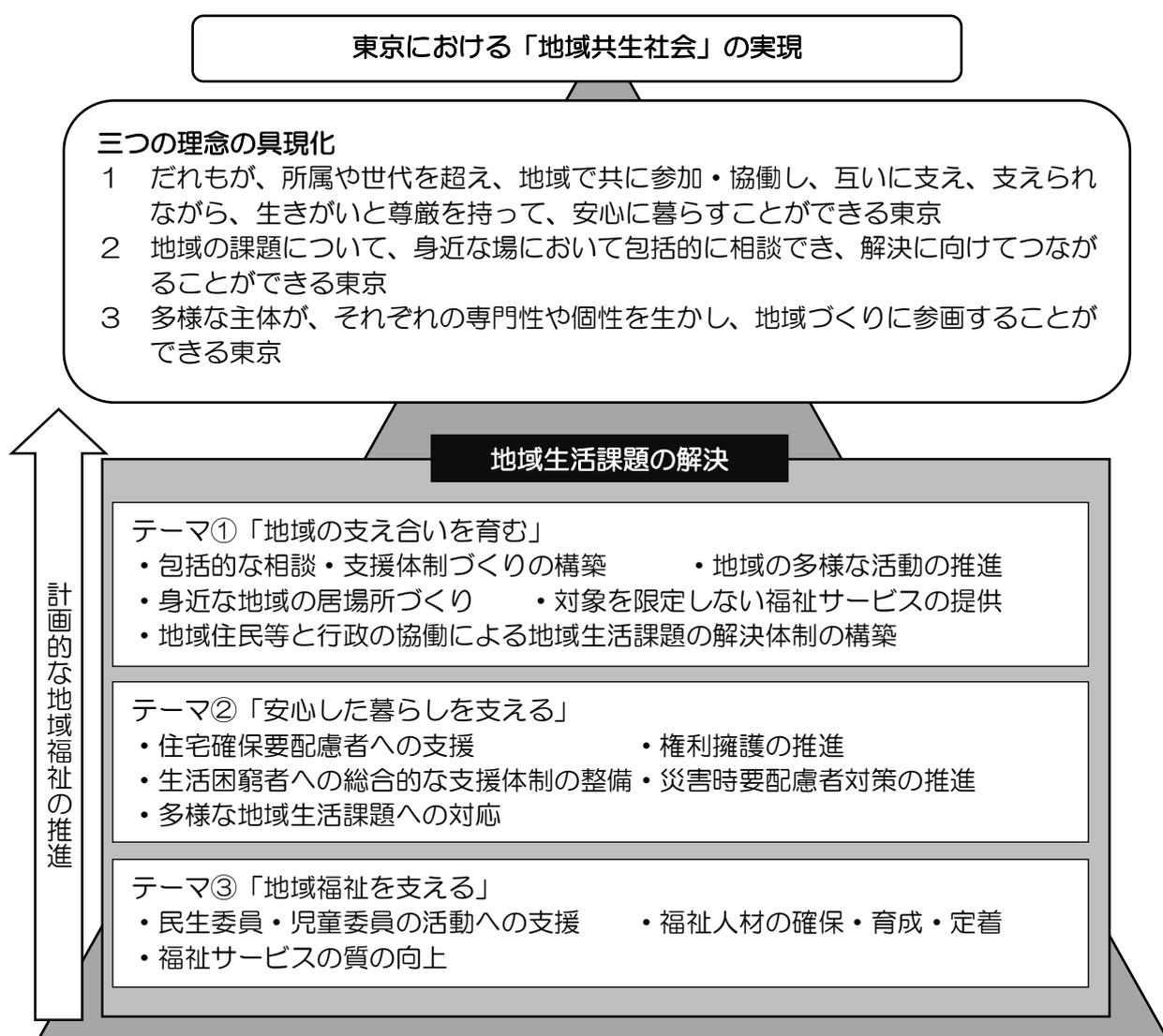
計画名	趣旨
<p>武蔵村山市地域福祉計画 (障害者・児童)</p> <p>平成8年度～平成17年度</p>	<p>すべての市民、特に社会的支援を必要とする障害者、児童及びひとり親家庭の人々が、住み慣れた地域社会の中で生涯にわたって速やかに、安心して自立した生活ができるよう、福祉をはじめ保健・医療、住宅等関連施策を住民の生活の視点から総合化し、ニーズに見合ったサービスを効果的、効率的に提供できる体制を構築し、計画的に推進することを目的として策定</p>
<p>—地域でともに支えあう— 武蔵村山市地域福祉計画</p> <p>平成18年度～平成22年度</p>	<p>平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が新たに規定されたことや平成14年に国から策定指針が示されたことを踏まえ、福祉の総合計画として、「武蔵村山市地域福祉計画(障害者・児童)」、「武蔵村山市老人保健福祉計画」及び「武蔵村山市介護保険事業計画」の3つの福祉計画を一体的に策定するとともに、身近な地域という共通の場において、行政、地域住民及び民間事業者等が補完し合い、協力し合うことにより推進することを目指した計画として策定</p>
<p>武蔵村山市第三次地域福祉計画</p> <p>平成23年度～27年度</p>	<p>地域福祉の意義と役割について改めて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備施策等を明らかにする国の『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』報告書(平成20年3月)等の地域福祉の新たな動向を踏まえ、各種福祉計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画・障害福祉計画・次世代育成支援行動計画・食育推進計画・健康増進計画)と横断的に連携を図る役割を担う計画として策定。</p>
<p>武蔵村山市第四次地域福祉計画</p> <p>平成28年度～平成32年度</p>	<p>第三次計画の趣旨を引き継ぎ、各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担うとともに、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活困窮者*の自立支援施策についてを盛り込む計画として策定</p>

* 生活困窮者：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

3 都の状況

◇ 東京都地域福祉支援計画

東京都は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項等について定めた、東京都地域福祉支援計画（平成30年度～平成32年度）を策定しました。この計画の中では、地域共生社会実現に向けた地域課題の解決のテーマとして、「地域の支え合いを育む」、「安心した暮らしを支える」、「地域福祉を支える」の3つの柱が据えられています。



出典：東京都地域福祉支援計画を基に作成

4 新たな福祉をめぐる動向

◇ 社会保障制度改革の全体の動向

平成 25 年 8 月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いのしくみづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

◇ 新たな福祉のあり方の方向性

平成 27 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という 3 つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりのさらなる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、だれもが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成 29 年には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の 5 点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

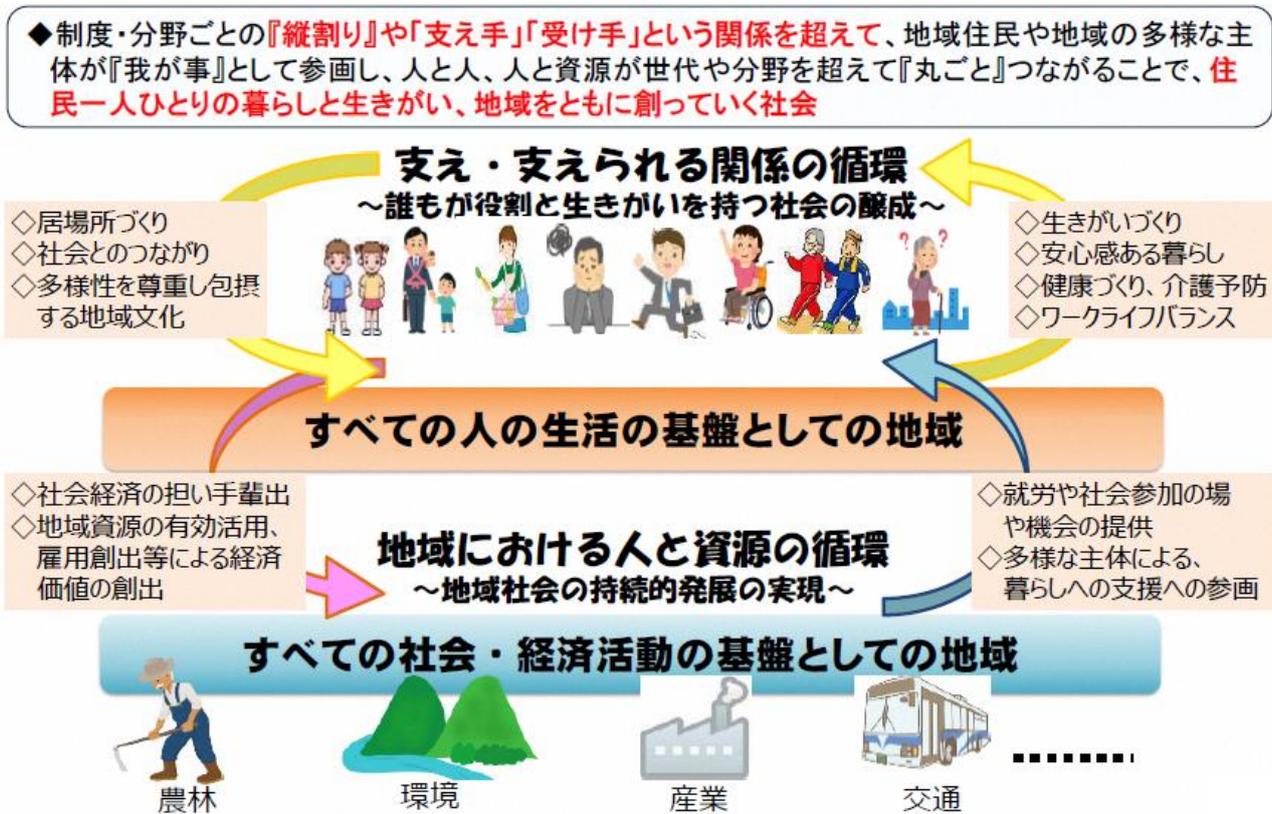
◇ 制度改正等の動向

年月	法令・方針等	要点
平成25年 8月	社会保障制度改革国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示 ・介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示
平成25年 12月	社会保障改革プログラムの成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示
平成27年 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供のしくみ、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示
平成28年 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成29年4月施行。一部平成28年3月・4月施行)
平成28年 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(平成30年4月施行)
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示
平成29年 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正
平成29年 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示
平成29年 12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の整備を推進に向けて、適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示
令和元年 12月	地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示 ・整備の在り方として、3つの支援(断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を提示

◇ 「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいくしくみづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

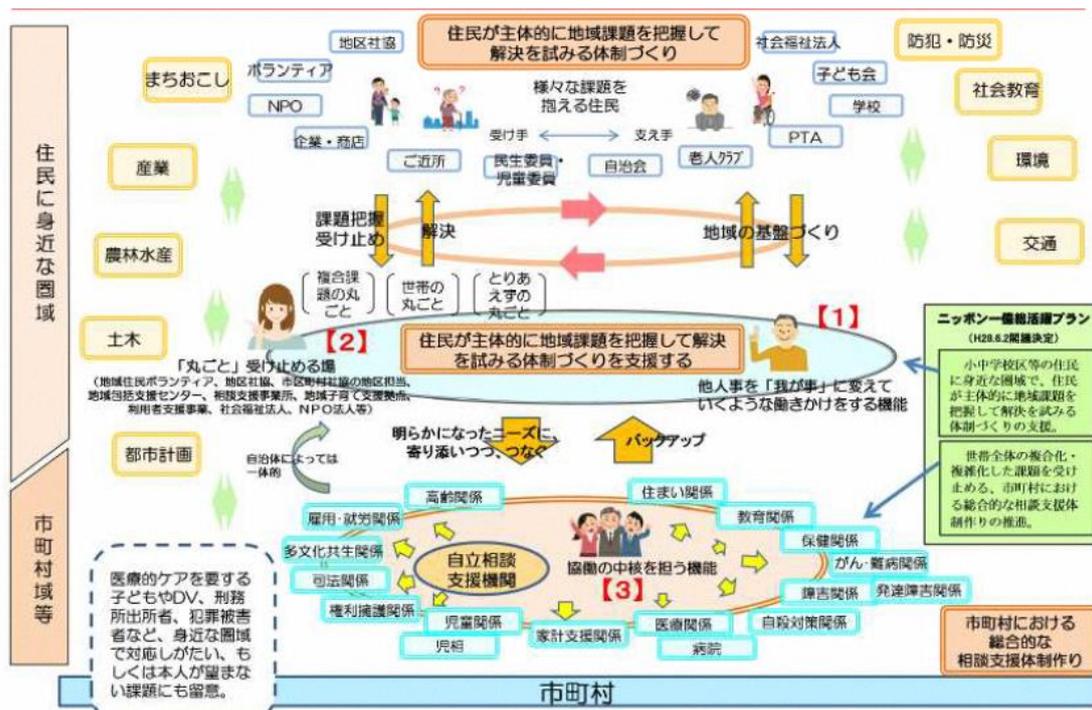
《「地域共生社会」とは》



出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

このような考え方の中では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

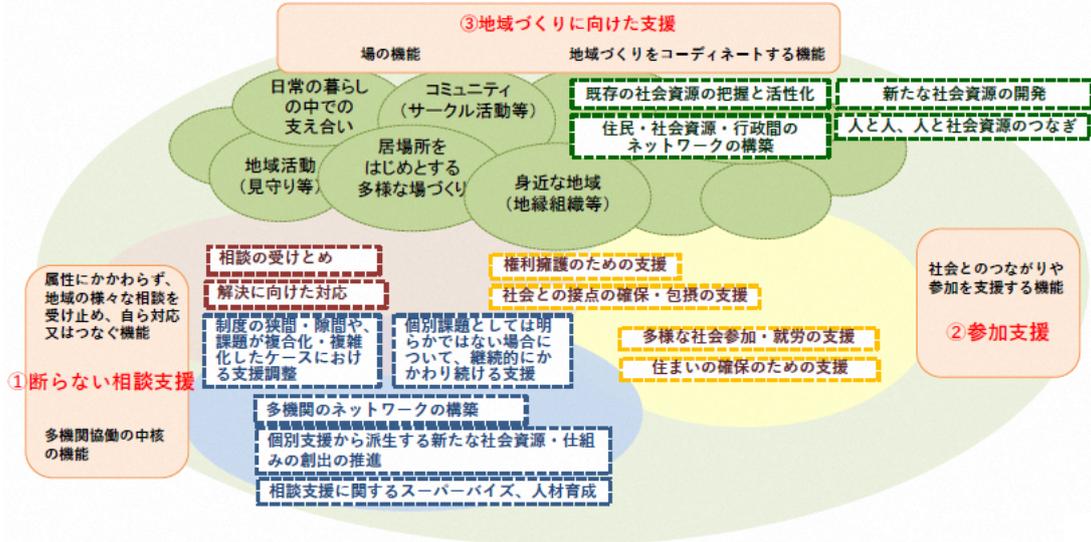
①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2年の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるにあたり、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求められました（第6条第2項）。

また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。

《新たな包括的な支援の機能等》

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



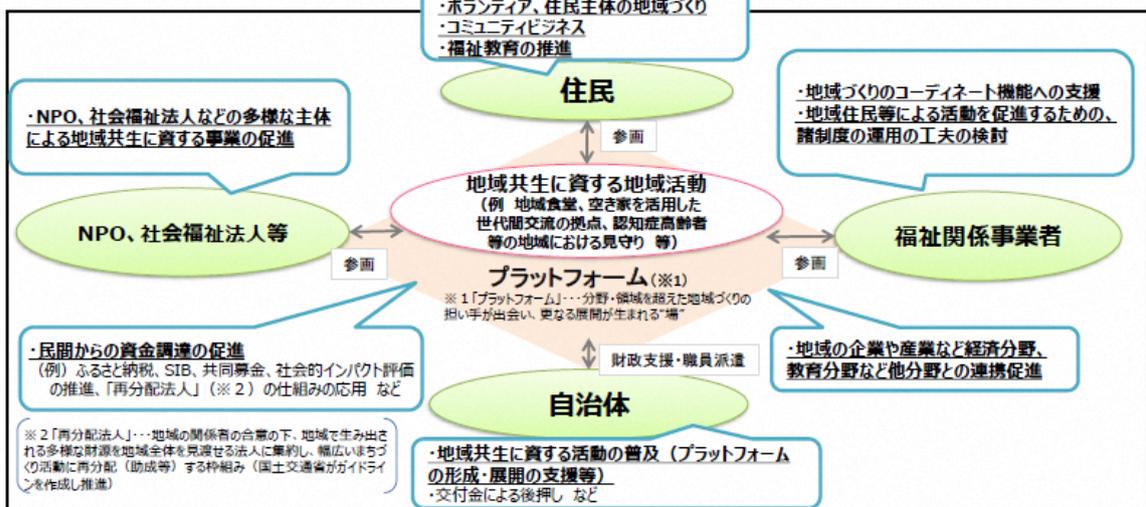
出典：厚生労働省

《多様な担い手の参画による地域共生に資する取組の促進》

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



出典：厚生労働省

◇ 再犯の防止等の推進に関する法律の成立

我が国では、平成16年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行されました。

本市においても、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、就労、住居、保健医療、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進するため、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）」として位置づけます。

◇ 自殺対策基本法の成立

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、国をあげて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、自殺対策基本法の趣旨及び第13条第2項の規定を鑑み、これまで「武蔵村山市健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的に連携させながら、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進するため、本計画で自殺対策に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）」として位置づけます。

◇ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

成年後見制度*は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見利用促進法」という。）」が施行されました。

本市においても、成年後見利用促進法の趣旨及び第14条の規定を鑑み、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図るため、本計画で成年後見制度の利用の促進に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）」として位置づけます。

◇ 「2040年問題*」への対応

65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年（令和22年）に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成30年に報告書を取りまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私*で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわるしくみ、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

※ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」、「補助」、「保佐」の3類型に分かれる。

※ 2040年問題：平成30年4月に自治体戦略2040構想研究会でとりまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設等、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※ 公共私：公（行政）、共（地域団体、民間等）、私（地域住民、個人）のこと。

5 地域福祉活動をとりまく動向

◇ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成 28 年に社会福祉法が改正されました。第 24 条第 2 項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組を通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

◇ 地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景に、今日ではNPO法人や、公益性の認定を受けた一般社団法人・一般財団法人、多様な団体が地域福祉の一翼を担っています。

また、地域社会への貢献も含むCSR活動[※]も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

◇ 地域活動の資金調達方法の多様化

地域活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング[※]が急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化してきています。

欧米を中心として国際的には、社会的インパクト投資[※]も注目されはじめています。日本でも、その基盤整備が進められており、平成 30 年には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法）が施行されました。この法律は、国や自治体による対応が困難な社会課題の解決を目的とする民間団体の公益活動、①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で

※ CSR活動（Corporate Social Responsibility）：企業の社会的責任として、事業活動を展開するにあたり、最も基礎的な取組である法令遵守はもとより、広範な社会課題について、企業が自主的に取り組むこと。

※ クラウドファンディング：不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われる。

※ 社会的インパクト投資：経済的な還元だけではなく、社会的改善効果を生み出すことも目的とした投資。

困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野の活動で、その成果が国民一般の利益の増進につながるものの促進を目指すものです。

「終活」と地域活動等との関係性も見え始めています。個人の財産の有効活用の選択肢として、遺言により、自分を支えてくれた団体あるいは自分が応援する団体等に財産等を寄付する遺贈寄附が注目され始めています。

このように、近年、寄附や社会的投資等を含め、地域活動の資金調達方法が多様化してきていることから、地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが重要となっています。

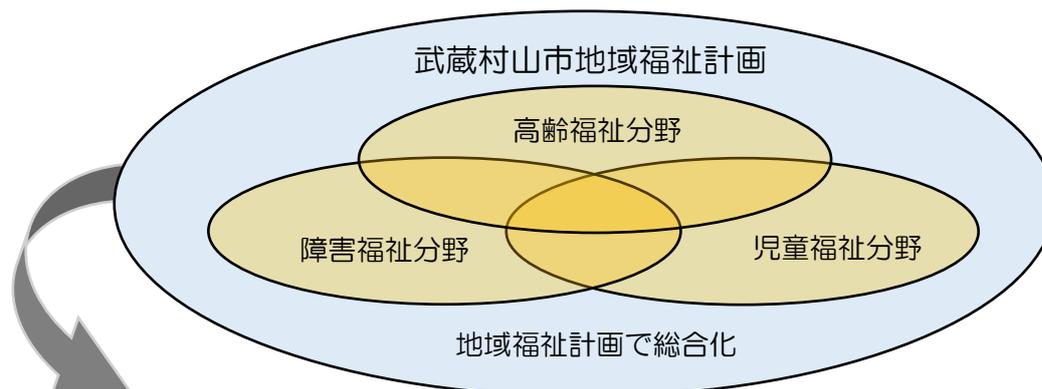
第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく再犯防止推進計画を内包しています。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条	
一	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五	前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



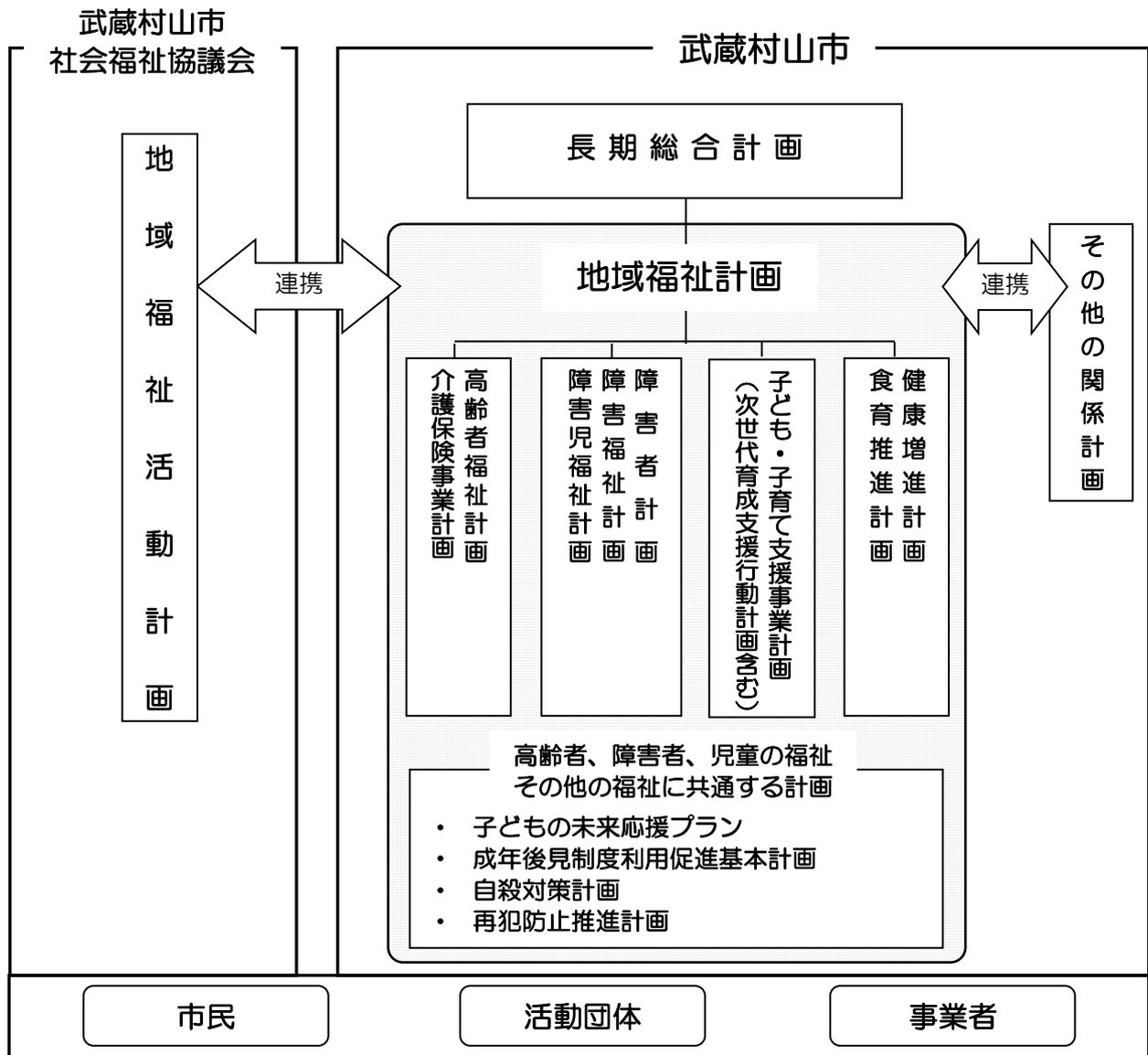
【分野を横断する取組み】

- 地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- 住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター等）
- 担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保（武蔵村山市ボランティア・市民活動センター等）
- 啓発・教育・情報提供（福祉への理解、副籍制度、市報「むさしむらやま」等）
- 相談支援（市民なやみごと相談窓口、福祉サービス総合支援事業、各種相談窓口のネットワーク等）
- 社会参加・交流・生きがい（お互いさまサロン、子どもカフェ、子ども食堂等）
- 安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進、再犯防止の推進）
- まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン 等

2 計画の位置付け

本計画は、長期総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて、国及び東京都がそれぞれに策定する関連計画との整合・連携を図り、市が策定した既存の各福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・食育推進計画）を包括した福祉の上位計画と位置付け、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める計画として策定します。

本計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、武蔵村山市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。



第3節 計画の期間

計画の期間（本計画に内に記載される、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画を含む）は、長期総合計画と整合を図るとともに、次期計画以降において、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画及び食育推進計画との一体的な策定を行うことを前提に、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第四次地域福祉計画					第五次地域福祉計画					

《武蔵村山市における関連計画の期間》

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第四次長期総合計画 (平成23年度～令和2年度)					第五次長期総合計画 (令和3年度～令和12年度)					
			第四次高齢者福祉計画 第七期介護保険事業計画		第五次高齢者福祉計画 第八期介護保険事業計画			第六次高齢者福祉計画 第九期介護保険事業計画		
			第四次障害者計画 第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画		第五次障害者計画 第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画			第六次障害者計画 第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画		
第一期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)				第二期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)						
第二次健康増進計画 第二次食育推進計画					第三次健康増進計画 第三次食育推進計画					

第4節 策定の方法

1 会議体による計画内容の審議

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者等 16 人の委員で構成され、本計画の全般について審議を行いました。

(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

策定懇談会の作業を円滑にするため武蔵村山市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、市職員 13 人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

2 市民意識調査による市民ニーズの把握

(1) 地域福祉に関する市民意識調査（市民対象）

本計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の 18 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）を対象に、令和 2 年 1 月 8 日（水）から令和 2 年 1 月 26 日（日）まで市民意識調査を実施したところ、1,018 人から回答を得ました。

(2) 地域福祉に関する市民意識調査（福祉団体関係者）

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録している 107 団体を対象に、令和 2 年 1 月 8 日（水）から令和 2 年 1 月 26 日（日）まで市民意識調査を実施したところ、63 団体から回答を得ました。

3 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで意見提出手続（パ

ブリックコメン

〇受付方法：

〇周知方法：

〇資料閲覧の

〇意見提出者

〇意見数：

パブリックコメント終了後に掲載予定

第2章 地域福祉に関する 武蔵村山市の現状



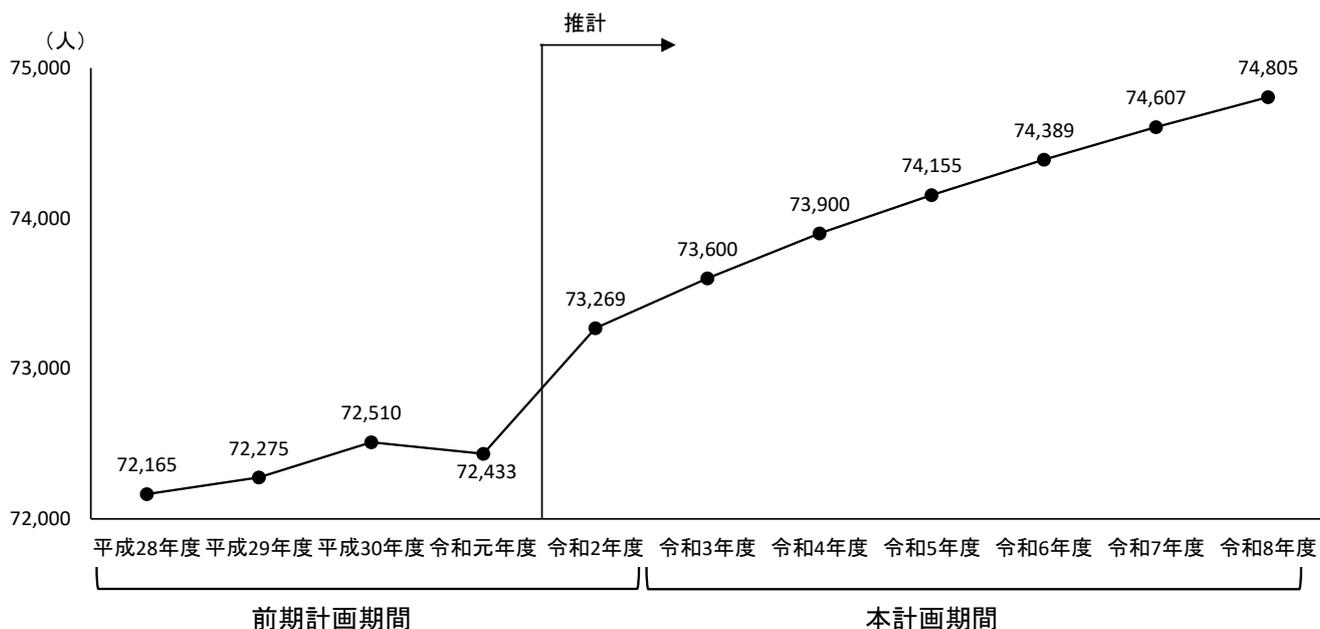
市の花「茶の花」

第1節 武蔵村山市の現状

1 人口・世帯

◇ 人口の推移と将来の人口

本市の人口は、令和元年度にやや減少しているものの、増加傾向にあり、本計画における将来推計人口は、「第五次長期総合計画」に掲げる将来推計人口を踏まえ、各年の10月1日を基準として、住民基本台帳で推計するものとし、令和8年度の人口を74,805人とした計画を策定します。

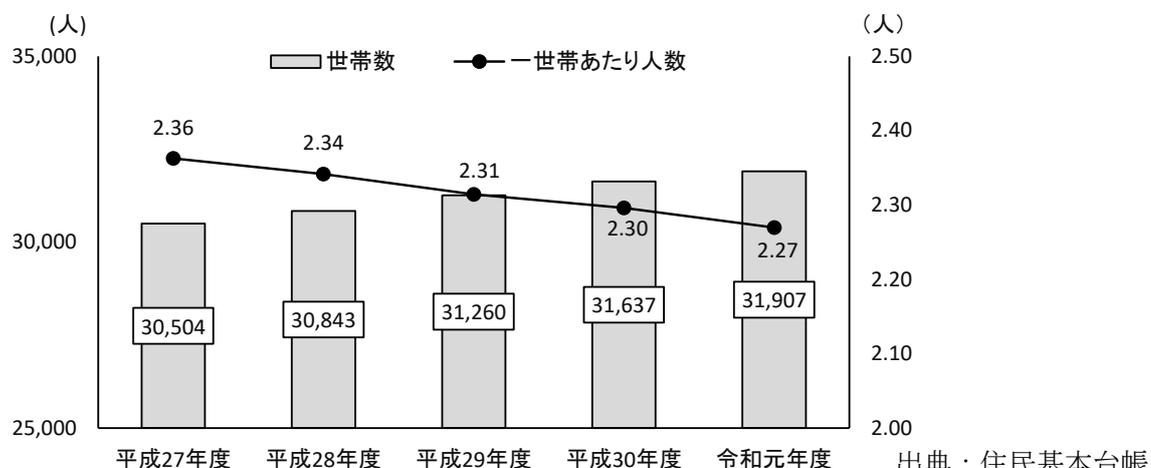


出典：武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（トレンド推計）

備考：令和元年度までは実績値

◇ 世帯数と一世帯あたりの人数の推移

世帯数は令和元年度10月1日現在、31,907世帯で、直近5カ年の間、増加傾向にあります。一世帯あたりの人数は、2.27人と、減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳

2 地域福祉の現状

(1) 主な地域資源*

◇ 身近な地域の組織的な活動

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人で、地域における公益的な取組として、多様な地域貢献活動を行っています。

老人クラブ

健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動等を中心に幅広く活動しています。

◇ 見守り等地域を限定しない活動

ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加する人や団体であり、本市ではボランティア・市民活動センターを拠点として活動支援を行っています。

◇ 課題やテーマに沿った活動

NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した「利益を目的としない活動を行う民間の団体」のことであり、社会の様々な分野の課題に、主体的に取り組んでいます。

お互いさまサロン

地域の高齢者の介護予防やいろいろな世代の交流の促進に向けた活動を行っており、本市では、体操や脳トレ等様々な講座やレクリエーションを実施しています。

自治会

市内には56の自治会があり、行事を通じた親睦や生活環境の向上に向けた取組、防災・防犯活動等、地域の共助力向上のため、様々な活動を行っています。

民生委員・児童委員

本市では厚生労働大臣から委嘱を受けた58名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員が、担当区域の福祉的な課題を抱える人を把握しながら、様々な相談に応じ、行政機関への橋渡しを行っています。

当事者・家族会

障害や介護等同様な問題を抱えている個人や家族がお互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支え合うための活動をしています。

子ども食堂

地域のボランティアの方々によって運営されており、ご飯のことで困っていたり、悩みを抱えている子どもやその家庭のために、低料金で食事を提供しています。

* 地域資源：その地域に存在する地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者及びそれらの事業・活動を行う場や事業・活動に関する情報のこと。

◇ 災害等に備える活動

自主防災組織

主に自治会を母体として、防災活動を行うボランティア団体で、地域の安全のため、災害予防活動や災害対応活動を行っています。

自主防犯組織

地域で防犯活動に取り組んでいるボランティア団体で、防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動等を行っています。

◇ 犯罪をした者等の更生に協力する活動

保護司

本市では法務大臣から委嘱を受けた28名の保護司が、犯罪をした人の社会復帰のサポートや社会を明るくする運動等の更生に関する啓発活動等、様々な再犯防止活動を行っています。

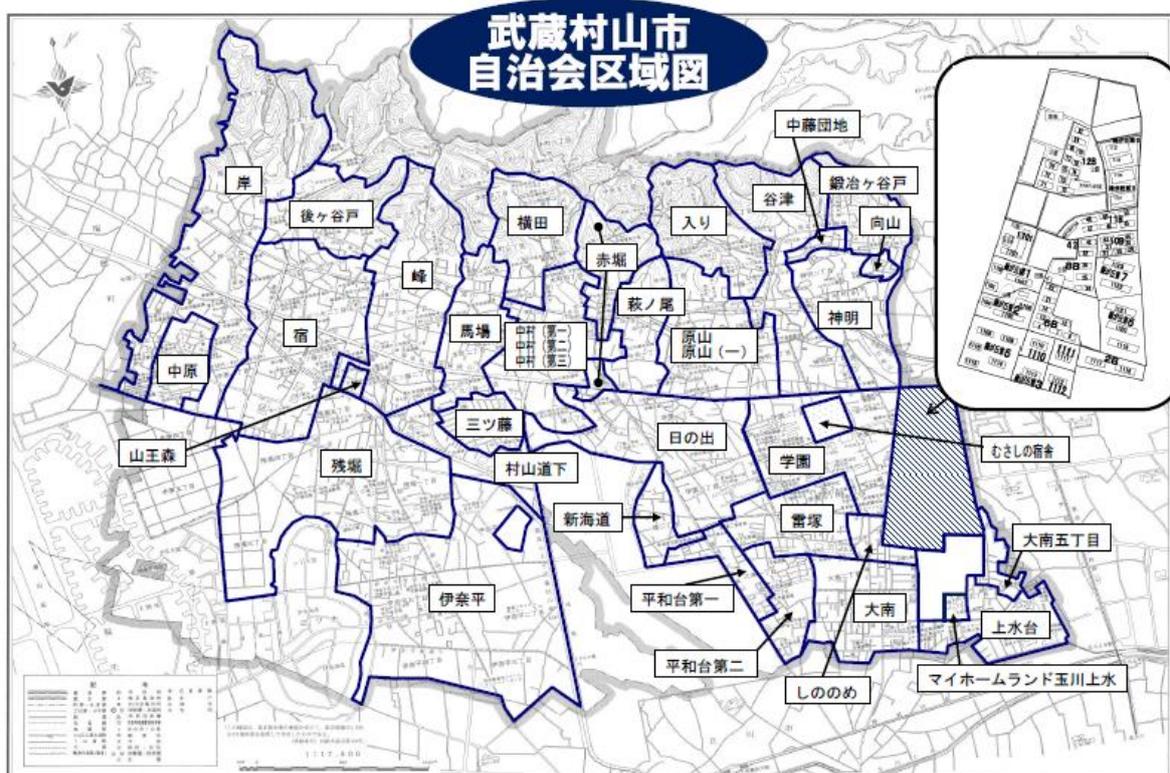
更生保護女性会

犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成、犯罪や非行をした少年の改善更生に向けた活動等を行っています。

(2) 自治会の組織状況と活動への支援について

令和2年5月現在、本市では、下記の区域ごとに56の自治会が組織されており、地域活動の親睦・レクリエーション活動、安全対策活動（自主防犯・自主防災活動）、市等からの情報提供、地域課題の解決等を行っています。

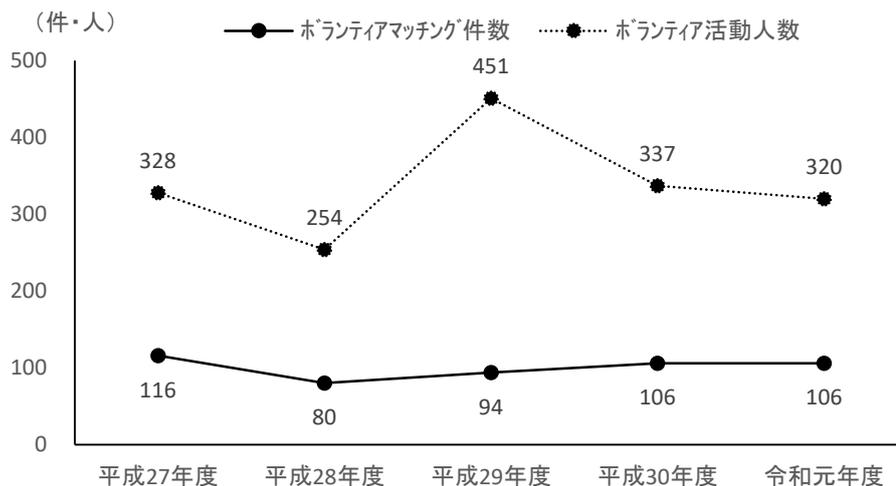
そのため、市では、自治会の自主的な活動のさらなる活性化を図るため、自治会活動への各種補助金の交付等を行っています。



(3) 市民活動について

◇ ボランティアマッチング件数とボランティア活動人数

武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに要請のあったボランティアニーズに対して、登録団体や個人登録者を通じて実際に行われたボランティア活動の件数（ボランティアマッチング件数）は、令和元年度は106件であり、直近5カ年の間、100件前後を推移しています。また、実際に行われたボランティア活動に参加したボランティア活動人数は、令和元年度は320人で、直近5カ年の間、300人前後を推移しています。



各年度末現在

◇ 市民活動への支援

近年、市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

このような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。武蔵村山市ボランティア・市民活動センターでは、住民一人一人にボランティアや市民活動を身近に体感してもらうため、平成28年度から市民活動の見本市として「元気フェスタ」を開催しており、令和元年度現在の参加者は4,087人でした。また、広報誌「コラボ・バ」や、情報誌「市民活動ナビ」の発行を通じて、市内のボランティア団体・NPO法人や活動状況のPRにも努めています。

ボランティア活動や市民活動は、市民による課題解決に向けた多様な活動の展開により、市民一人一人の自己実現や、より良い「まちづくり」を目指して行われるものです。近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。

(4) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、社会福祉法に基づき設置されています。行政、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関と連携しながら、地域福祉の推進に向けた活動を行っています。地域における課題が複雑化・多様化する中で、市民のニーズに寄り添いながら、柔軟な事業展開を行う等、その役割への期待が高まっています。

現在、武蔵村山市社会福祉協議会では、地域福祉を推進するための具体的な活動計画として、「だれもが安心して暮らしていくことができる「ささえあうまちづくり」」を理念に掲げた地域福祉活動計画「いっぽ計画」を策定し、様々な福祉事業を展開しています。

また、近年、地域福祉の推進に向けて、地域のニーズの情報等を整理統括し、地域の資源（情報・人・場所等）をつないでいく機能を担う役割が重要視されていることから、令和元年度より、南部地域をモデル地区として「地域福祉コーディネーター」を設置し、制度の狭間にある問題や複雑な課題を持った個人に対し、「子ども食堂の立ち上げとネットワーク化の支援」や「引きこもり当事者家族会の立ち上げ支援」等、地域のネットワークを生かした支援を行うとともに、住民の活動支援や必要なしくみの構築を提案しています。

《社会福祉協議会の主な事業》

独自事業	
○社会福祉バザー	○いっぽ募金
○使用済み切手の回収	○不要となった入れ歯の回収
○小地域福祉組織化事業	○福祉まつりの開催
○シルバーテレホン事業	○車いす貸出事業
○緊急援護資金貸付事業	○赤い羽根共同募金運動
○歳末たすけあい運動事業	○機関誌の発行
○福祉関係団体への助成	○福祉学習会への経費助成
○イベント機器の貸出	○フードバンク事業
○相談支援事業	
受託事業	
○生活福祉資金貸付事務事業	○福祉サービス利用援助事業
○福祉サービス総合支援事業	○成年後見活用あんしん生活創造事業
○受験生チャレンジ支援貸付事務事業	
指定管理者制度による施設運営	
○南部地域包括支援センター	○身体障害者福祉センター
○のぞみ福祉園	○障害者地域自立生活支援センター

(5) 民生委員・児童委員の活動について

武蔵村山市民生委員・児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の2地区に分けており、武蔵村山市では東西地区合計で民生委員・児童委員が54人（定数58人）、主任児童委員が4人（定数4人）の合計58人（令和2年4月現在）が委嘱され、様々な活動を行っています。

民生委員・児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている人や障害のある方、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートや見守り活動をしています。また、主任児童委員は、各地域の児童委員（民生委員が兼ねている）に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー※、子ども家庭支援センター等と連携をしながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

近年、本市では地震や大雨による災害対応や避難行動要支援者※への対応等、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなる一方で、困難性や活動量の増加により民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。

民生委員・児童委員が活動する主な事業等
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り活動 ○定例協議会を実施（8月を除く毎月1回） ○民生委員・児童委員の日（5月12日）活動週間における啓発活動の実施 ○二市連絡協議会を実施（東大和市民生委員・児童委員協議会との情報交換） ○社会福祉関連施設への視察研修を実施 ○地区連絡協議会を実施（児童相談所、教育委員会、子ども家庭支援センター及び民生委員・児童委員協議会の4者で地域の児童問題についての情報交換等） ○村山デエダラまつり会場における啓発活動及び相談コーナーの実施 ○民生委員・児童委員向けの講演会を実施 ○平常時及び災害時における避難行動要支援者等への対応 ○福祉関係団体との懇談会（社会福祉協議会、地域包括支援センター等） ○各事業への協力（敬老金の配付、福祉まつり等社会福祉協議会事業）
事項別部会の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援部会【乳幼児を持つ親の子育て支援の実践に関する事項】 ○児童福祉部会【学齢児童の福祉に関する事項】 ○障害福祉部会【障害者（児）の福祉に関する事項】 ○生活福祉部会【低所得者の福祉に関する事項】 ○高齢福祉部会【高齢者の福祉に関する事項】 ○主任児童委員部会【専門的な児童福祉に関する事項】

※ スクールソーシャルワーカー：問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携によって問題の改善及び軽減を図る者。

※ 避難行動要支援者：高齢者、障害のある方の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

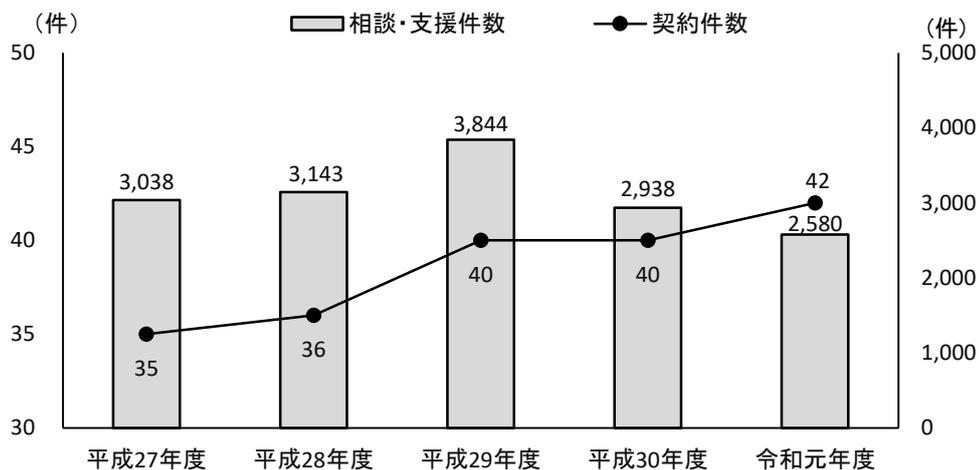
(6) 権利擁護事業について

① 権利擁護事業の現状

◇ 地域福祉権利擁護事業*の利用件数の推移

地域福祉権利擁護事業の相談件数は、令和元年度において2,580件であり、平成29年度以降、減少傾向にあります。

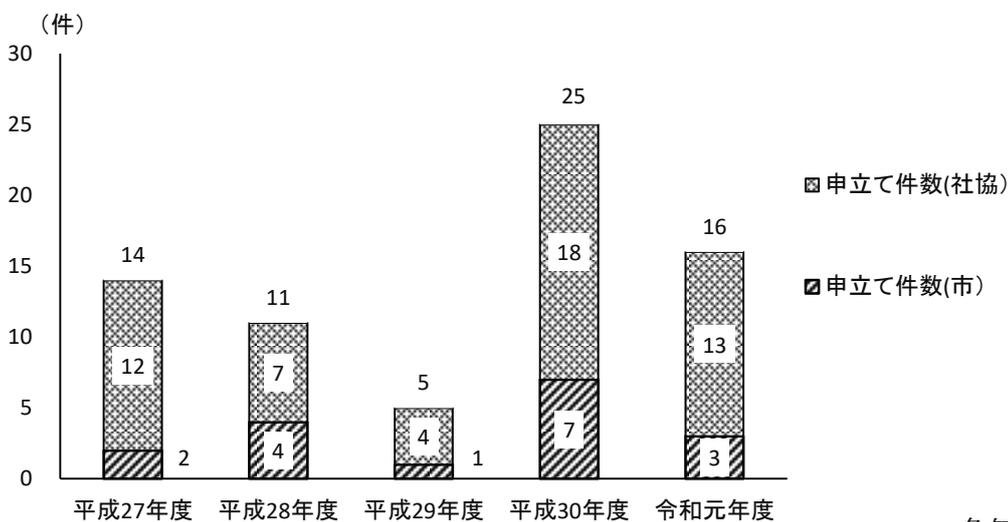
一方、契約件数は、令和元年度において42件であり、直近5カ年の間、微増傾向にあります。



各年度末現在

◇ 成年後見制度の市長申立て件数の推移

市及び社会福祉協議会による成年後見制度の市長申立て件数は、年度によりばらつきがあるものの、15件前後で推移しています。



各年度末現在

* 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）：認知症高齢者の方や知的・精神障害者の方等、判断能力の不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等の支援を行う事業。

② 権利擁護事業の主な取組

◇ 権利擁護の推進

高齢者、障害のある方、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

判断能力の不十分な人の権利を法律的に保護し、財産管理や身上監護等の支援をする「成年後見制度」については、積極的な活用を支援する取組として制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行う「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

児童虐待防止に向けては、子ども家庭支援センターが、子どもをもつ家庭の支援や関係機関との連携を図るとともに、東大和警察と協定を締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。また、近年問題とされる面前DV^{*}の被害防止に向けて、市民に周知し、母子相談員との連携を図っています。

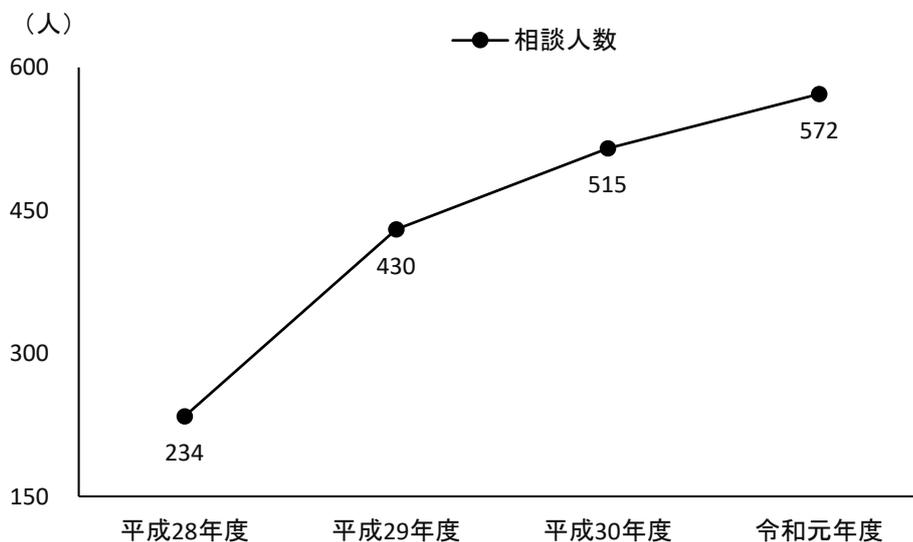
※ 面前DV：子どもに対する心理的虐待の一つで、どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。

(7) 生活困窮者自立支援等について

① 生活困窮者自立支援等に関する現状

◇ 市民なやみごと相談窓口の相談人数の推移

市民なやみごと相談窓口における相談件数は、平成28年度に事業を開始して以降、増加傾向にあります。



各年度末現在

◇ 市民なやみごと相談窓口における就労支援等の推移

市民なやみごと相談窓口に寄せられた相談内容のうち、就労支援対象となった人数は、令和元年度で53人となっており、そのうち60.4% (32人) が実際の就労につながっています。

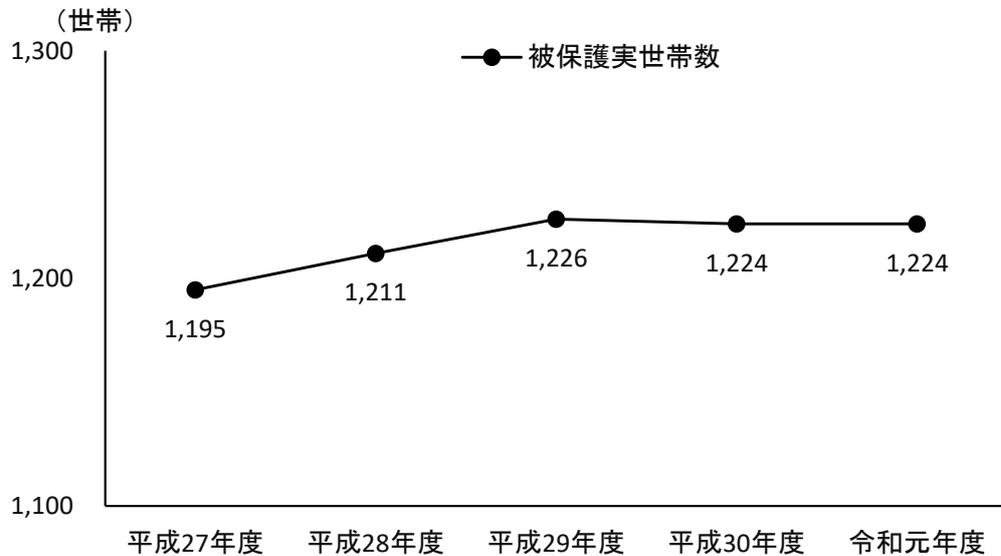
また、生活保護相談窓口への紹介の対象となった件数は、令和元年度で42件となっており、そのうち42.9% (18件) が実際の制度利用につながっています。

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就労支援対象者数 (人)	48	71	73	53
うち、就労決定者数 (人)	30	17	27	32
就労へつながった割合	62.5%	23.9%	37.0%	60.4%
生活保護相談窓口への紹介件数 (件)	19	41	45	42
うち、生活保護開始件数 (件)	12	29	22	18
生活保護へつながった割合	63.2%	70.7%	48.9%	42.9%

各年度末現在

◇ 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、令和元年度において1,224世帯であり、平成29年度以降は横ばいの傾向にあります。



各年度末現在

② 自立支援等に関する主な取組

◇ 自立した地域生活に向けた相談体制等の充実

多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となりました。これを受け、社会福祉協議会では、「緊急援護資金の貸付」や「生活福祉資金の貸付」、「緊急小口・総合支援資金貸付」、「フードバンク事業」等、多様な支援を展開しています。

そのため、就労支援員やハローワーク等と連携し、自立支援に向けたきめ細やかな就労支援を行う等、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

(8) 福祉に関する情報提供・広報について

市民に必要な相談や情報等については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある方等のすべての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。

また、市報「むさしむらやま」では、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、公式ツイッター、公式フェイスブックページ及び情報配信メール等による情報提供を行っています。

(9) 福祉教育の推進について

将来、地域を担う子ども達の人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

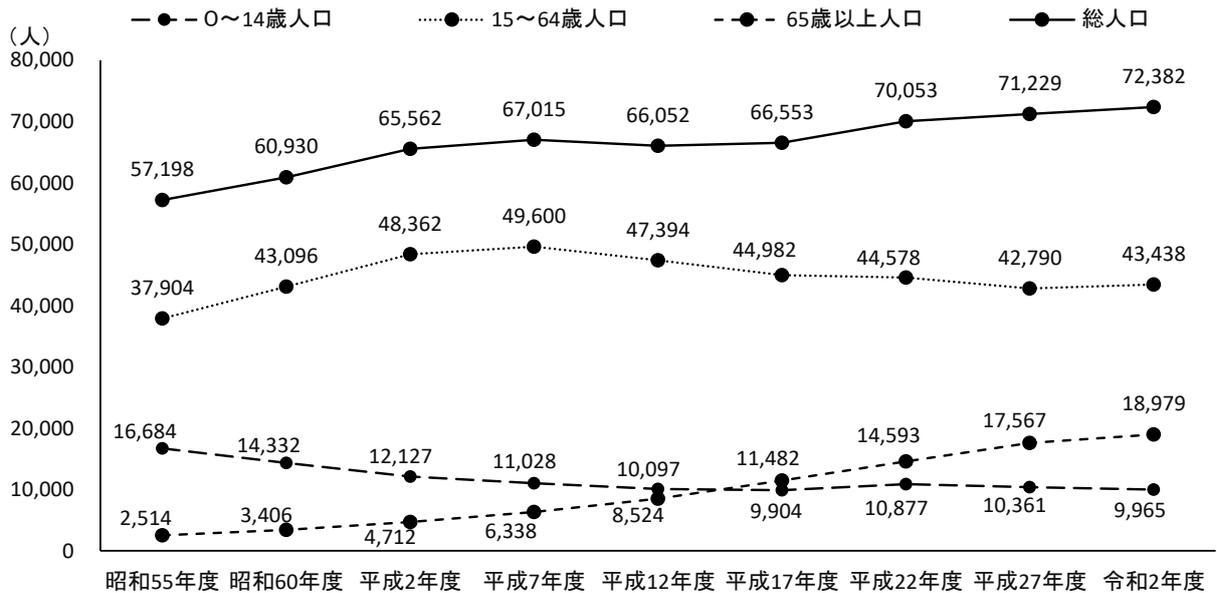
また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と、地域の小・中学生の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る副籍制度を実施しており、武蔵村山市教育委員会ホームページ等でも、副籍制度の周知に努めています。

3 子ども・子育て支援の現状

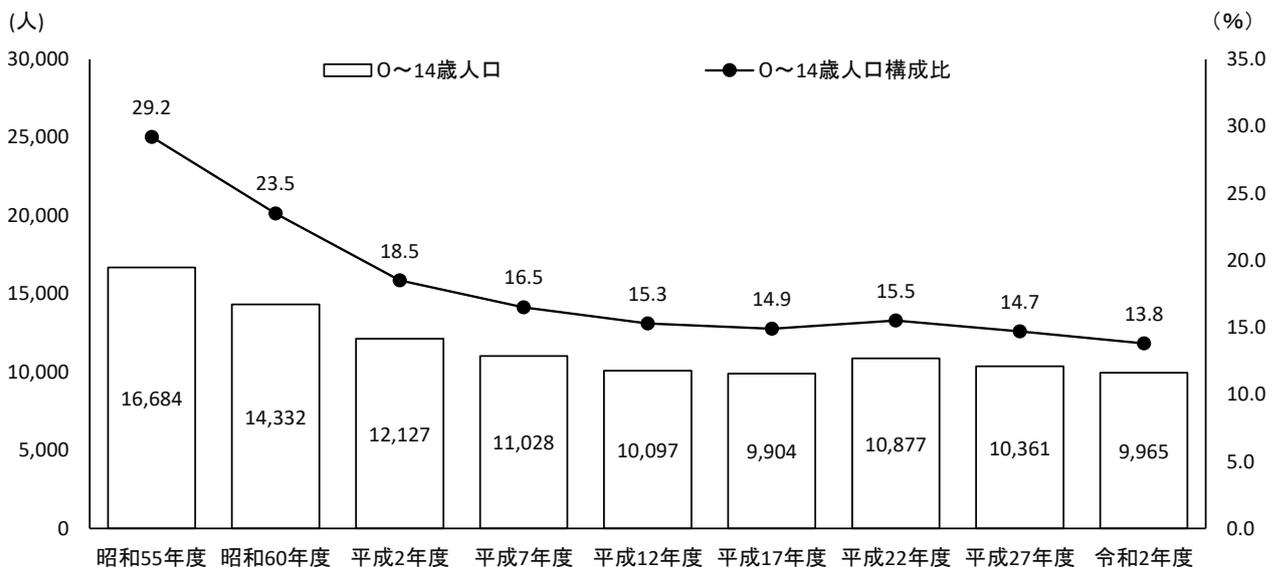
(1) 子どもと子育て家庭の現状

◇ 年少人口の推移

令和2年において、本市の0～14歳の子どもの数は、9,965人と総人口（72,382人）の13.8%を占めており、昭和55年から比較するとその割合は15.4ポイントの減少となっています。人口は、平成17年以降増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は横ばいとなっています。



出典：昭和55年度から平成27年度までは国勢調査人口
令和2年度の数值は1月1日現在の住民基本台帳

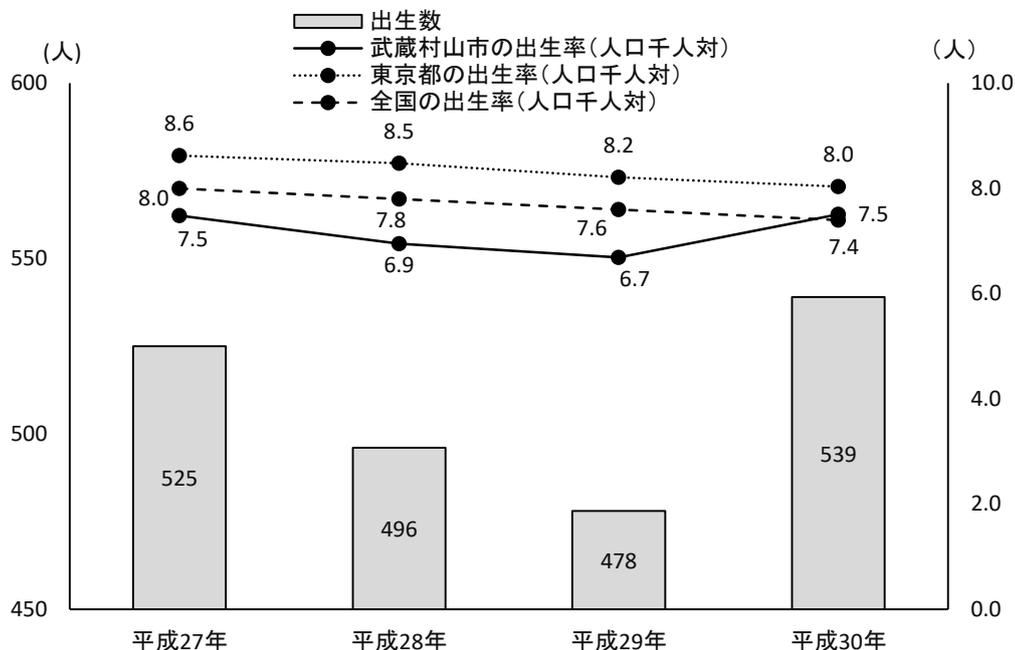


出典：昭和55年度から平成27年度までは国勢調査人口
令和2年度の数值は1月1日現在の住民基本台帳

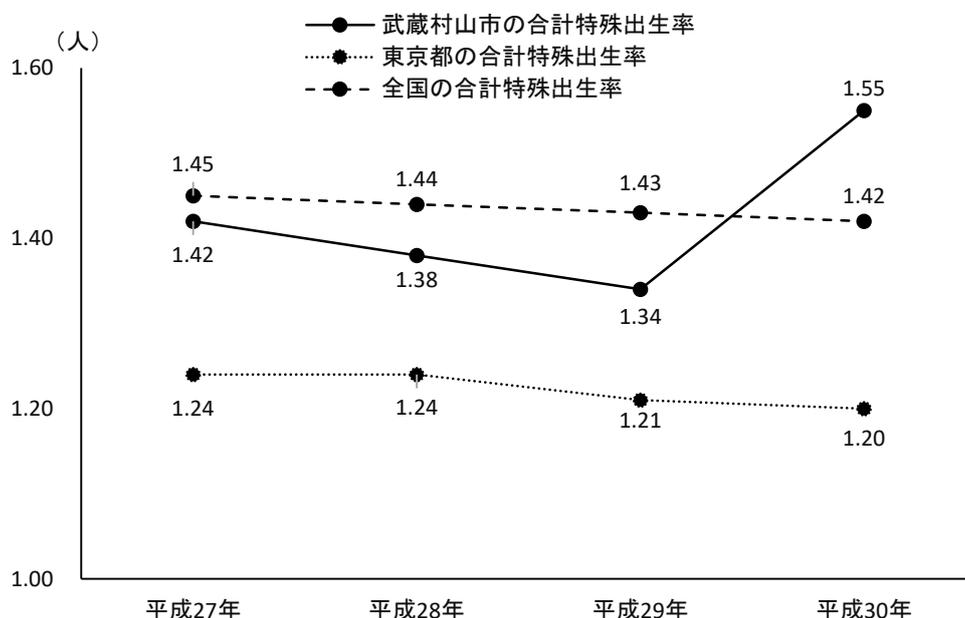
◇ 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は近年、減少傾向にありましたが、平成30年は増加に転じ、539人となっています。出生率（人口千人対）は、平成30年では全国を上回っています。

また、平成30年において、武蔵村山市の合計特殊出生率は、1.55人であり、平成30年では全国と東京都を上回っています。



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」
※各年1月1日から12月31日までの人数



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」

◇ 幼稚園入園児童数の推移（3～5歳）

市内における4幼稚園の入園児童数は、この5年間は減少傾向となっており、令和元年度は定員1,280人に対し、865人と、約67.6%の入園率となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（カ所）	4	4	4	4	4
定員合計（人）	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
入園児童数（人）	938	876	884	862	865
入園率	73.3%	68.4%	69.1%	67.3%	67.6%
うち、管外受託児童数（人）	308	301	288	288	270

各年5月1日現在

◇ 保育所入所児童数の推移（0～5歳）

市内保育所の入所児童数は、直近5カ年の間、1900人台で横ばい状態となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置数（カ所）	13	13	13	13	13
定員合計（人）	1,972	1,972	1,979	1,979	1,979
入所児童数（人）	1,931	1,895	1,920	1,921	1,916
うち、管外受託児童数（人）	56	57	58	64	44

各年4月1日現在

◇ 保育所入所待機児童数の推移（0～5歳）

市内保育所の入所待機児童数は、平成29年度以降、大幅に増加し、令和元年度では45人となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所入所待機児童数* （人）	22	11	27	56	45

各年4月1日現在

* 入所待機児童数：定員不足等により、希望の保育所に入所できない児童の人数。

(2) 子ども・子育て支援に関連する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を整備しています。前計画期間中に、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」を設置し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。また、病児保育を利用できる対象児童を拡大し、子どもを持つ親が働きやすい環境の提供に努めています。

◇ 子ども行政の拡充

市報やホームページ、SNS[※]等で、子ども家庭支援センターの役割や地域の子育て事業の周知に努めるとともに、予防接種ナビを「子ども・子育て応援ナビ」にリニューアルし、利便性を高めることで、子育て支援に関連する情報の周知を実施しています。

また、市では、子ども子育てに関連する施策拡充のため、令和2年度から健康福祉部に位置付けられていた子ども育成課と子育て支援課及び健康福祉課の母子保健に関する業務を、新たに子ども家庭部として組織し、子ども青少年課と子ども子育て支援課の2課を編成しています。

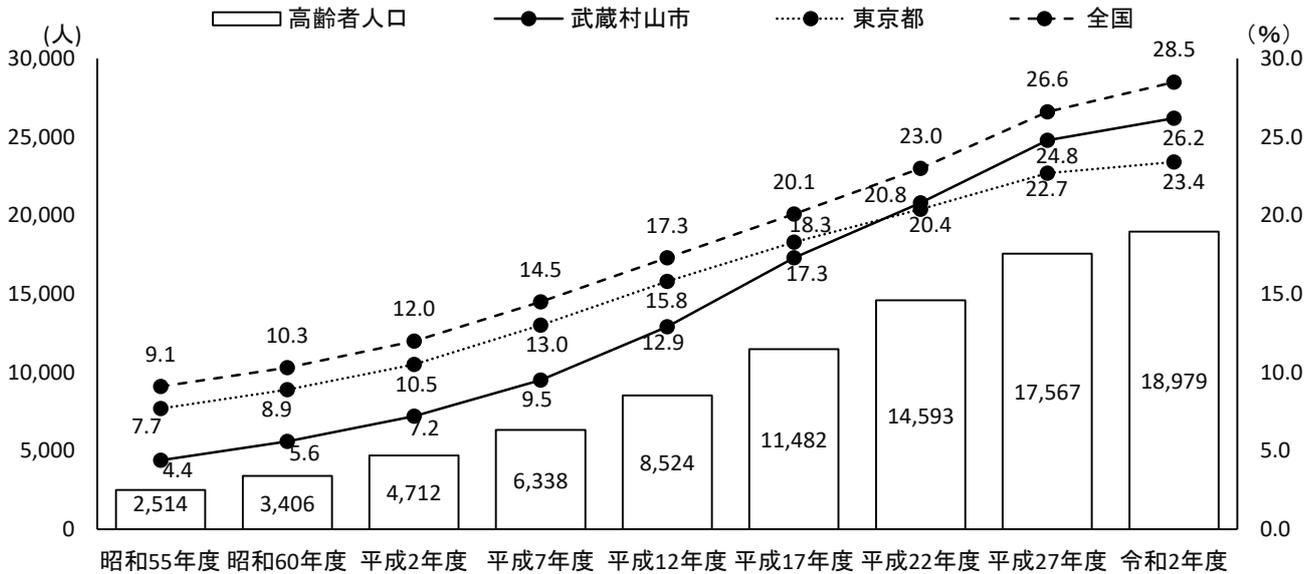
※ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略であり、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。各社がサービスを行っており、代表的なものとして、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）等がある。

4 高齢者福祉の現状

(1) 高齢者の現状

◇ 高齢者数の推移

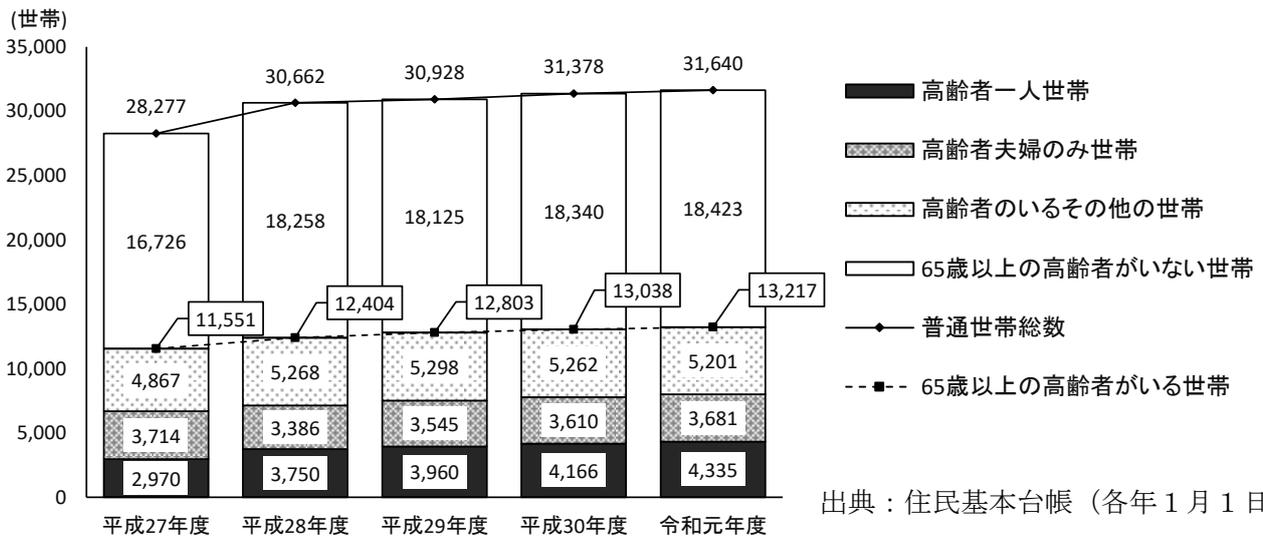
本市の高齢者人口は、昭和55年度以降増加傾向にあります。令和2年1月1日現在18,979人、高齢化率は26.2%と、市民の4人に1人以上が高齢者です。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、平成22年度以降は東京都平均を上回っています。



出典：昭和55年度から平成27年度までは国勢調査人口
令和2年度の数值は、1月1日現在の住民基本台帳

◇ 高齢者世帯数の推移

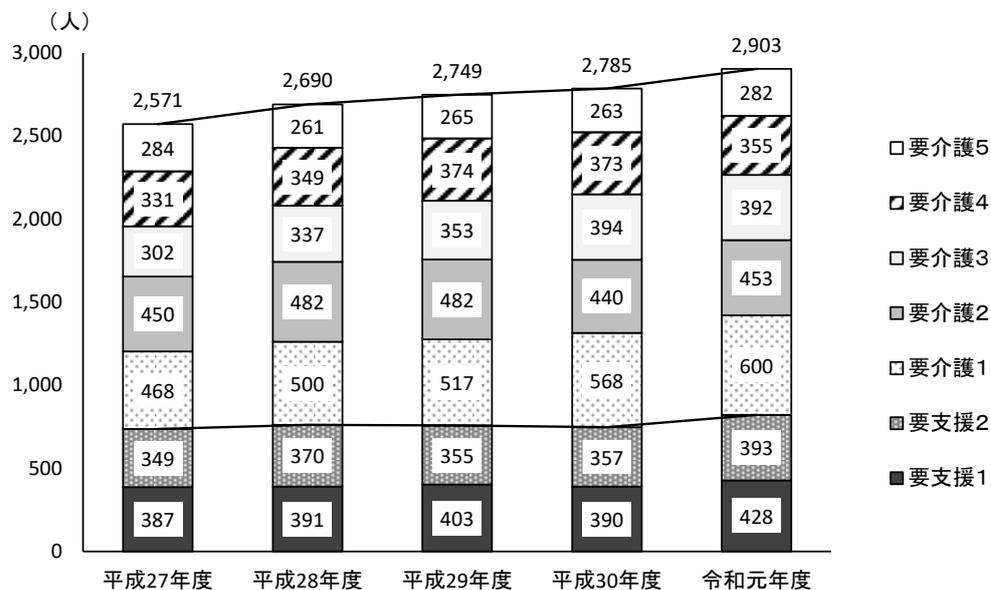
本市の普通世帯総数（施設世帯数を除く）は、直近5カ年の間、増加傾向にあり、それに伴って高齢者世帯数も増加しています。特に高齢者一人世帯では、平成27年度に2,970世帯でしたが、令和元年度には4,335世帯となっており、約1.7倍に増えています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

◇ 要支援・要介護認定者数の推移

本市における要支援・要介護認定者数は、令和元年度で合計 2,903 人であり、直近 5 カ年の間、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告

第2号被保険者を含む、各年10月31日現在

(2) 高齢者福祉等に関する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。平成28年度には、「在宅医療介護連携推進事業」として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携を強化しています。加えて、近年では、介護人材の不足が社会問題となっていることから、本市では平成28年度から独自の認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

◇ 生活支援や介護予防の推進

高齢者の社会参加や、介護予防を目的とする通いの場である「お互いさまサロン」は、平成28年度から整備を開始し、令和元年度末には市内50か所で活動を行っています。

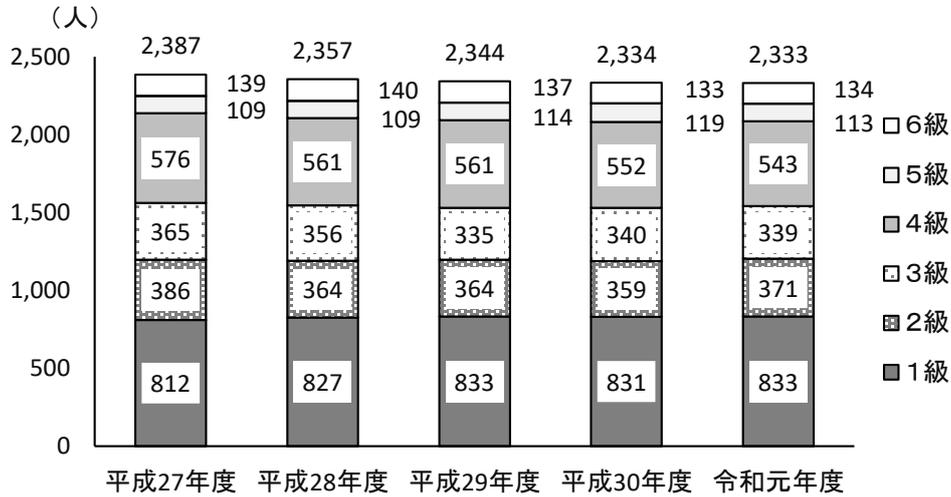
高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けては、市内の地域福祉エリアに配置された生活支援コーディネーターが、地域におけるニーズを把握し、関係機関と連携を解決するよう努めています。

5 障害者福祉の現状

(1) 障害者（児）の現状

◇ 身体障害者手帳の所持者数

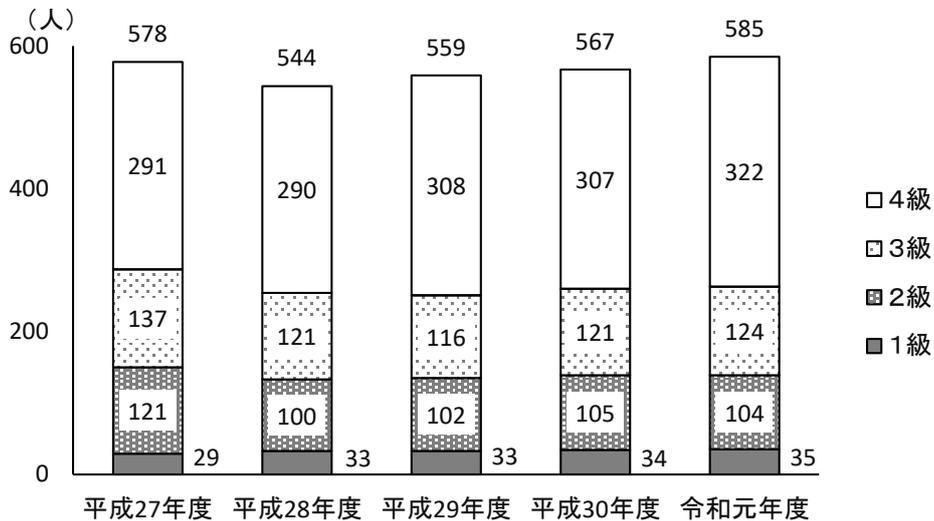
身体に障害のある方の数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年度において2,333人であり、直近5カ年の間、微減傾向にあります。



各年 10月1日現在

◇ 愛の手帳の所持者数

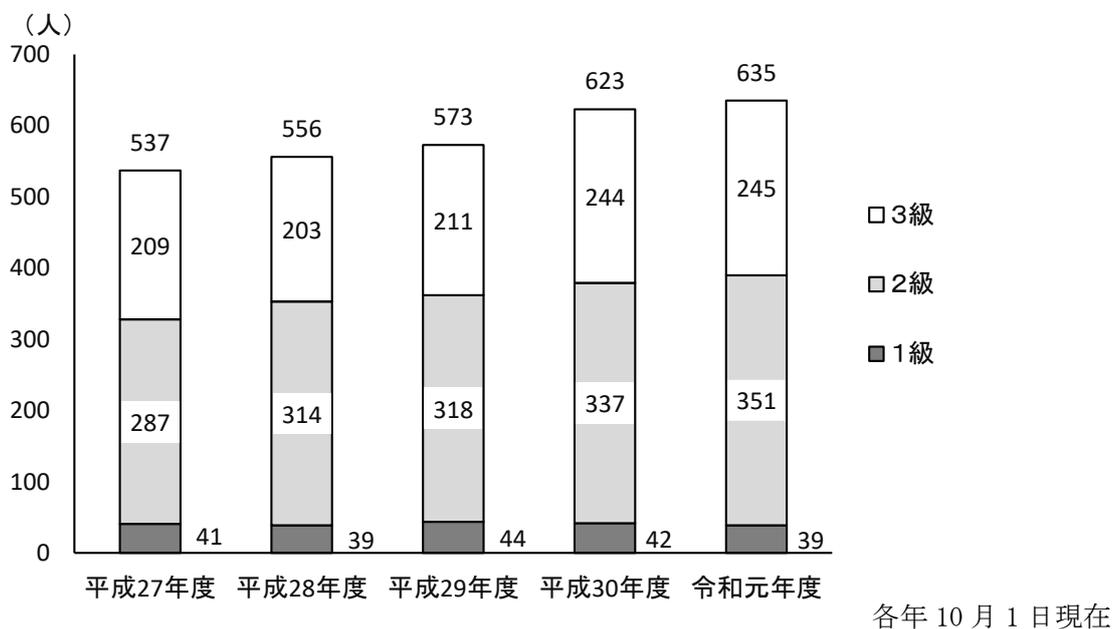
知的障害のある方の数（愛の手帳の所持者数）は、令和元年度において585人であり、平成28年度以降、微増傾向にあります。



各年 10月1日現在

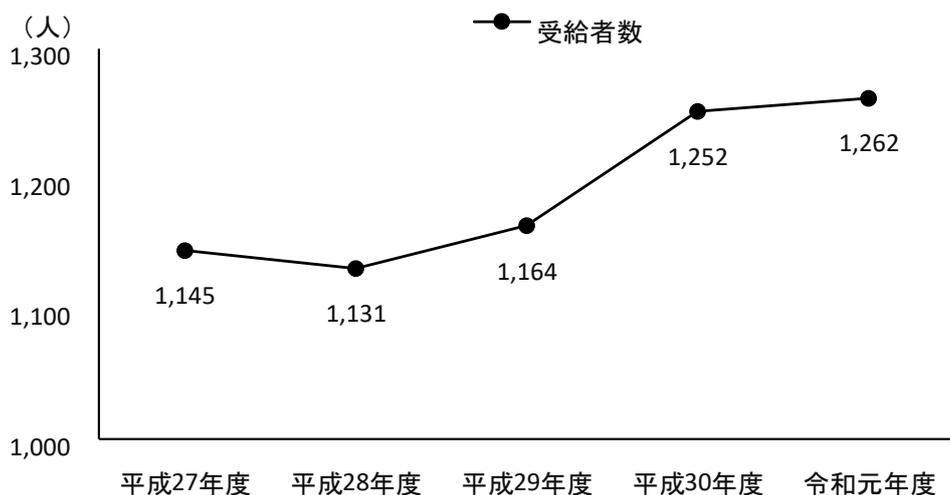
◇ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害のある方の数(精神障害者保健福祉手帳の所持者数)は、令和元年度において635人であり、直近5カ年の間、増加傾向にあります。



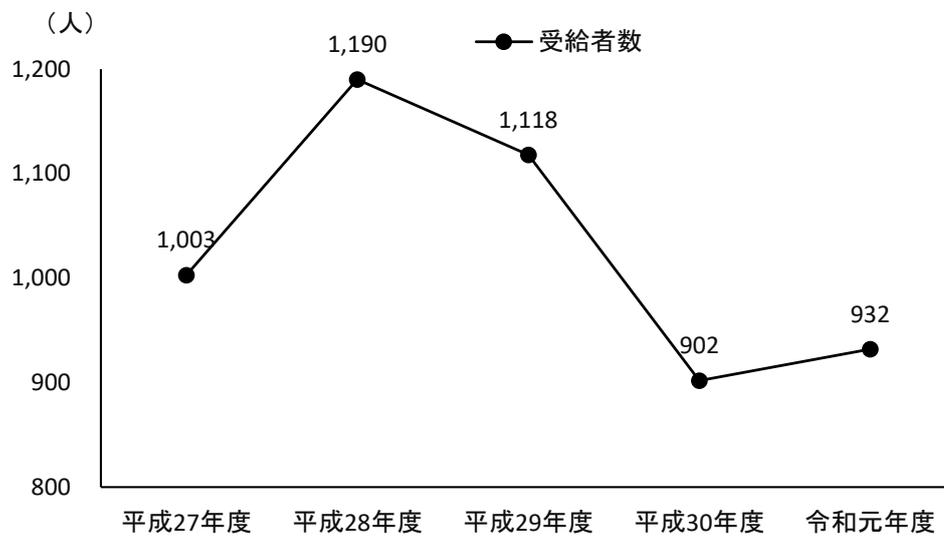
◇ 自立支援医療受給者数

心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担で医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の医療者数は、令和元年度において1,262人であり、平成28年度以降、増加傾向にあります。



◇ 難病医療費等助成受給者数

難病医療費等助成受給者数は、令和元年度において 932 人であり、直近 5 カ年では、900 人～1,200 人の間を推移しています。



各年 10 月 1 日現在

(2) 障害者福祉に関連する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

障害のある方のためのサービスを提供する市内施設として、児童発達支援施設、グループホーム等が増設されています。また、災害対策の推進も進められています。

◇ 緊急時への対策

避難行動要支援者対策の推進として、令和 2 年度においては、要支援者に対し、災害時に支援が必要であることを伝えられるようにする「ヘルプバンドナ」を配布するとともに、市民へ理解を深められるよう、市内各所において実物を掲示する等の周知を図る取り組みを進めています。

◇ 新たな課題への対応

親亡き後の支援体制、児童発達支援、医療的ケア児等新たな課題に対応できるよう、自立支援協議会における各部会の再編成を進め、関係機関従事者、医療機関関係者、当事者やその家族等との活発な議論を進めてまいります。

6 保健医療の現状

(1) 保健医療の現状

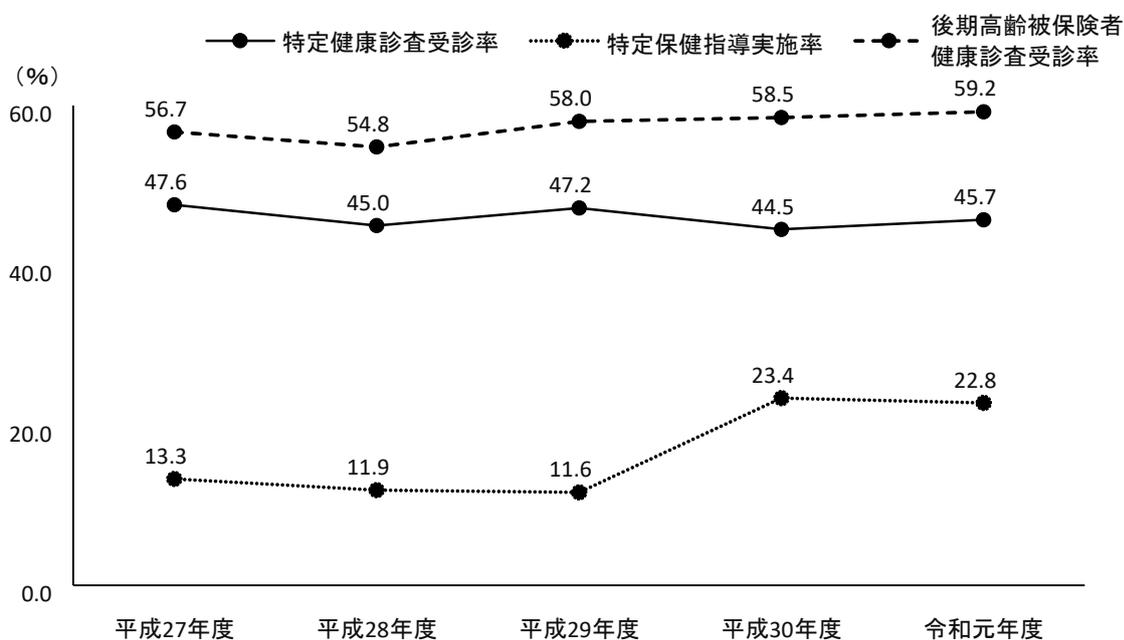
◇ 特定健康診査・特定保健指導・健康診査の対象者数・実施者数・受診率の推移

国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査の受診率は令和元年度において45.7%と、45.0%前後の間で横ばい傾向となっています。また、特定保健指導の修了者数の割合は、令和元年において22.8%で、平成30年度に大きく上昇しています。

後期高齢被保険者を対象とした健康診査の受診率は令和元年度において59.2%と、平成28年度以降、微増傾向となっています。

		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国民健康保険被保険者	特定健康診査	対象者数(人)	15,496	14,690	13,730	13,067	12,436
		受診者数(人)	7,382	6,616	6,484	5,818	5,679
	特定保健指導	対象者数(人)	826	739	816	701	681
		終了者数(人)	110	88	95	164	155
後期高齢被保険者	健康診査	対象者数(人)	6,716	7,272	7,748	8,190	8,713
		受診者数(人)	3,806	3,985	4,494	4,792	5,155

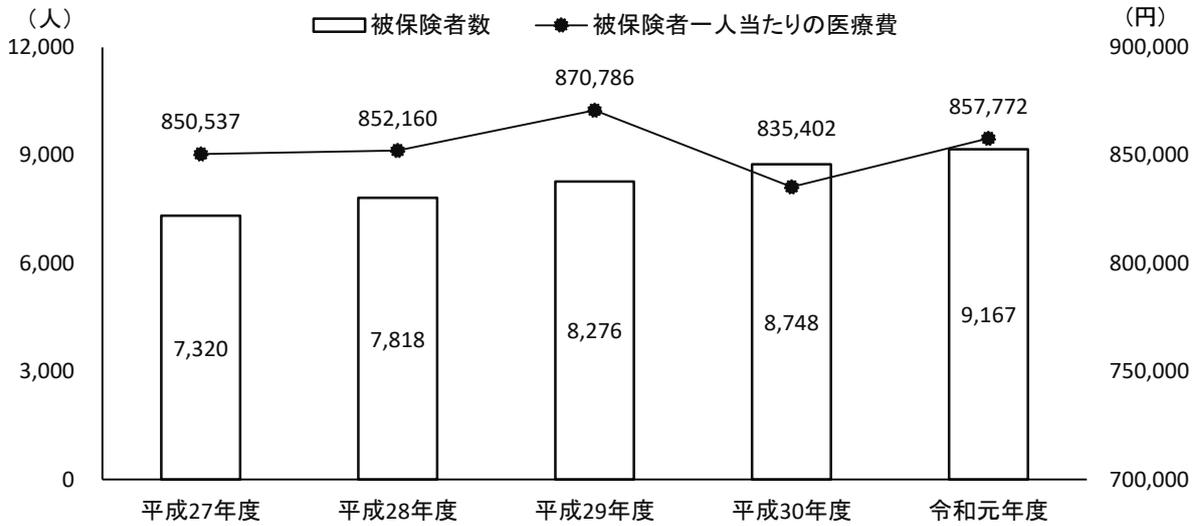
各年度末現在



各年度末現在

◇ 後期高齢者医療制度の被保険者数と被保険者1人当たりの給付費の推移

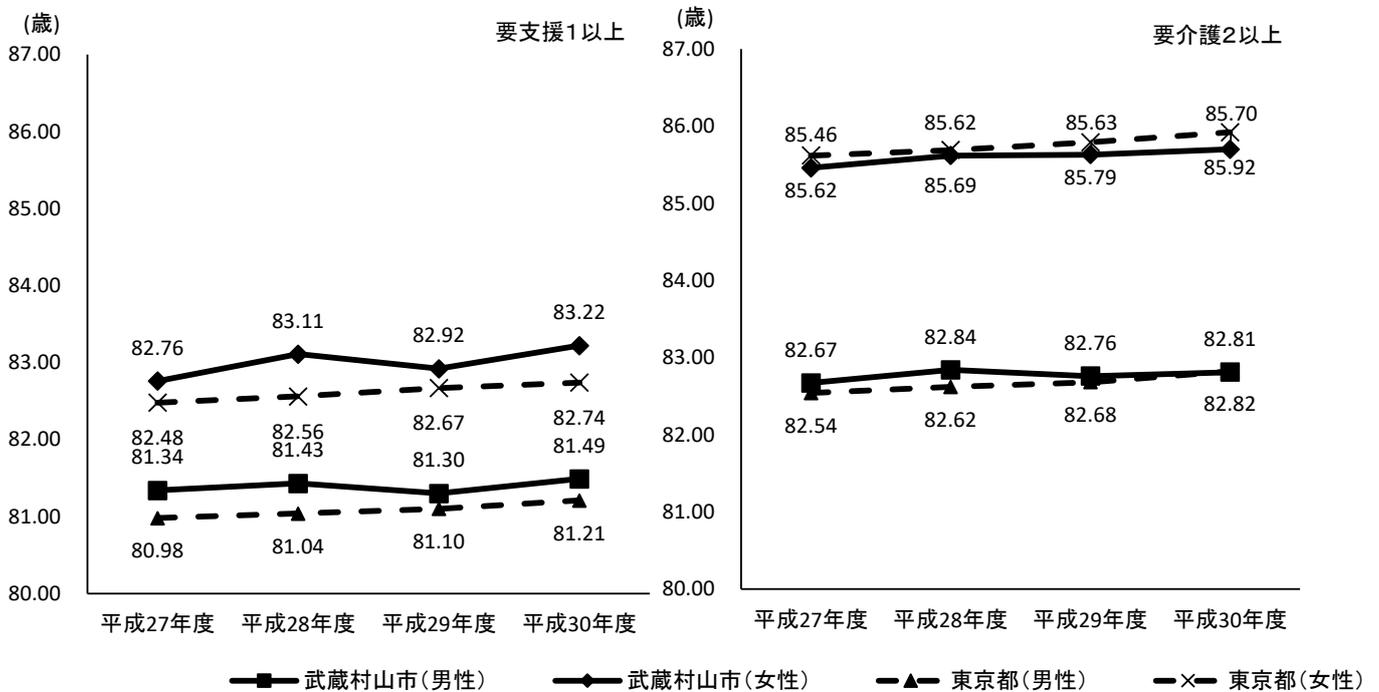
後期高齢者医療制度の被保険者数は令和元年で9,167人と、直近5カ年の間増加しています。一方、被保険者1人当たりの給付費は、令和元年で857,772円と、850,000円前後で推移しています。



出典：事業概要（東京都後期高齢者医療広域連合）

◇ 健康寿命の推移

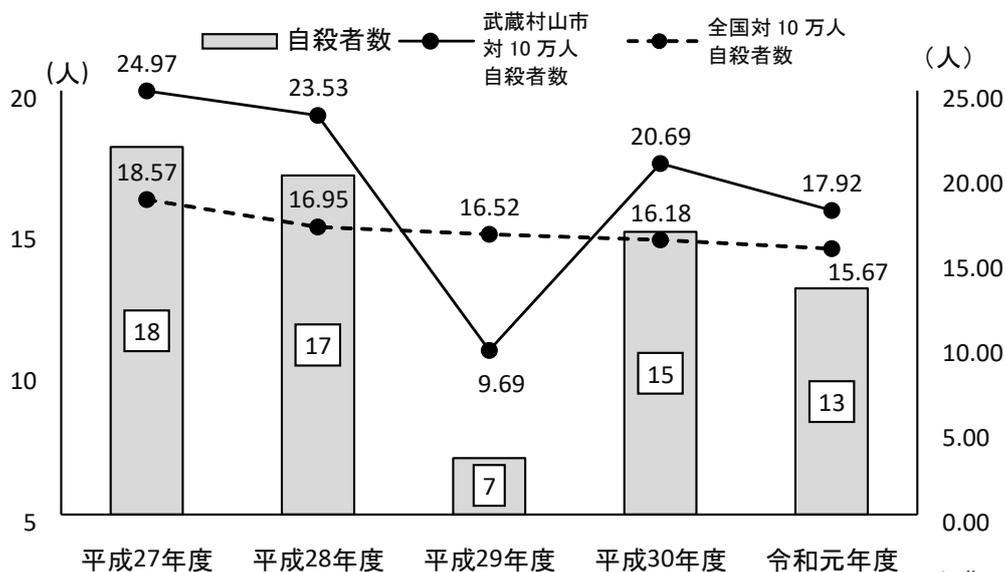
本市の健康寿命について、介護保険の要支援・要介護の認定を受けるまでの年齢をみると、要支援1は男性・女性ともに東京都の平均を上回っていますが、要介護2以上になると、東京都の平均を下回っています。



出典：東京都福祉保健局

◇ 自殺者数の推移

本市では、直近5年の間、平均すると年間15人前後の人が自殺によって命を落とされています。また、対人口10万人における自殺者数は、令和元年度において17.92人であり、平成29年度を除き、全国の対人口10万人自殺者数を上回っています。



出典：厚生労働省

(2) 保健医療に関連する主な取組

◇ 地域医療の充実

武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実等の施策を推進しています。

また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

◇ 保健事業の推進

本市の保健関連施設は、保健相談センターと子ども・子育て支援センターを拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

成人対象の保健事業としては、武蔵村山市国民健康保険加入者(40歳以上)や後期高齢者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。健診結果からは、生活習慣改善の必要レベルを3段階に分けて判定し、特定保健指導へつなげることで市民の健康増進に努めています。

特定健康診査受診時に大腸がん検診を同時に実施する等、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

第2章 地域福祉に関する武蔵村山市の現状

また、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

母子対象の保健事業としては、子どもと子育てをする親を対象として、乳幼児等の健康診査や子どもの栄養と歯科相談、離乳食教室等を行っています。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師等が訪問して専門的な支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。この事業では、電話による訪問勧奨等訪問実施率を上げる取組を行っています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学び、妊婦同士の友達づくりにも役立っています。

◇ 健康づくりの促進

市民の健康の維持向上を図るため、食に関する知識の普及や、市における食文化のPR等を通じて、食生活への意識の啓発に向けた取組を進めています。

生活習慣の改善に向けては、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に向けた施策を展開しており、健康教室において、従来から実施しているヘルシースリム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入する等、市民のニーズに合わせて取組を進めています。今後も、高齢者のフレイル予防に向けた積極的な分野間の連携が重要となります。

こころの健康をささえるためには、身近な相談窓口や専門機関の情報提供や、子どもの不登校やいじめ等の問題の防止に向けたスクールカウンセラーの活用、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」における妊婦・乳幼児・保護者への相談支援、ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援相談員の相談対応等、専門機関等との連携による早期対応の推進にも努めています。

◇ 自殺防止対策の推進

多摩立川保健所の統計資料によると本市では、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされており、年代も幅広く、男女に偏りが無い状況です。このため市では「だれもが生き心地のよい社会」を目指して、市民向けの講演会や市職員向けのゲートキーパー研修を行う等、命の大切さを訴える活動を実施しています。また、市民なやみごと相談や子ども家庭支援センターを通じて、市民に寄り添う支援を行うことにより、自殺対策を総合的に取り組んでいます。

7 まちづくり施策の現状

(1) バリアフリー※化の推進について

平成25年10月に策定した「武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）」（都市計画マスタープラン）の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある方だけでなくすべての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、すべての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※については、歩道の段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めています。公園の整備に際しても、車椅子に配慮した出入口の改修や和式便器から腰掛け式便器への改修等のバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

都営村山団地では、バリアフリー化された車椅子利用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、超高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

(2) 利用しやすい公共交通の整備について

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。すべての市民が快適に利用できるよう、市内循環バスの全車にノンステップバスを導入し、バリアフリー化を実施しました。

さらに、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域に在住の市民の交通手段とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成28年4月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会による「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされています。その後、東京都の令和2年度予算に、モノレール延伸に向けた現況調査や基本設計等の費用が計上されており、着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

-
- ※ バリアフリー：社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消等、生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
 - ※ ユニバーサルデザイン：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

(3) 災害対策について

災害時における地域住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、資器材を助成する等により自主防災組織[※]の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力し、連携して活動できる体制を整備しています。

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある方、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成13年度からは希望する人を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生委員・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。その後、平成25年6月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする人の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿[※]を整備するとともに、平成27年3月に作成した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）をもとに、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画を策定しています。

また、災害時、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置できるよう協働推進課、社会福祉協議会、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターの三者での取組を進めています。

一方、いざ災害が発生した場合、避難所への避難に当たり、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策を徹底することが課題となっています。

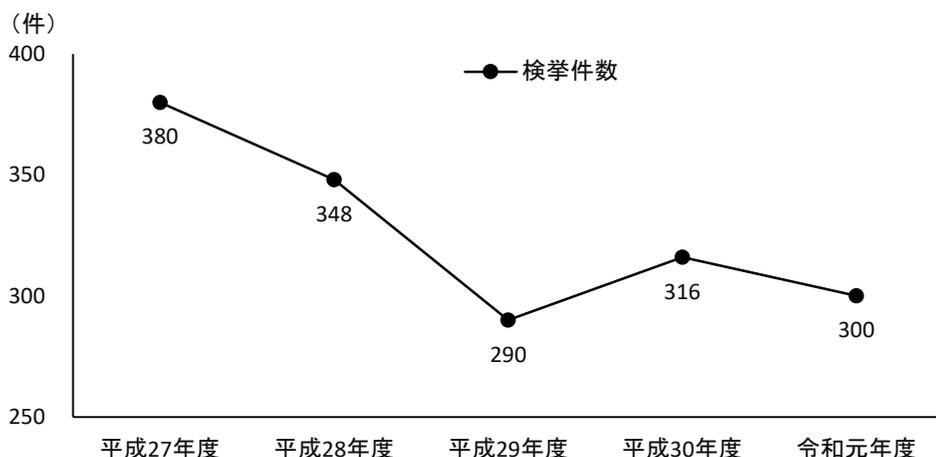
-
- ※ 自主防災組織：主に自治会を母体として、地域住民が自主的に協力・連帯して防災活動を行う組織（ボランティア団体）。平常時には、防災訓練の実施、防災施設の点検、防災資器材等の整備等の災害予防活動を行い、地震や台風等の災害発生時には、地域住民と一致団結して消火活動、避難誘導、救助・救護活動等の災害対応活動に当たり、被害を最小限に抑える等、地域全体の安全のための活動を行う。
 - ※ 避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者を支援するために、自治体が作成する名簿。市では、避難行動要支援者のうち、関係者への情報提供に同意した人達の名簿を警察署、消防署、民生委員・児童委員等に配布し、いざというときの安否確認や救援活動に役立てている。

(4) 防犯活動等について

① 犯罪に関する現状

◇ 刑法犯の検挙数の推移

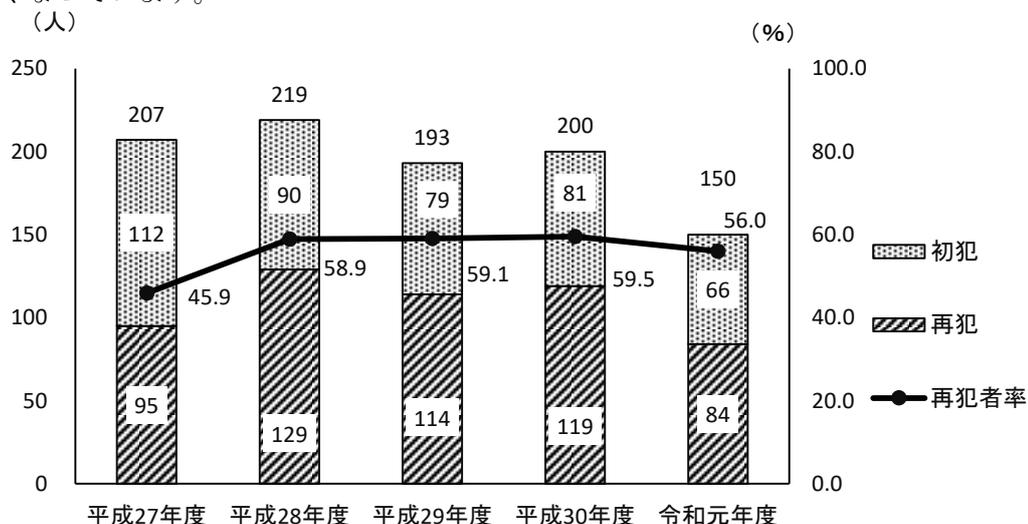
東大和警察署管内における過去5年間の刑法犯の検挙件数は平成27年度から平成29年度にかけて減少し、その後、年間300件前後で推移しています。



出典：警視庁統計

◇ 成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の推移

東大和警察管内における成人刑法犯検挙総数は、令和元年度が150人で、うち84人が再犯者となっており、再犯者率は平成28年度以降50.0%を超えています。また、犯罪種別でみると、窃盗犯が総計、再犯ともに多くなっています。



区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総計	総数	207人	219人	193人	200人	150人
	うち、粗暴犯	42人	36人	43人	33人	41人
	うち、窃盗犯	101人	120人	91人	98人	64人
	うち、その他	23人	21人	17人	31人	21人
再犯	総数	95人	129人	114人	119人	84人
	うち、粗暴犯	19人	22人	27人	21人	21人
	うち、窃盗犯	48人	75人	49人	62人	46人
	うち、その他	12人	10人	14人	19人	5人

出典：警視庁資料編さん室（その他は凶悪犯、知能犯、風俗犯の合計）

② 防犯活動等に関する主な取組

◇ 防犯活動の推進

住民の主体的な安全・安心のまちづくりを推進するために、自治会等を母体とした自主防犯組織※に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。

また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成29年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

◇ 再犯防止の促進

再犯防止の取組については、「社会を明るくする運動」による広報活動に加え、更生保護活動を行う関係団体への支援を行っています。

※ 自主防犯組織：「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、地域で防犯活動を自主的に取り組んでいる組織（ボランティア団体）。自治会等の地域住民による団体や、子どもの保護者の団体等によって組織され、自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動等を行う。

第2節 市民意識調査からみる地域の現状

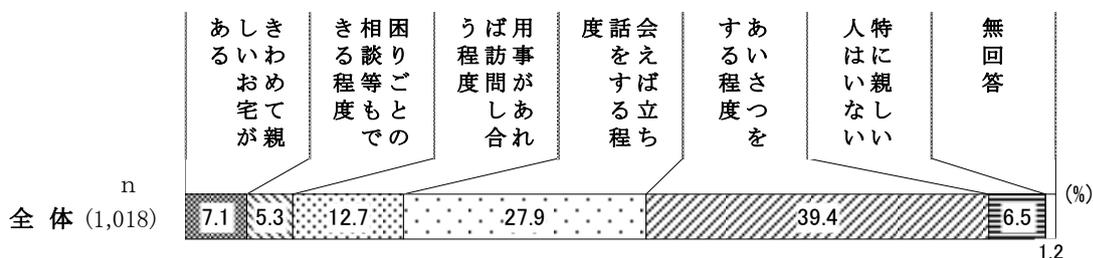
1 市民意識調査（市民向け）の結果

本計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に市民意識調査を実施したところ、1,018人（回答率33.9%）から回答を得ました。この市民意識調査で次のような結果が見られました。

(1) 地域を支える人づくり

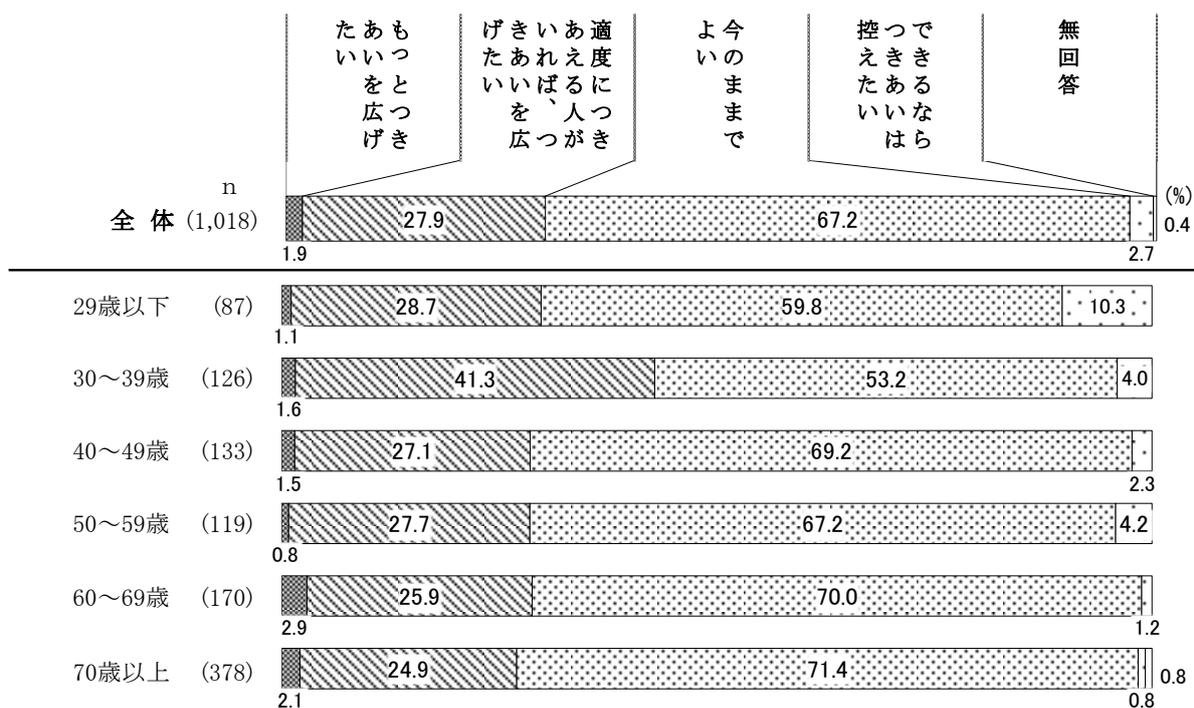
◇ 隣近所との付き合いの程度

隣近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度の人がいる」が約4割、「立ち話をする程度の人ならいる」が3割近くでそれぞれ高く、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多いことがうかがえます。



◇ 隣近所との今後のつきあいの程度

隣近所との今後のつきあいの程度については、「適度につきあえる人がいれば、つきあいを広げたい」が全体では3割近くでした。しかし、年代別にみると、30～39歳が4割以上で特に高くなっており、定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める年代であることがうかがえます。



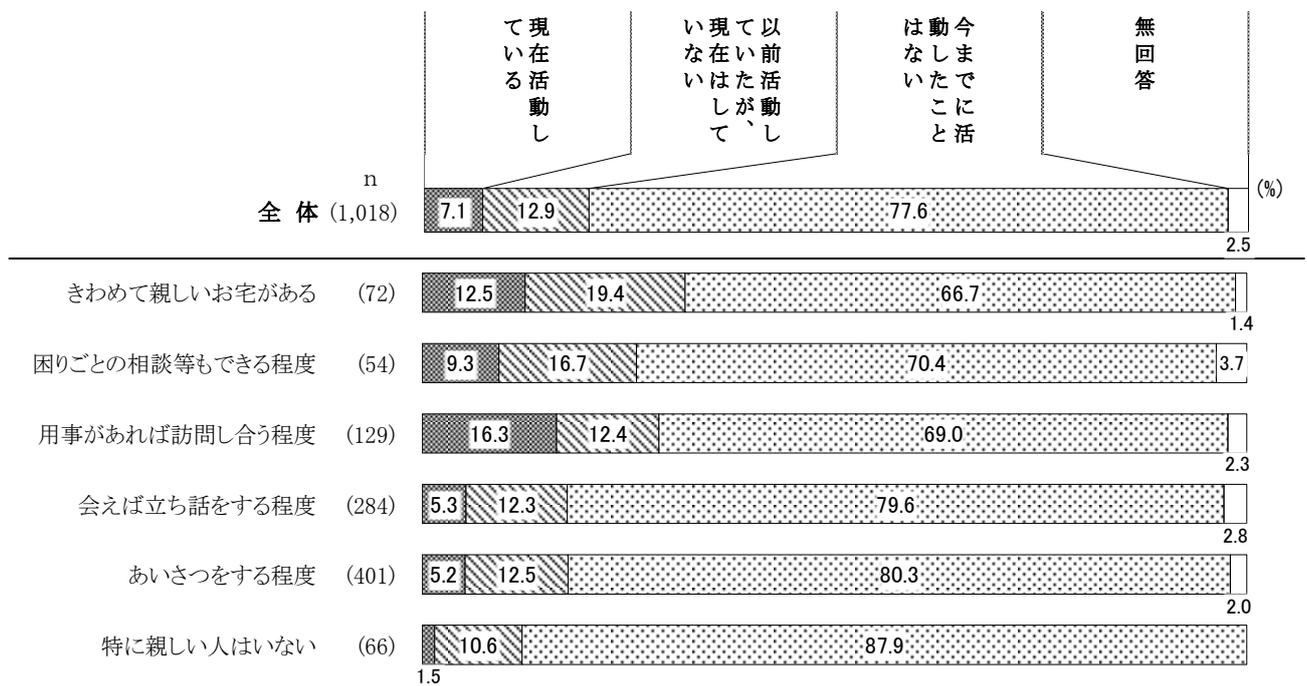
◇ 「近所付き合いとしてしてもらいたいこと」と「近所付き合いとしてできると思うこと」

近所付き合いとしてしてもらいたいことについてところ、「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。反対に、近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、こちらから「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。このことから、助け合いのできることと、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

上位3位の比較	第1位	第2位	第3位
近所付き合いとしてしてもらいたいこと	災害時の手助け (45.5%)	安否確認の声かけ (30.7%)	話し相手 (9.9%)
近所付き合いとしてできると思うこと	災害時の手助け (55.4%)	安否確認の声かけ (52.2%)	話し相手 (33.0%)

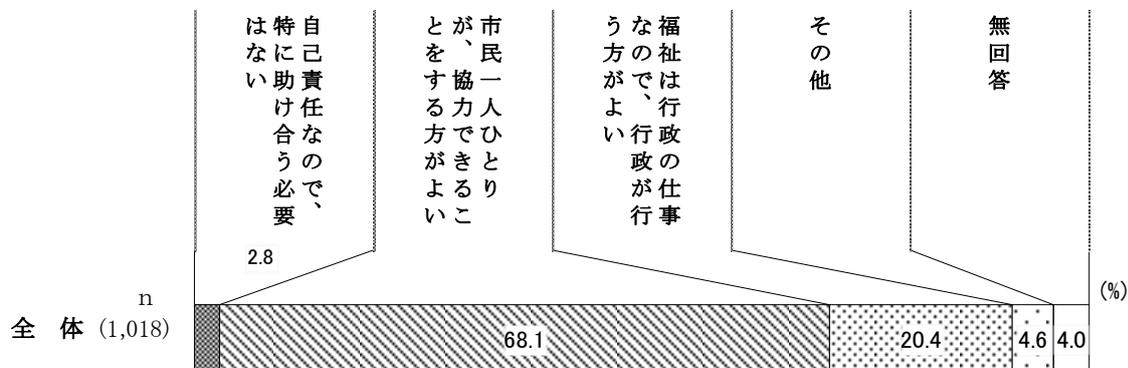
◇ ボランティア・市民活動の経験

ボランティア、市民活動の経験について聞いたところ、「現在活動している」と回答した人は1割未満、「以前活動していたが、現在は活動していない」を合わせた活動経験のある人についても2割にとどまっています。一方、近所付き合いの程度別でみると、付き合いが密なほど活動経験がある人の割合は高くなります。



◇ 地域における助け合い（今後）

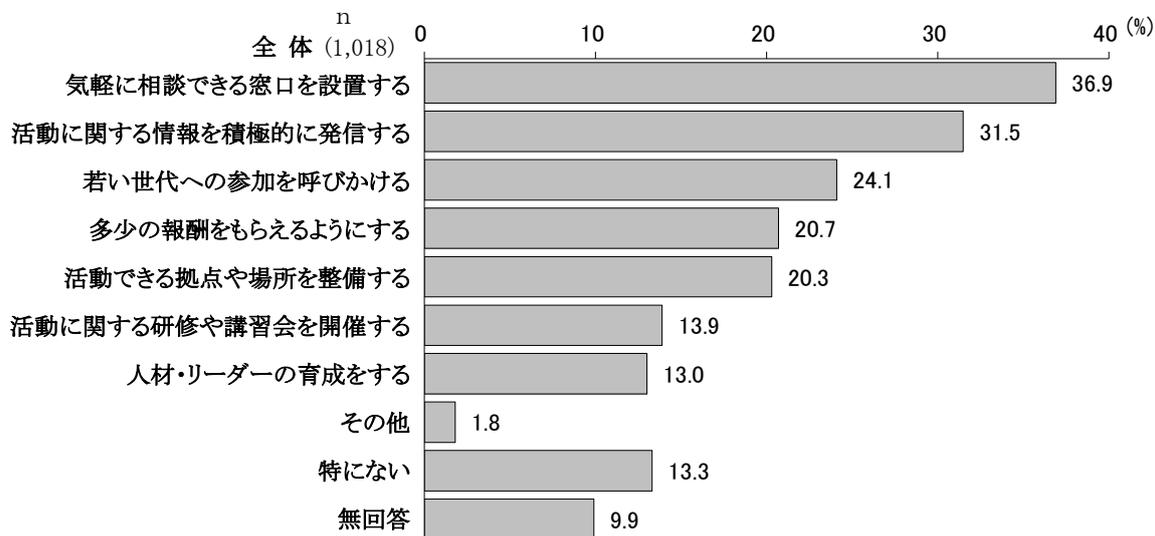
地域における助け合いにおける今後の方向性については、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」が7割近くと多数を占めており、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は約2割となっています。公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることがわかります。



(2) 市と市民が一体となった地域づくり

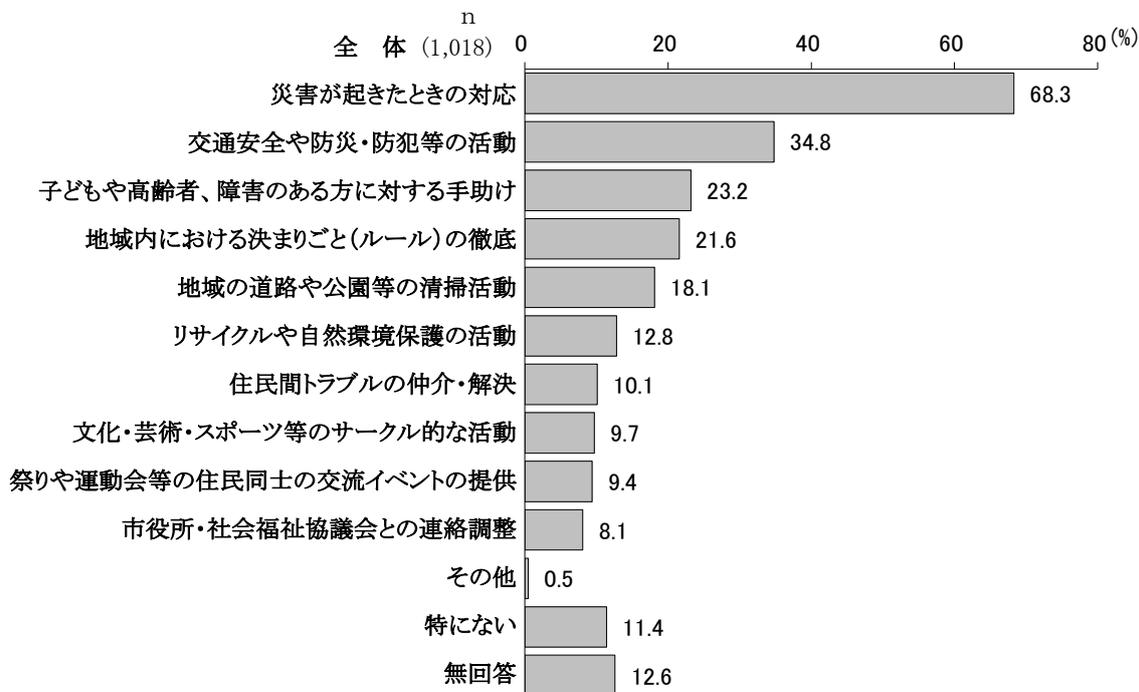
◇ ボランティア・市民活動の輪を広げていくために必要なこと

ボランティア・市民活動の輪を広げていくために必要なことについて聞いたところ、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」が高くなっており、地域福祉活動の基盤強化に向けては、相談体制や情報の発信体制が望まれていることがうかがえます。



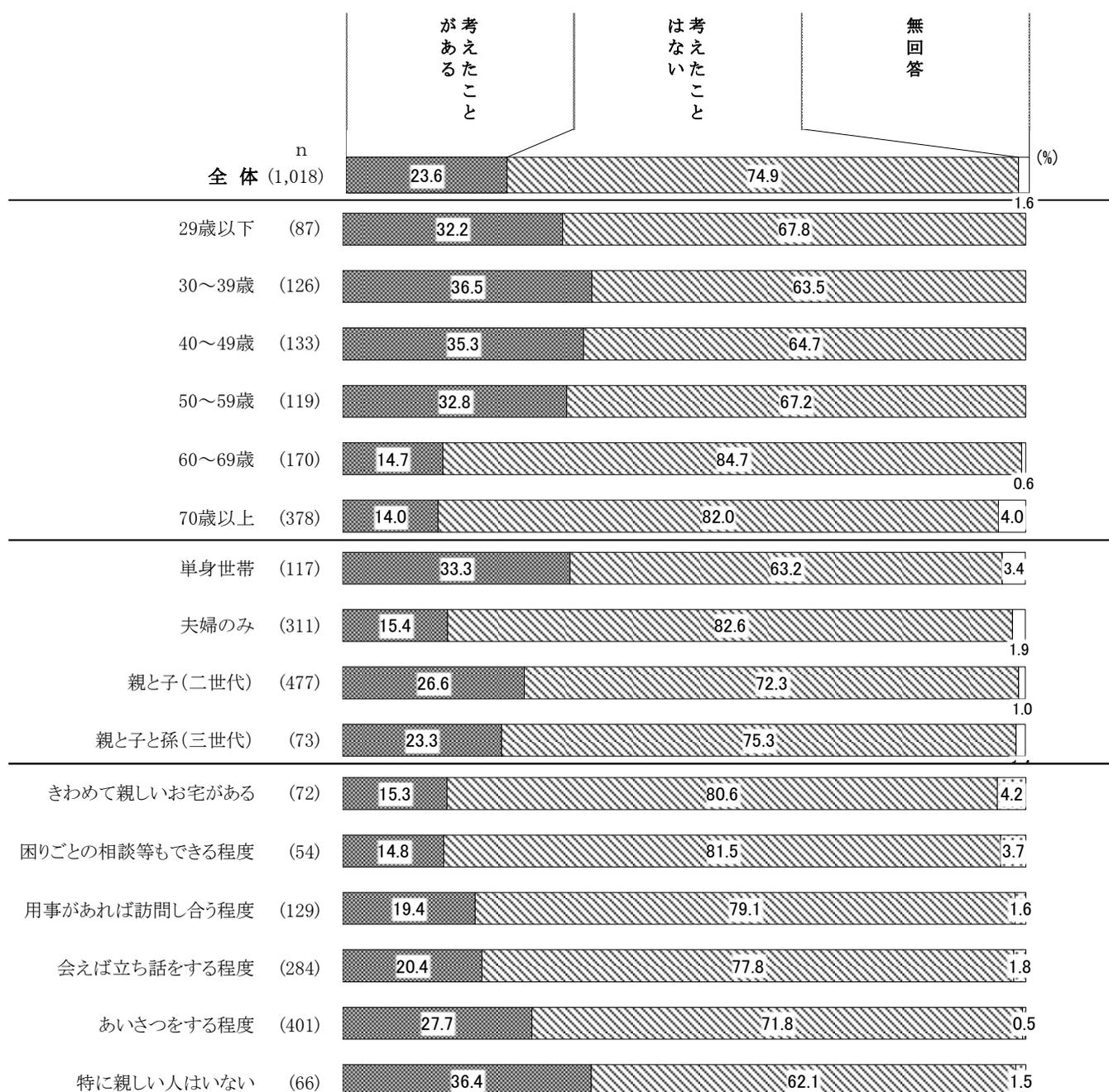
◇ 安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいこと

安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいことについて聞いたところ、「災害が起きたときの対応」が突出して高く、非常時に助け合うことのできる地域の力が望まれていることがうかがえます。



◇ 自殺を考えたことの割合

自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で2割以上となっています。年代別にみると、59歳以下の若手から中年世代で3割以上と特に高くなっています。また、世帯構成でみると、単身世帯で近所つきあいにおいて特に親しい人はいない人の割合が3割を超えて、特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。



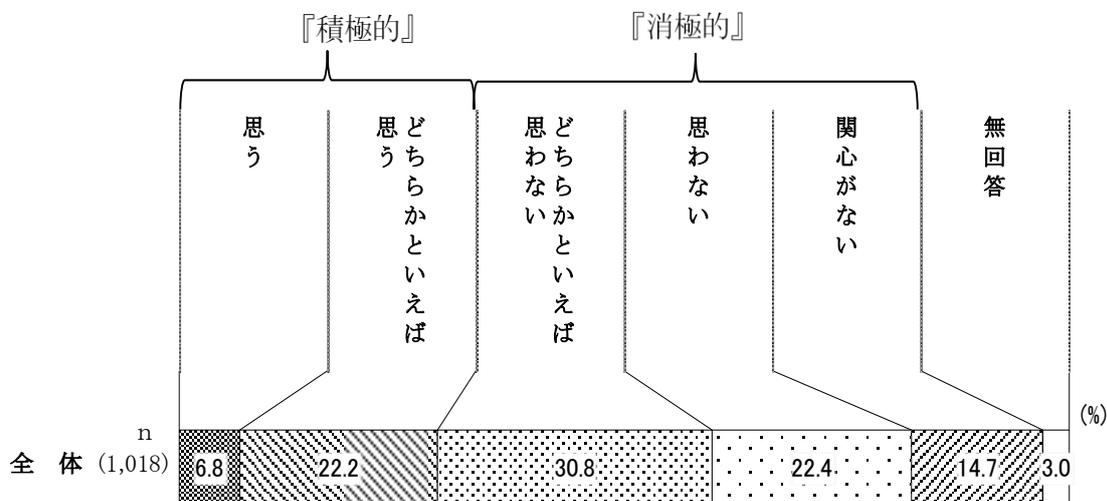
◇ 災害時要支援者名簿登録の認知度

災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」と回答した人は1割程度でした。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかについても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。



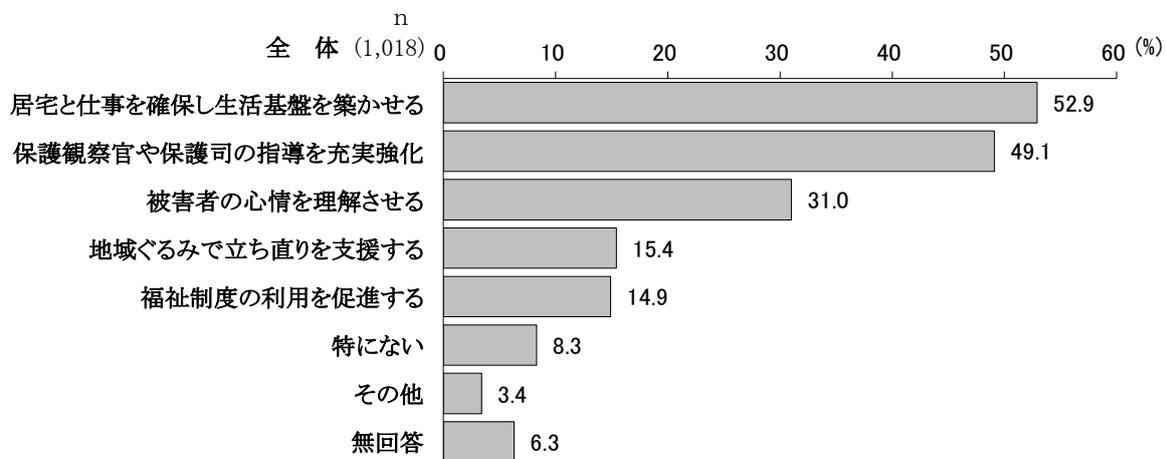
◇ 犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」、「思わない」、「関心がない」を合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約3割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。



◇ 再犯防止のために必要なこと

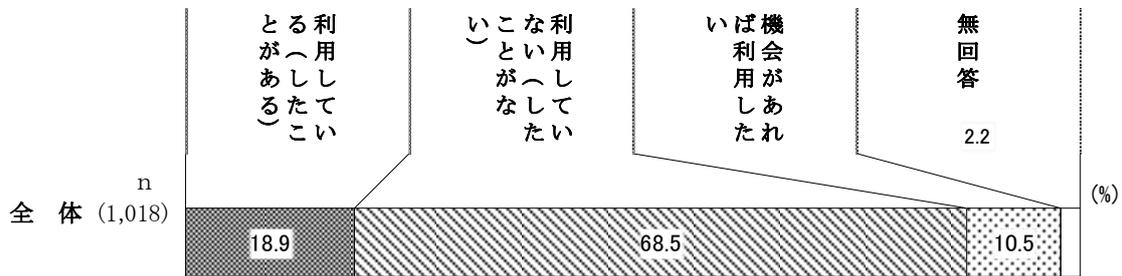
再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取り組みの2つが特に高くなっています。



(3) 包括的な支援のしくみづくり

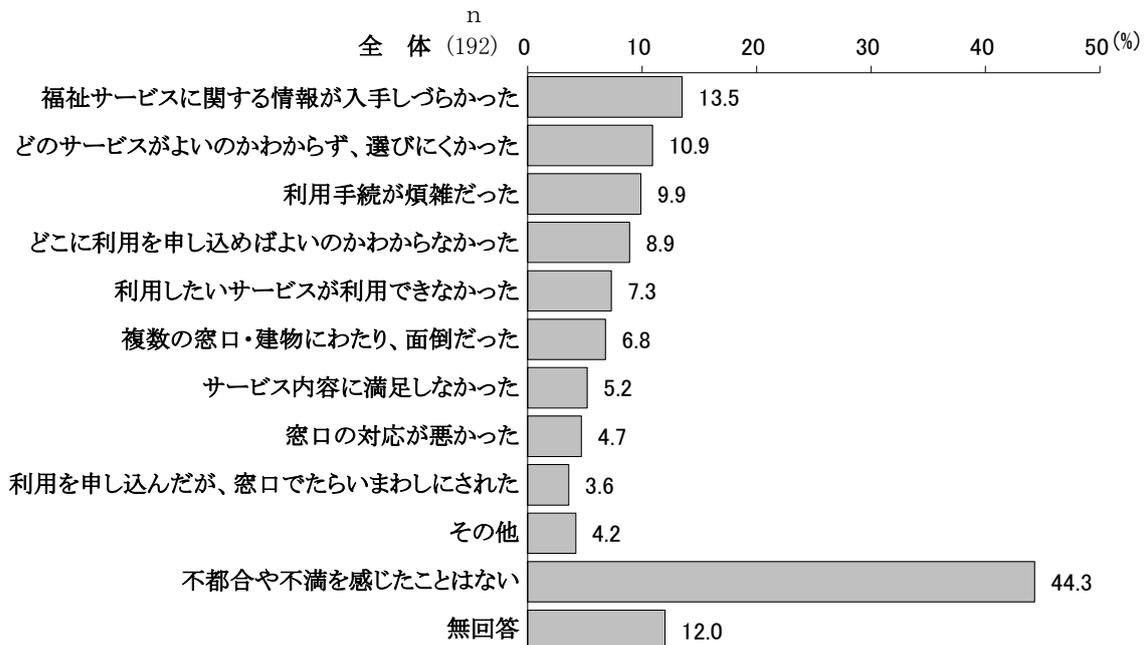
◇ 福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用状況を見ると、「利用している（したことがある）」が2割近くとなっていました。



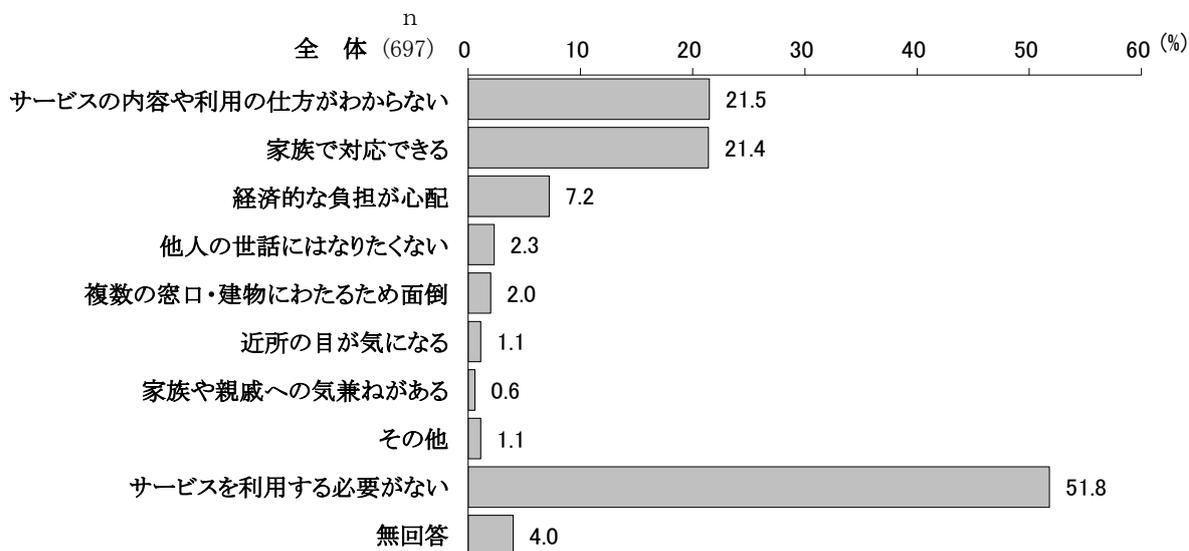
◇ 福祉サービスの利用に関する不都合や不満

福祉サービスの利用者へ、利用に関する不都合や不満を聞いたところ、「不都合や不満を感じたことはない」と「無回答」を除いた4割以上の方が困ったこととしていずれかの項目に回答しており、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」といった福祉情報に関する項目が上位となっていました。



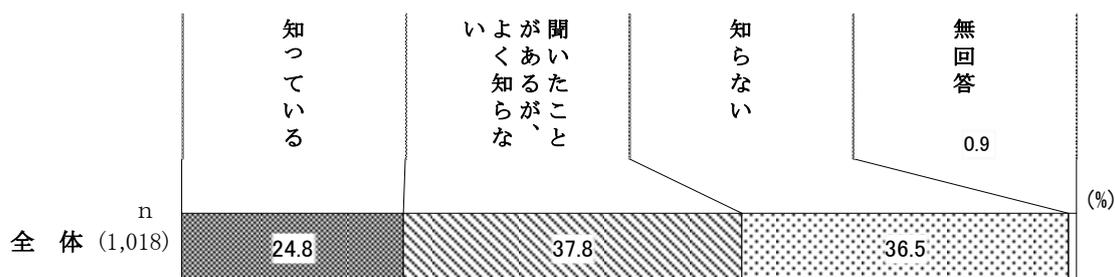
◇ 福祉サービスを利用していない理由

福祉サービスを利用していない人に、利用していない理由を聞いたところ、2割以上の方が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届くしくみの強化が必要であることがうかがえます。



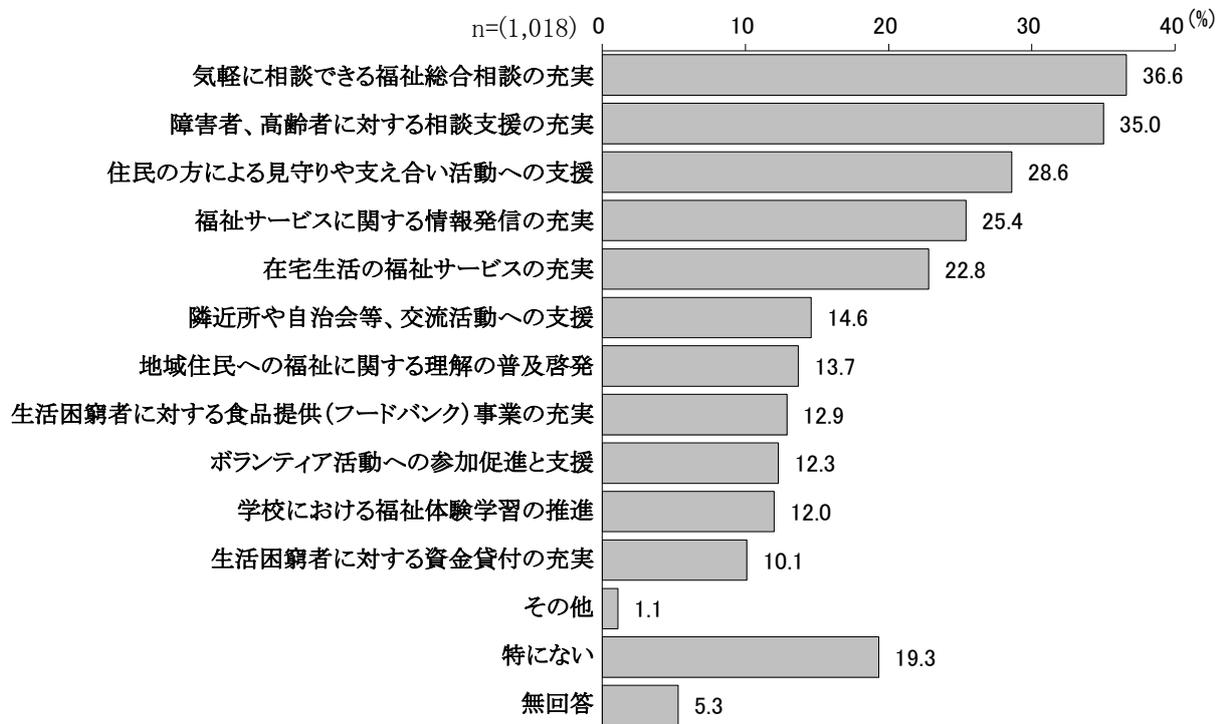
◇ 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は2割半ばとなっています。



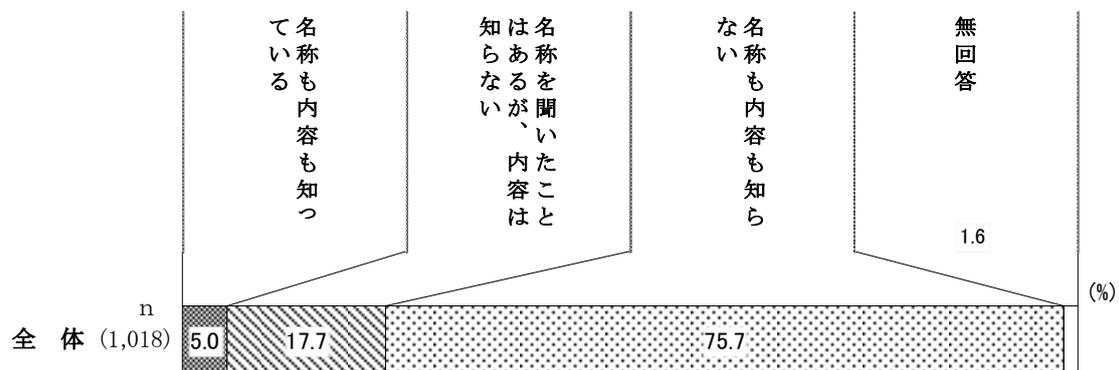
◇ 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいもの

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害者、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位2つを占めていました。



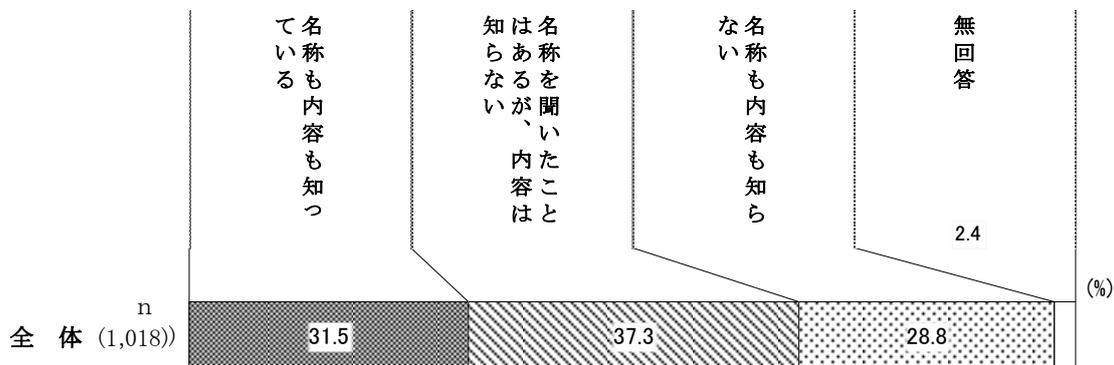
◇ 地域福祉権利擁護事業の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は1割未満でした。



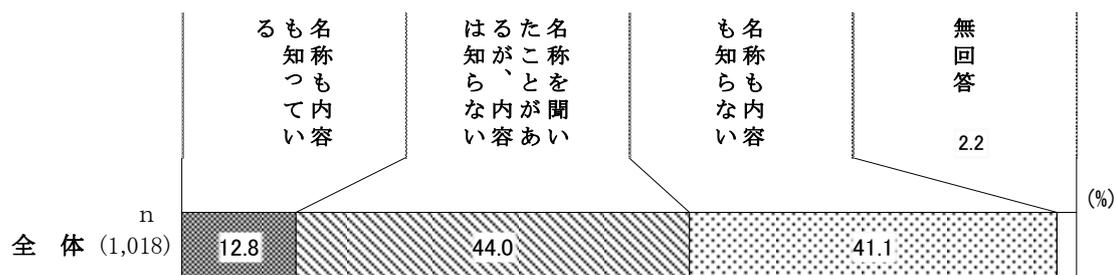
◇ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名称も内容も知っている」は3割程度でした。



◇ 生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度については、「知っている」と回答した人は1割程度でした。

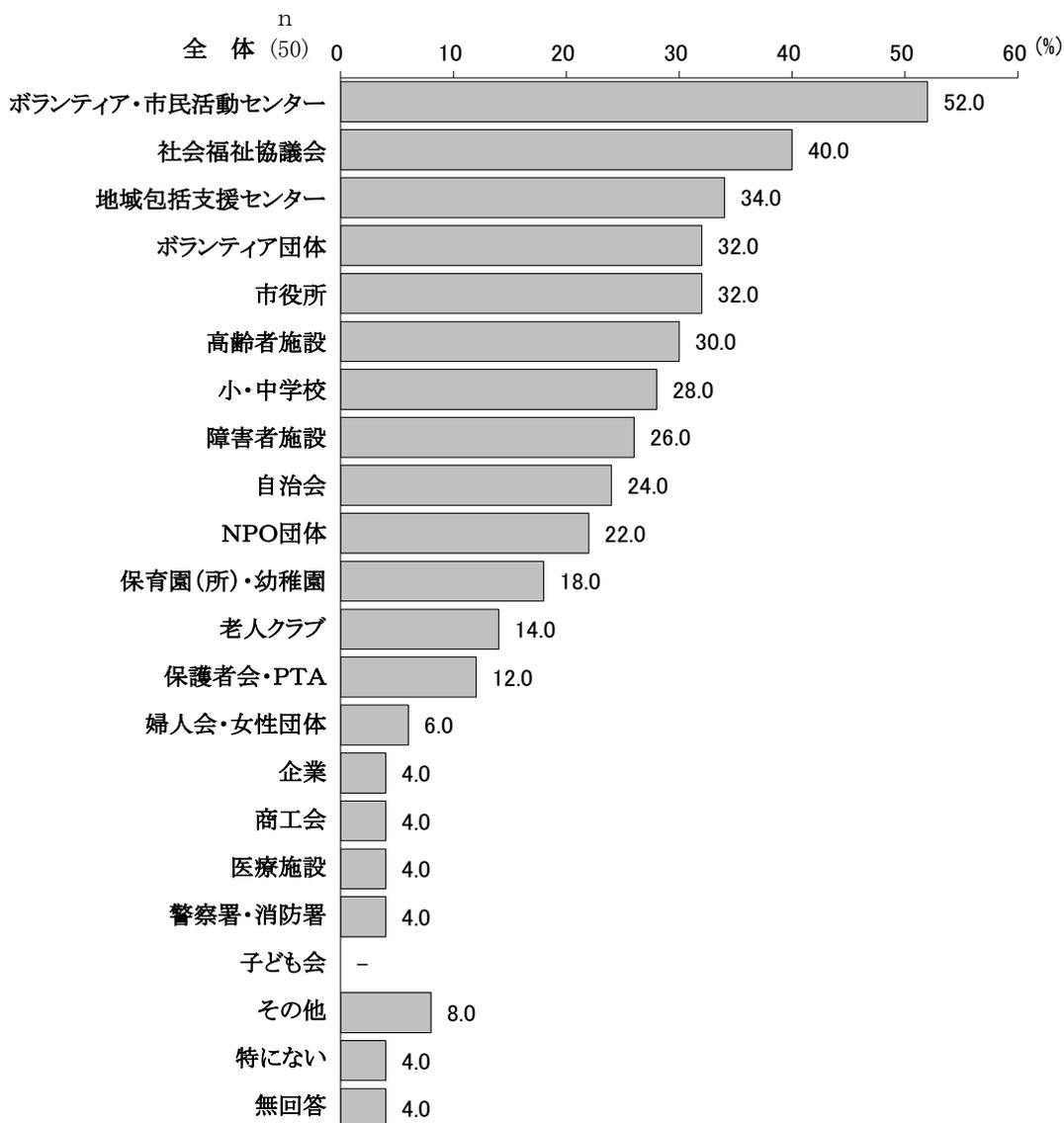


2 市民意識調査（団体向け）の結果

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録している107団体を対象に市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。この市民意識調査で団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

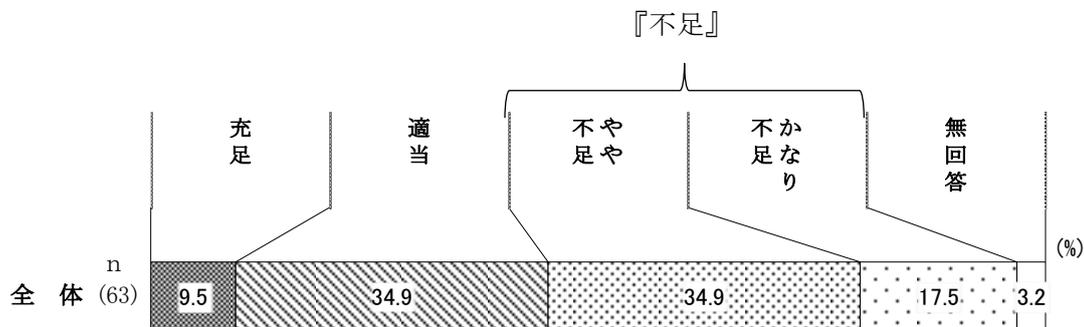
◇ 地域福祉活動において連携・協力している団体（機関）

地域福祉活動を行っている団体に対し、活動に際して連携・協力している団体（機関）について聞いたところ、「ボランティア・市民活動センター」が過半数を占めています。また、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「市役所」等の公的機関や、「ボランティア団体」も3割程度で高くなっています。



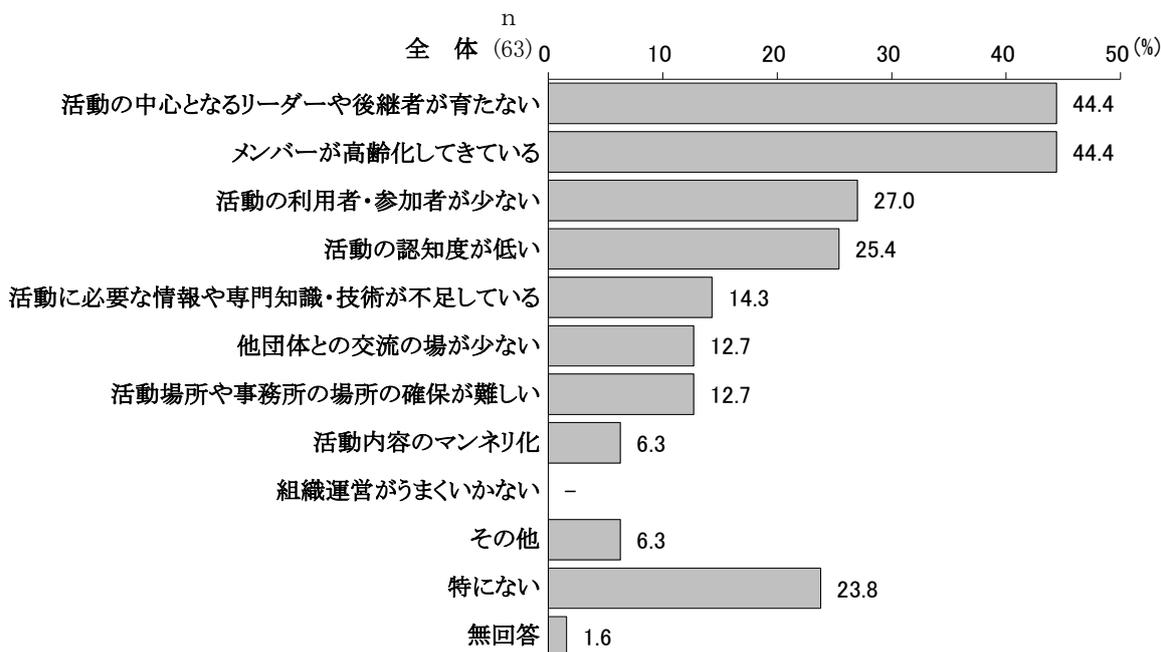
◇ 活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況

活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況については、「やや不足」と「かなり不足」を合わせた『不足』が過半数を占めています。



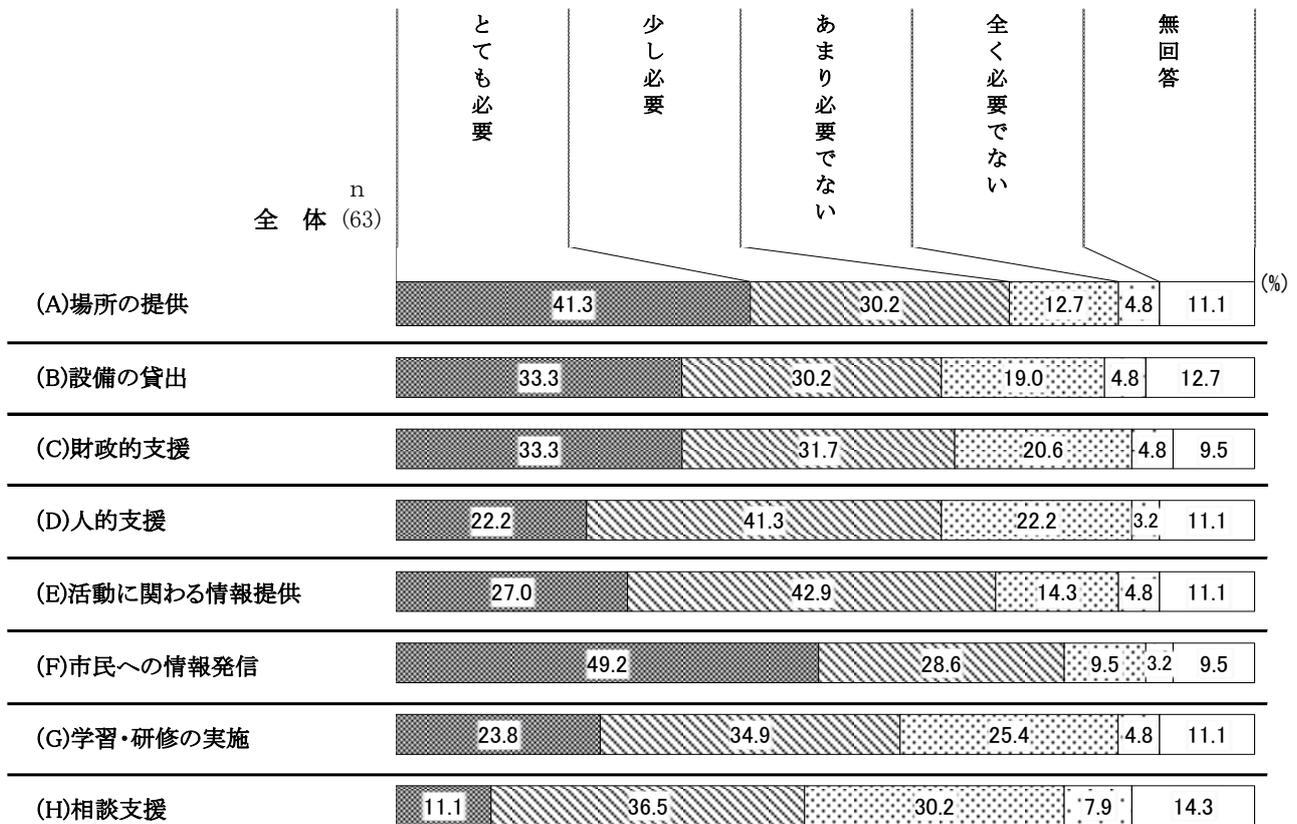
◇ 活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人材に関する項目が、特に高くなっています。



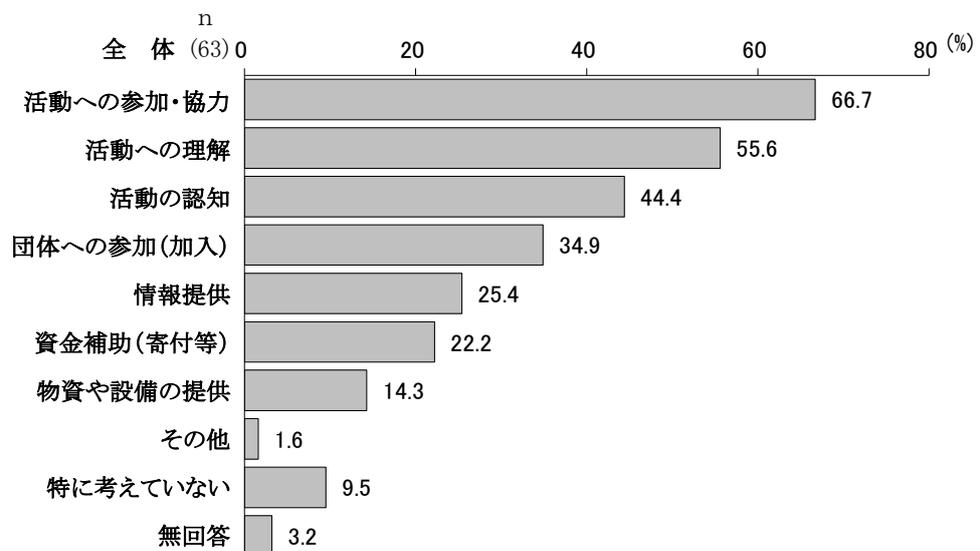
◇ 今後の活動にあたり必要だと思う行政支援

今後の活動にあたり必要だと思う行政支援について聞いたところ、「とても必要」と「少し必要」を合わせた『必要』と回答した割合が高い項目については、「(F) 市民への情報発信」や「(E) 活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「(A) 場所の提供」が特に高くなっています。



◇ 今後の活動にあたり市民に期待すること

今後の活動にあたり市民に期待することについて聞いたところ、「活動への参加・協力」が7割近くで特に高くなっています。



◇ 地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題

活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題等について聞いたところ、以下のような意見がありました。

分野	内容
高齢者・介護 予防等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・話しをする場、相手がいない ・高齢世帯、独居高齢者の情報不足 ・認知症高齢者を介護する家族への支援（情報提供等）
障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害をお持ちの方自身の高齢化、障害をお持ちの方の御家族の高齢化 ・ろう者の社会への完全参加と、平等の実現 ・福祉サービスがわからない ・障害のある子どもをどのように育てていけばよいか悩んでいる ・動ける重症心身障害児者のショートステイ先が不足 ・障害のある子もない子と一緒に遊べる場所づくりは必要
子ども・子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭への支援 ・保護者が仕事等で留守にしている時間帯（夕方から保護者が自宅に帰宅するまで等）に利用できる福祉サービスの新設 ・乳幼児とその親の居場所が少ない ・子育てに関する地域の情報の一括した提供が必要 ・乳幼児健診の時間が子どものお昼寝の時間で困る ・スポーツ以外の学校間を越えた子どもの交流が少ない ・学校でのいじめ
福祉分野を横 断する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・だれでもつどえる場、情報交換が出来る場所が少ない ・自治会館の設備が不十分・老朽化
コミュニティ 活動、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係のお手伝いに伺う時、駐車場が無い ・交通の便の悪さ ・福祉サービスが24時間態勢ではないこと ・歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある（民家の樹木、不法駐輪、段差等） ・地域活動を推進するリーダーの不足

※ 表記については原則としてそのままの掲載としていますが、意見の主旨を損なわないよう一部要約したのものもあります。

第3節 市民意識調査からみる地域福祉に係る課題

1 地域を支える人づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、30～39歳では今後のつきあいを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所づきあいが密であるほど、ボランティアや市民活動の経験率も高くなっていることから、積極的な近所付き合いの機運を醸成することが地域の力の向上のポイントと言えます。

また、多くの市民にとって助け合いでできることと、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声かけ）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」と捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。市民の意識としては、7割の人が「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれるため、今後の関心を高めていくことが重要です。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」や「メンバーが高齢化してきている」と人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。市民が地域福祉を始めとする市民活動に積極的に関わることができるよう、地域全体における意識づくりが必要不可欠となっています。

また、団体が地域福祉活動に際して連携・協力している団体（機関）について、「特になし」と回答した団体は1割未満であり、多くの団体が互いに連携して活動を行っている状況がうかがえます。過半数が連携していると回答したボランティア・市民活動センターを中心に、団体同士のネットワーク形成の促進が期待されます。

2 市と市民が一体となった地域づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみるとボランティアや市民活動の輪を広げていくために必要なことは「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」といった情報発信に関するものが高くなっており、市民と団体との接点を増やしていくことが、活動参加への契機、ひいては地域福祉活動の基盤強化につながると考えられます。

また、市民が自治会やボランティア団体の活動に期待することの1位が「災害が起きたときの対応」であるように、安心・安全のまちまちづくりには、地域力の向上が不可欠となります。しかし、災害時要支援者名簿登録の認知度は1割程度にとどまっており、避難の支援が必要な人へ地域がどのように対応するか等、非常時に向けた体制の整備は急務となっています。

加えて、単身世帯や、近所に特に親しい人のいない方を中心に、自殺を考えたことのある方の割合が

高くなっています。市民一人一人が、「自殺はだれにでも起こり得る身近な問題」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」でもあることを認識し、自殺を考えている人が発しているサインに気づくことができるよう、啓発に努めていくことが重要です。

再犯防止に目をむけると、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」と「保護観察官や保護司の指導を充実強化」が特に高くなっており、社会的な環境面での支援と、行政的な制度面での支援の2つをともに推進していくことが肝要であるといえます。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りの協力について積極的な回答は3割程度になっているのが現状です。犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、ふたたび自立した地域の一員として活動できるよう、理解の促進に向けた取り組みが望まれます。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後活動にあたり必要だと思う行政支援については、市民意識調査（市民向け）と同様に、「市民への情報発信」が高くなっていました。加えて、「場所の提供」を要望する声も高く、自由記述の地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題についても、活動拠点や設備の改善に関する意見が複数寄せられています。コミュニティの活性化に向けて、地域の人々の交流や地域活動の拠点となる場所づくりのニーズの高さがうかがえます。

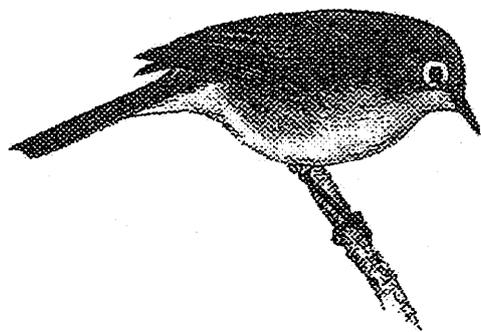
3 包括的な支援のしくみづくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、福祉サービスを利用したことがあるのは、市民の2割で、そのうちの4割以上が利用に関する不都合や不満を抱いていました。特に、不都合や不満の理由としては「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」、「どのサービスがよいかわからず。選びにくかった」等福祉の情報に関することが上位となっています。また、福祉サービスを利用していない人のうち2割が、「サービスの内容や利用の仕方がよくわからない」と回答しています。支援を必要とする人の生活課題が多様化、複雑化する中で、適切なサービスが届くよう、情報提供や相談支援の体制を強化していく必要性があります。

その一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は、決して高くありません。また、生活困窮者自立支援制度等の認知度も低い現状にあります。支援のしくみづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

加えて、権利擁護の観点からは、権利擁護事業について「名称も内容も知っている」と回答した人は1割未満、成年後見制度について「名称も内容も知っている」と回答した人は3割程度でいずれも高くはなく、認知度の向上や、利用普及が課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方



市の鳥「メジロ」

第1節 目指すべき姿（基本理念と基本視点）

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉計画における市民・事業者・市の共通の目標とします。

みんなが自分らしく ともに支え合い
地域の絆をはぐくむ 福祉のまち

2 基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

第2節 計画の基本目標

1 計画の基本目標

第五次計画では、第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・都の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記のような3つの基本目標を掲げ、市民等との役割分担と連携・協働のものとの実現に努めていきます。

《基本目標1》 地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティア等において、活発な活動ができる人づくりを目指します。

主な取組としては、福祉教育、広報、意識啓発活動等の推進や、ボランティア・市民活動センターを中核として市民活動への支援を行うとともに、コミュニティの活性化を図るために、多様な活動の主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》 市と市民が一体となった地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを推進します。

主な取組としては、福祉活動の基盤となる場や制度の整備や、公共の場におけるバリアフリー化等の福祉的な配慮を推進するとともに、避難行動要支援者への支援や見守り活動の充実等、地域の防災対策の拡充を推進します。また、犯罪をした者等の生活基盤の整備や、孤立と自殺を防ぐ地域づくりに向けた支援と啓発を行います。

《基本目標3》 包括的な支援のしくみづくり

複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援のしくみづくりを目指します。

主な取組としては、保健や医療と連携した福祉サービスの充実や、サービスの広報システムの拡充、相談支援体制の強化等、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとともに、生活困窮者や生活保護受給者等の個々のケースに対して、関係機関と連携しながら自立の促進を支援します。

2 施策の体系

〈基本理念〉

みんなが自分らしく ともに支え合い 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち

〈基本視点〉

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

〈基本目標〉

1 地域を支える人づくり

〈取組の方向性〉

- 1 福祉教育の推進と担い手の育成
- 2 様々な地域福祉活動や交流の推進
- 3 活動団体間のネットワークづくりの推進

2 市と市民が一体となった
地域づくり

- 1 地域福祉活動の基盤の強化
- 2 快適な生活環境の推進
- 3 安全・安心のまちづくりの推進
- 4 再犯防止の推進
 - └ 武蔵村山市再犯防止推進計画
- 5 地域における孤立と自殺の防止
 - └ 武蔵村山市自殺対策計画

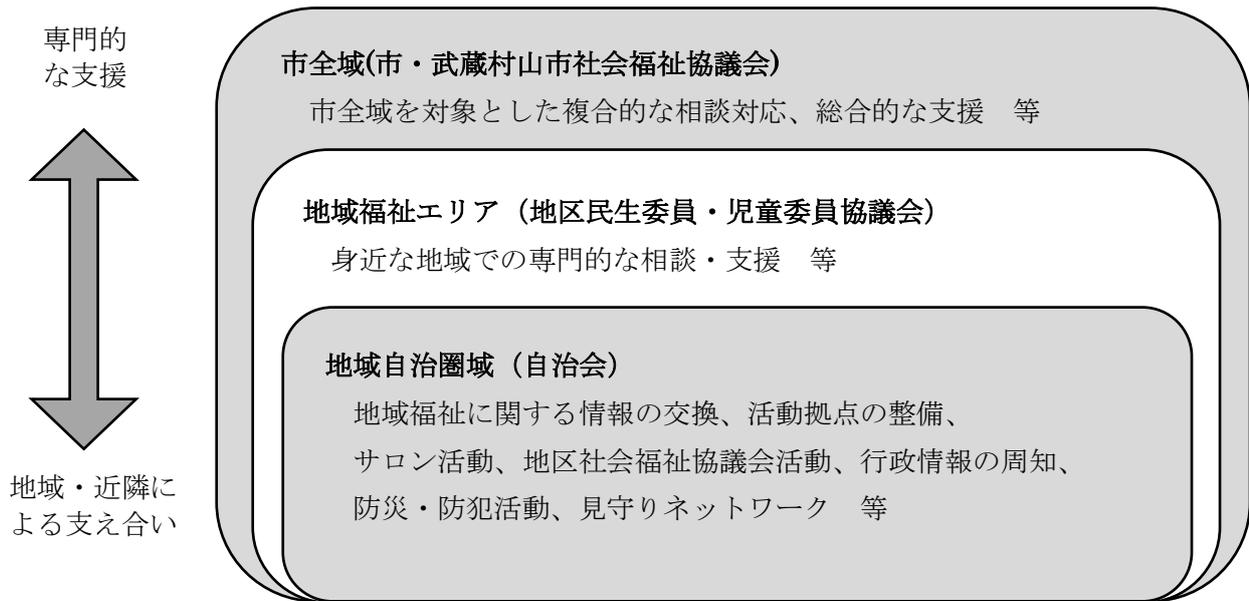
3 包括的な支援のしくみ
づくり

- 1 福祉サービス充実の基盤づくり
- 2 相談体制・情報提供の充実
- 3 権利擁護の推進
 - └ 武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画
- 4 保健・医療等の推進
- 5 就労促進のための支援体制づくり
- 6 生活困窮者への自立支援
- 7 生活保護受給者への自立支援
- 8 重層的な支援体制の整備に向けた検討

第3節 エリア設定の考え方

1 地域福祉エリアの設定

計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動のエリアを設定します。エリア設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するために重要です。



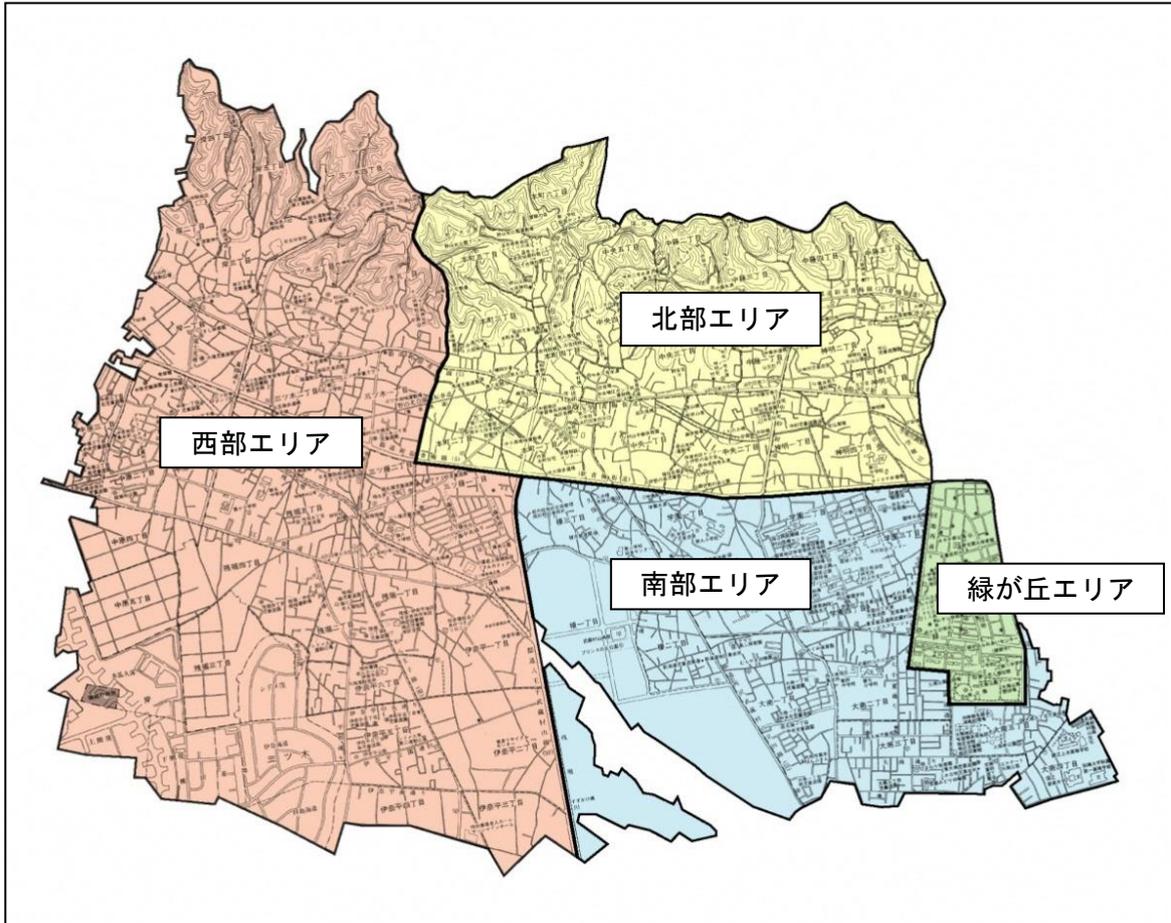
本市では、平成6年2月に策定した「武蔵村山市老人保健福祉計画」で市内を4つのエリアに分けた「地域福祉エリア」を設定し、その後、平成18年3月に策定した「武蔵村山市第二次地域福祉計画(平成18年度～平成22年度)」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、新たな「地域福祉エリア」を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を行ってきました。

引き続き4つのエリアを「地域福祉エリア」として設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

【地域福祉エリアに含まれる町名】

エリア名	町名
西部エリア	伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木(横田基地内)
北部エリア	神明、中央、中藤、本町
南部エリア	榎、大南、学園
緑が丘エリア	緑が丘

【地域福祉エリアの地図】



第4章 基本計画



第1節 地域を支える人づくり

1 福祉教育の推進と担い手の育成

○ 目指す姿

福祉の担い手が育ち、きめ細かな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実しているまち

■ 課題と方向性

- 地域共生社会の実現に向けては、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。
- 本市では、児童・生徒に向けた社会奉仕の精神の育成や、高齢者を支える新たな担い手の発掘などに努めています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、市民の助け合いでできることと、してほしいことの要望を地域の中でどのようにして繋いでいくかが、重要な課題となっています。また、市民の意識としては、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、今後の理解と関心を高めていくことも重要です。
- これらのことから、子どものうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう学校教育との連携を図るとともに、市民一人ひとりが互いの違いを認め合い、同じ地域の住民として交流することのできる意識を高めていきます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わってほしいとする市民の意識を一層高めるために、市報やホームページ、SNS等を活用した広報・啓発活動を推進します。 また、音声コード※、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉等に関する情報を提供します。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課

※ 音声コード：印刷物に掲載された縦横約2センチのコード。専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

取組名	内容	所管課
福祉教育・福祉学習の推進	<p>市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーション※や「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう推進します。</p> <p>また、副籍制度により都立村山特別支援学校や都立羽村特別支援学校等と市内小・中学校の児童・生徒が交流を図る中で、地域への理解と受け入れ等の交流も行い、次世代の人材育成を図れるよう支援します。</p> <p>成人に対しては、講座や啓発講演会を開催する等、生涯学習の一環として福祉学習を推進します。さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援して、市民の意識の向上を図ります。</p>	教育指導課 福祉総務課 文化振興課
交流教育の推進	<p>市内小・中学校の児童・生徒が、高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある人との相互の交流を進めます。</p>	教育指導課
福祉人材の確保・養成	<p>地域におけるきめ細かな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパー等の福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。</p>	高齢福祉課 障害福祉課

※ ノーマライゼーション：障害のある方や高齢により虚弱状態にある方に限らず、すべての人が地域社会の中で、他の人々と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。



市民・活動団体にできることの検討

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味を持って接する。
- 年齢、性別、国籍の違いや障害のある方・ない方など、様々な個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合う。
- 一人ひとりが地域を支える担い手である意識を持ち、地域にある様々な生活課題・問題の解決・改善のために何ができるのかを考える。
- 団体の活動において、ボランティアの受け入れや、連携に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受け入れや、連携に努める。
- 福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくる。

【コラム】 副籍制度について

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、武蔵村山市立学校の小学校又は中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として、平成19年度から実施している制度です。

対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内などを配布するとともに、行事や学級活動、小学校における英語活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

今後とも、都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等の連絡体制を強化し、副籍制度の充実を図っていく必要があります。

(参照：「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」より)

2 様々な地域福祉活動や交流の促進

○ 目指す姿

様々な地域福祉活動や交流が活発に行われているまち

■ 課題と方向性

- 全国的に、高齢化に伴って福祉活動の従来の中心的な担い手も高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっていると言われています。
- 市民意識調査（団体向け）の結果をみると、人手不足が活動上の大きな課題として挙げられています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。また、近所づきあいが密であるほど、市民活動の経験率も高くなっています。
- これらのことから、積極的な近所付き合いの機運を醸成するなど、地域の力の向上に繋げる取組や、より多くの人々が福祉活動に参加するきっかけとなるよう、市民それぞれの属性や世代などに応じた取組の展開を図ります。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
地域における交流の場・機会の確保	高齢者が地域の身近な通いの場である「お互いさまサロン」で介護予防に取り組む、障害のある方が地域住民とともにスポーツを楽しむ、「子どもカフェ」及び「子ども食堂」で親同士や子同士が情報共有や悩みの相談を行う等、世代を超えてだれもが参加できるよう地域における福祉を中心とした様々な交流の場・機会の確保を図ります。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 スポーツ振興課
コミュニティ意識の醸成	緑が丘ふれあいセンターやボランティア・市民活動センターにおいて、人が交流する場所や事業を活用し、コミュニティ意識の醸成に努めます。	協働推進課

取組名	内 容	所管課
ボランティア・市民活動への参画の支援	<p>ボランティア・市民活動センターをボランティア・市民活動の総合拠点と位置付け、市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていけるよう、ボランティア講座、ボランティアの人材育成等をボランティア・市民活動センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。</p> <p>また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援等を行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。</p>	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育指導課 文化振興課
市民の発想を生かす市政運営と自治会活動及び加入促進の支援	<p>市民の自発的な活動に基づく提案を市政運営に生かせる機会である協働事業提案制度を実施し、市民との協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>また、自治会の自主的な活動のさらなる活性化を図るため、魅力ある自治会づくりを支援します。</p>	協働推進課



市民・活動団体にできることの検討

- 社会福祉協議会主催の行事に協力・参加するなど、積極的に交流するよう努める。
- ボランティア・市民活動センターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に参加する。
- 今まで培ってきた知識や経験を生かして、プロボノ[※]として地域で活動する。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築く。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職場体験など、学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとのふれあいの機会をつくる。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア・市民活動に参加しやすい環境づくりに努める。

※ プロボノ (Pro bono) : 専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動。

【コラム】 「子ども食堂」と「お互いさまサロン」

子ども食堂

子ども食堂は、保護者の帰りが遅くいつも一人で夕食を食べている子どもや、親子でだれかと一緒ににぎやかに食事をしたい家庭など、大切なご飯のことでお困りの方やお悩みの方のために、ボランティアの方々によって運営されている事業です。

市内では、3か所の子ども食堂があります。

- ・ 武蔵村山子ども食堂（NPO法人子育て未来ネットこどもと）
- ・ まどか食堂（まどか保育園）
- ・ 子ども食堂パプリカ（パプリカ）



武蔵村山子ども食堂の様子

お互いさまサロン

本市では、「子どもからお年寄りまで だれもが垣根なく「お互いさま」でつながるまちづくり」を目標に、ボランティアの方々や地域包括支援センターの協力を得て、体操や脳トレなど、様々な講座やレクリエーションを行い、地域の高齢者の介護予防や多世代の交流を目指しています。

また、令和7年までに、市内70か所の歩いて通える「お互いさまサロン」づくりを進めています。

3 活動団体間のネットワークづくりの推進

○ 目指す姿

活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

■ 課題と方向性

- 社会の多様化、複雑化に伴って、地域には新たな福祉的ニーズや、個別の制度の隙間に陥りがちな複合的な課題が生じる可能性があります。そのため、地域課題の変化に対応した組織の連携、ネットワークづくりを推進していくことが求められます。
- 近年の地域活動においては、従来の活動団体や社会福祉法人に加え、NPO法人、公益法人、一般企業・事業所など、多様な主体が期待されます。
- 市民意識調査（団体向け）の結果をみると、多くの団体が「ボランティア・市民活動センター」などと連携して活動を行っている状況がうかがえます。
- このことから、ボランティア・市民活動センターを中心に据え、団体同士が相互に連携し、ネットワークをより一層強化することで、地域で支え合う力の相乗効果が発揮されるよう、地域住民に対する支援の手を充実します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
地域福祉活動団体※等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課
地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティアを行う団体や個人・NPO法人等が交流を図る機会となるイベントを実施することに加え、情報誌の充実を図り、ボランティアを行う団体や個人・NPO法人等が、他の団体等の活動状況を知ることによって、ボランティアや市民活動が、より活発・効果的に行われるよう努めます。	協働推進課

※ 地域福祉活動団体：営利を目的としないという前提のもと、地域の福祉向上のために、自主的に活動を行う市民団体。



市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努める。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まですべての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める。
- ボランティア・市民活動センターに登録して、積極的なボランティア・市民活動に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- CSR活動の一環として、地域で活動を行う団体への支援や、団体が開催するイベントに協賛・協力することを検討する。

成果指標（地域を支える人づくり）

【指標設定の考え方】

第1節においては、地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識を持ち、ボランティアを行う個人や団体、NPO法人等において、活発な活動ができる人づくりを目指します。そのため、実際に地域福祉活動を行う人が増加することを成果と捉え、その成果指標として「市民意識調査におけるボランティア・市民活動の経験のある人の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の4つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査におけるボランティア・市民活動の経験のある人の割合	20%	25%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
特別支援学校と市内小中学校の交流	年4校	年5校	教育指導課
お互いさまサロンの開催箇所数	50箇所	70箇所	高齢福祉課
民生委員・児童委員の充足	54人	58人	福祉総務課
協働事業提案制度の利用促進	累計10団体	累計16団体	協働推進課

第2節 市と市民が一体となった地域づくり

1 地域福祉活動の基盤の強化

○ 目指す姿

活動環境の整備と、支援を必要とする人と支援をする人（団体）を結びつけるコーディネート機能が充実していて、地域福祉活動が盛んに行われるまち

■ 課題と方向性

- 日頃から、気軽に集まれる機会や場所があることは、生活するうえでの生きがいや、困ったときの相談のきっかけ、世代間の交流促進につながります。また、支援を必要する人と、支援者や支援活動団体を適切につなぐためには、地域における資源（人・場所・情報）を整理し、マネジメントすることできる機関や人材の存在が不可欠です。
- 市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後の活動にあたり必要だと思う行政支援については、「市民への情報発信」や「活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「場所の提供」が特に高くなっています。
- これらのことから、集いの場づくりや活動に関する情報の提供への支援を継続的に行うとともに、さらなる地域資源の発掘と、それらをつなぐコーディネーターの育成に取り組みます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、高齢者や障害のある方、子どもたち等すべての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。 また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、適切な管理運営体制の確保に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども家庭部全課 福祉総務課
福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者等、様々な主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	協働推進課 健康福祉部全課 子ども家庭部全課

取組名	内 容	所管課
コーディネーター機能の充実	<p>地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼等サービスのコーディネートをも継続するとともに、地域福祉コーディネーターの機能の充実化を図ります。</p> <p>また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるようなしくみを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。</p>	健康福祉部全課 子ども家庭部全課



市民・活動団体にできることの検討

- 各種のボランティア・市民活動に積極的に参加する。
- 定年退職を迎えた人や高齢者の持つ能力、技術及び経験を地域で生かす。
- 地域の文化・芸術などを育みながら活動を活発化させるとともに、地域福祉の基盤強化への連携に生かす。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受入れ、連携に努める。
- 施設の空きスペースや未使用時の部屋などを、地域福祉活動団体に貸し出すなど、活動の場の提供に努める。

【コラム】 地域のコーディネーターについて

地域における福祉サービスを十分に機能させるには、支援を必要とする人と支援者や支援活動団体を結びつけるコーディネート機能を充実させ、ボランティア団体・NPO法人等のメンバーや個人ボランティアが活発に活動できる環境をつくる必要があります。

このようなことから、地域福祉活動を支援するため、一定の圏域に専門的なコーディネーターを配置することが求められています。

生活支援コーディネーター

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域での生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していくことが必要です。

このような地域における環境整備においては、市町村が中心となって、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援サービスの開発などを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図ることが求められています。

生活支援コーディネーターは、市町村が定める活動区域に配置され、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を行う役割を担っています。

本市では、地域包括支援センターに各1人を常勤配置しており、地域ニーズや既存資源を活用しながら生活支援を行っています。

地域福祉コーディネーター

地域福祉の推進には、地域住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。

そのためには、地域における支援（生活支援コーディネーター等）との連携による課題やニーズの情報等を整理統括し、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく機能が必要であり、地域での生活を支えるネットワークの中心となる役割を担う人材を「地域福祉コーディネーター」としています。

本市においても、その役割について、生活支援コーディネーターとの兼務を含め、適正かつ機能的な人的配置や、普及育成等を推進していくことを検討しています。

2 快適な生活環境の推進

○ 目指す姿

バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、だれもが安心・快適に外出することができるまち

■ 課題と方向性

- 地域福祉においては、サービスや制度のみならずインフラの整備も重要な課題となります。年齢や障害のある方・ない方にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい環境は、自立した生活の基盤として不可欠です。
- 市民意識調査（団体向け）では、福祉における課題について、「歩道に高齢者や障害のある方の歩行の妨げになる障害物がある」、「交通の便の悪い」といった意見があげられていました。
- これらのことから、公共施設等におけるバリアフリー化を一層推進するとともに、だれもが活動しやすい移動手段の確保を目指し、市内の住環境の整備に努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」に基づいて、公共的建築物や道路・公園等の公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害のある方・ない方や年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	都市計画課 道路下水道課 施設課
公共交通機関の整備	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸について、さらなる促進に向けて引き続き東京都に要請します。	交通企画・モノレール推進課
外出を支援するしくみの充実	高齢者や障害のある方等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティア*の育成や組織づくりへの支援等に努めます。	協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課

※ 外出支援ボランティア: 一般の交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障害のある方に対し、外出の際に車の運転などにより、送迎や付き添いを協力するボランティア。

取組名	内容	所管課
放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	道路下水道課
都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある方に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請します。	都市計画課



市民・活動団体にできることの検討

- 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をする。
- 外出支援ボランティア活動に参加する。また、周りの人にも参加を呼びかける。
- 障害のある方が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置く。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置くのをやめる。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努める。
- スロープを設置するなど、高齢者や障害のある方が利用しやすい事業所づくりに努める。

【コラム】 社会的障壁とは？

社会的障壁とは、通行や利用がしにくい施設、障害のある方の存在を意識していない慣習や文化、利用しにくい制度及び障害のある方への偏見など、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもののことを指します。

本市においても、障害者差別解消法に基づき、障害のある方もない方も、だれもが安心して暮らせる社会を目指して、取組を推進しています。

3 安全・安心のまちづくりの推進

○ 目指す姿

災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられるよう、平時からの備えに万全を期し、安心して生活することができるまち

■ 課題と方向性

- 自然災害はいつどこで起こるかわかりません。特に近年は、気候変動の影響で、風水害が局所化・激甚化の傾向にあり、平時からの備えが今まで以上に重要になっています。
- 市民意識調査（市民向け）をみると、災害時要支援者名簿登録の認知度は低く、非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。
- 防犯面では、日本における刑法犯の認知件数は、近年減少を続ける一方で、ストーカーに関する事案など子どもや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害も深刻化しています。このような隣近所での異変に気付き、地域社会の安全安心を守るためには、日頃からの見守りや周囲への声かけが欠かせません。
- これらのことから、避難行動要支援者名簿の利活用や個別計画の策定、防災組織・防犯組織などを通じた地域の力のさらなる強化など、日頃から緊急時に備え、いざという時に助け合えるしくみづくり・組織づくりを強化します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
情報提供サービスの推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）の増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。	防災安全課 秘書広報課

取組名	内容	所管課
参加・体験型交通安全教育の実施	自転車の正しい乗り方について指導する自転車運転者講習会や、体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催により、市民への交通安全意識の啓発に努めます。 また、市内における夏期交通防犯映画会を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。	防災安全課
自主防犯組織の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	防災安全課
自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識の醸成や災害時における市民・事業者・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化する等、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	防災安全課
避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、引き続き個別計画の策定に努め、災害時等の安全・迅速な支援を推進します。 また、制度の内容について広く認知されるよう、引き続き広報活動に努めます。	福祉総務課 防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課
地域の見守り活動の推進	自治会圏域等の身近な地域で、一人暮らしや認知症の高齢者等の見守りが必要な市民に、定期的な声かけや見守り等の“地域の見守り活動”を市民や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携・協働のもと推進します。今後さらに、身近な地域で活動をしている組織・団体等がネットワーク化を図り、実情に即した活動となるよう支援します。	防災安全課 協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育総務課
市民に対する犯罪被害の防止対策の推進	市民、特に高齢者や障害のある方、若者等を詐欺・窃盗、消費者トラブル等の被害から守るため、引き続き情報提供・啓発活動に努めます。 また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談等の充実を図ります。	防災安全課 協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課



市民・活動団体にできることの検討

- 道路や歩道への自転車等の放置をやめる。また、高齢者や障害のある方などの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努める。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高める。
- 自主防災組織などが行う防災訓練に参加する。
- 総合防災訓練等に参加し、習得した知識などを地域の防災活動に生かし、防災意識を高めることで災害時に備える。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、様々な地域活動に積極的に参加する。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある方などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行う。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行う。
- 一人暮らしの高齢者などに対し、積極的に挨拶・声かけを励行する。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、地域パトロール活動を行うよう心がける。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市などの行政機関と災害時の連携・協力を努める。
- 不審者に関する情報等の提供に努める。
- 緊急時には、市などの行政機関と連携し、高齢者や障害のある方、乳幼児や子ども、妊産婦等の支援に協力する。

【コラム】 避難行動要支援者対策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合は約6割、障害のある方の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍でした。（『平成26年度版 消防白書』より）

このことを踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われるよう、同年8月に従来の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に改定しました。

本市では、国の方針を受け、避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者名簿を作成しました。今後も、個人情報保護に留意しながら消防署や民生・児童委員協議会などの関係組織と協力し、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定していきます。また、名簿に関しては定期的な訪問等を通して見直し、更新を行います。

本市には、高齢者や障害のある方で、災害時に支援を必要としている人が、令和2年4月時点で約3,000人います。

いざという時、避難行動要支援者を守るためには、地域の人々の支援が不可欠であるため、それぞれ自分自身が支援することを考えることが重要です。

4 再犯防止の推進

○ 目指す姿

人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び地域の一員として活躍することができるよう、立ち直りを支えるまち

■ 課題と方向性

- 犯罪をした者等の中には、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人が少なくありません。
- 法務省によると、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職でした。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに大きく影響しています。
- 市民意識調査（市民向け）では、犯罪をした者等の立ち直りへの協力意向について消極的な回答が過半数を占めています。犯罪をした者等の社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。
- また、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取り組みの2軸が特に高くなっています。
- これらのことから、「再犯防止推進計画」を策定し、人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる経済的・環境的な場づくりと、犯罪をした者等の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援、社会が受け入れる体制・意識づくりに努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
保護司等民間ボランティアの確保と支援	犯罪をした者等の立ち直りを支えるため、重要な役割を担う保護司をはじめとする民間ボランティアについて、保護司会等と連携し、なり手不足解消に努めます。 また、より活動しやすい環境を整備します。	福祉総務課
再犯防止に関する広報・啓発活動	犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、地域の理解を深めることを目的として、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進します。	福祉総務課



市民・活動団体にできることの検討

- 犯罪をした者等に対する差別や偏見を持たず、再び地域の一員として自立した生活ができるよう見守る。
- 青少年が悩みや心配ごとを抱え、非行に走ることがないように地域全体で見守る。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 犯罪をした者等に対する差別や偏見を持たず、保護観察所等との連携を取りながら、雇用するよう努める。

【コラム】 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

運動の行動目標

- ・ 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ・ 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること



村山デェダラまつりでの広報活動



(出典：法務省 HP)

◆ 武蔵村山市再犯防止推進計画 ◆

我が国では、平成16年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年12月に「再犯防止推進法」が施行されました。

本市の属する東大和警察管内においても、再犯者率は令和元年度が56.0%であり、平成28年度以降50.0%を超えて推移しています。これらのことから、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、新たに再犯防止施策を総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけ、再犯防止推進計画を策定します。

この再犯防止推進計画に基づき、就労、住居、保健医療、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進します。

◇ 取組の方向性

1 就労・住居の確保の推進

生活のために犯罪に再び手を染めることのないよう、犯罪をした者等の経済的な安定と自立を目的として、関係機関と連携し、収入の基盤となる仕事と生活の基盤となる住宅の確保を支援します。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪をした高齢者や障害のある方等のうち、保健医療・福祉の支援が必要であるにもかかわらず、十分な支援が行き届かないために再犯につながる可能性があることから、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。また、薬物等への依存に再び陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援を行います。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

4 民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

5 地域における孤立と自殺の防止

○ 目指す姿

だれもが地域で孤立することなく、生きやすいまち

■ 課題と方向性

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。
- 市民意識調査（市民向け）でも、単身世帯や、近所に特に親しい人がいない人の割合が特になくなってきています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がるように啓発に取り組むことが重要です。
- これらのことから、「自殺対策計画」を策定し、ひとりで課題を抱えている人が発しているサインを地域全体で気づき、対処することができるよう、ネットワークの構築や、自殺に関する意識啓発、教育の推進、相談機能の充実、自殺対策を支える人材の育成に向けた取組の強化、生きることの促進要因への支援に努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
市民を対象とするゲートキーパー養成		健康推進課
自殺防止啓発活動の推進		健康推進課



市民・活動団体にできることの検討

- 生活の中で悩みごとや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談する。
- 自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」として、地域の中で、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職員にゲートキーパー養成講座を受講させるなど、地域全体で異変に気付くしくみづくりを支える。

◆ 武蔵村山市自殺対策計画 ◆

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、国をあげて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方にに基づき、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、直近5年の平均で年間15人前後の人が自殺によって命を落とされています。このことから、自殺対策基本法の趣旨及び第13条の規定を鑑み、これまで「武蔵村山市健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、新たに総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「自殺対策についての計画」として位置づけ、自殺対策計画を策定します。

この自殺対策計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進します。

◇ 取組の方向性

1 地域におけるネットワークの強化

「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働のしくみの構築を目指します。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。だれもが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図り、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」として、社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及・啓発活動を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合にはだれかに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく機運を地域全体で醸成します。また、学校の教育活動の場において、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を行います。

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。だれもが安心して地域生活を送れるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。

成果指標（市と市民が一体となった地域づくり）

【指標設定の考え方】

第2節においては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを目指します。そのため、だれもが生活の質が確保され、安心・安全に暮らせる環境の実現を成果と捉え、成果指標として「市民意識調査における武蔵村山市の住みやすさを肯定的に捉えている市民の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の2つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査における武蔵村山市の住みやすさを肯定的に捉えている市民の割合	56.7%	65%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
避難行動要支援者個別計画を策定した人の割合	65.7%	75%	福祉総務課
保育所入所待機児童数	45人	0人	子ども青少年課
自主防災組織の結成団体数	32団体	38団体	防災安全課
自主防犯組織の結成団体数	13団体	20団体	防災安全課

【再犯防止推進計画の指標設定の考え方】

犯罪や非行をした人たちが地域社会の中に復帰し、再犯率が低下することを成果と捉え、成果指標として「東大和警察署管内における再犯率」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の2つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
東大和警察署管内における再犯者率	56%	50%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
再犯防止に関する取組の市報等での掲載回数	年4回	年8回	福祉総務課
保護司の充足	24人	28人	福祉総務課

【自殺対策計画の指標設定の考え方】

だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現を成果として捉え、成果を測るための指標として「本市における自殺者数」を設定します。また、目標達成に向けた活動指標は、以下の2つを設定します。なお、自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」に基づき、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとし、本成果指標の数値設定もこの基準に準じます。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
本市における自殺者数	13人	12人

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
ゲートキーパーの養成	延べ285人	延べ450人	健康推進課

第3節 包括的な支援のしくみづくり

1 福祉サービス充実の基盤づくり

○ 目指す姿

介護保険サービスや各種福祉サービス等を必要とする人が、質の良い効果的なサービスを利用して、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活することができるまち

■ 課題と方向性

- 近年、利用者の声を反映し、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、様々な福祉サービスに対し、公正中立第三者機関が専門的・客観的な立場から評価をする第三者評価[※]のしくみづくりの重要性が認識され始めました。
- また、福祉や介護などに関する法律や制度、サービスの内容は複雑化しており、支援を必要としている人に必要なサービスや支援が利用できるよう、きめ細やかな情報提供や相談支援が求められています。
- 市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスを「利用している（したことがある）」のうち、4割以上の人々が「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」などの理由で不都合や不満を感じていました。また、「利用していない」理由として「サービスの内容や利用の仕方がわからない」などの声もあげられており、情報がそれを必要とする人のもとに届くしくみの強化が必要とされています。
- これらのことから、住民ニーズに合わせた継続的な基盤整備や質の確保、サービスの情報提供の拡充を推進します。

※ 福祉サービス第三者評価制度：福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶことを支援することを目的とした制度であり、事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の中立的な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
サービス提供 基盤の整備	福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。 障害のある方が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備や保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども青少年課
福祉サービスの提供	介護保険制度に基づくサービス等、高齢者や障害のある方のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課
地域包括ケアシステムの体制整備	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、自治会、地域住民、ボランティア、NPO法人等の連携強化を図ります。 また、生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターが市と連携の上、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。	高齢福祉課 福祉総務課 協働推進課
サービス情報提供の推進	市報やホームページ等を活用し、福祉サービスの内容等の情報を積極的に提供します。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課



市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体に参加するなど、福祉サービスの充実に協力する。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市と見守り協定を結ぶなど、地域全体で異変に気付くしくみづくりを支える。

【コラム】 地域包括ケアシステムについて

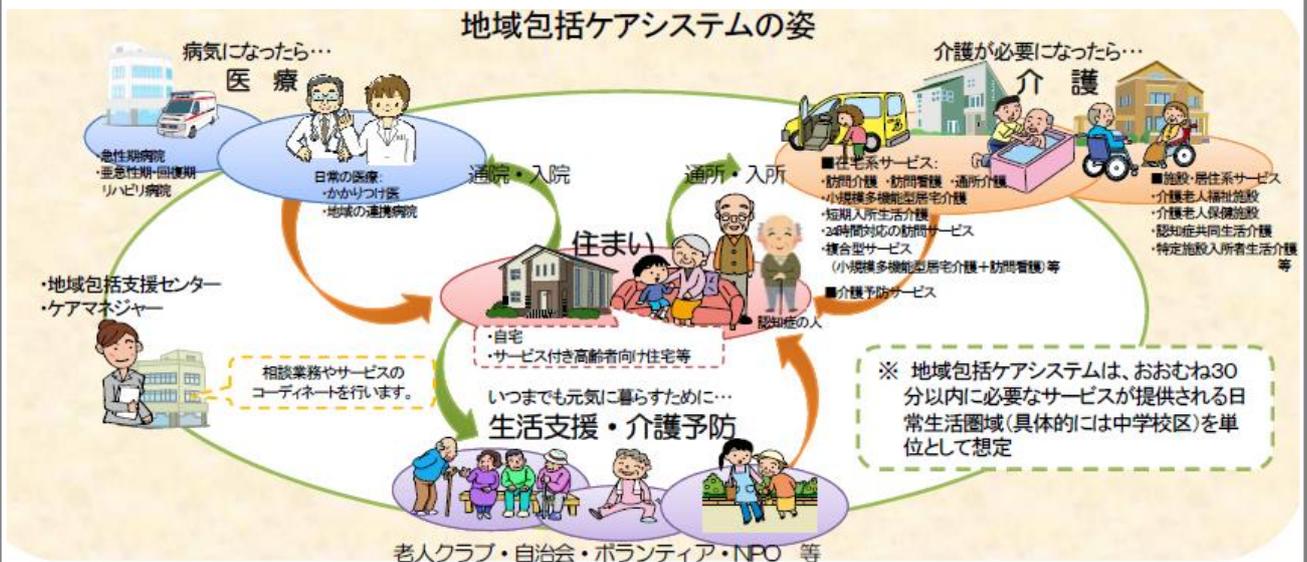
日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており（国民の4人に1人）、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

（参照：厚生労働省 HP）



(図出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書)

2 相談体制・情報提供の充実

○ 目指す姿

福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供が充実しているまち

■ 課題と方向性

- 全国的に、少子高齢化や世帯構成の変化等を背景として、障害のある方の高齢化、障害のある方や高齢者の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障害のある方の家族の高齢化、ダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。従来の相談支援は、対象者別の福祉制度に沿った専門的な相談支援が中心でしたが、このようなことから、従来の相談支援だけで対応することが困難なケースが増加していると言われています。
- 市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は決して高くはありません。また、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害のある方、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位を占めていました。
- これらのことから、支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、「市民なやみごと相談窓口」の認知の向上を図ります。また、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制と、身近なところで制度の枠を越えて相談できる体制の整備を行い、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援の提供を目指します。

※ ダブルケア：女性の晩婚化と高齢出産の増加にともない、子育てと親の介護に同時に直面すること。
※ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の子ども。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
相談窓口の充実	日常生活における悩みごとは、各課に関係する複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるもの等があります。こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するため「市民なやみごと相談窓口」において、相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	福祉総務課
利用相談・苦情相談窓口の充実	福祉サービスの利用方法や手続の方法に関する専門的な相談や、利用している福祉サービスについての疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う「福祉総合相談窓口（社会福祉協議会内）」の利用の促進を図ります。	福祉総務課
情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター※、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センター等専門性を生かした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者等の相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課
相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生委員・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施する等、その資質の向上を支援します。 また、障害者差別解消法の施行に伴い職員対応要領を活用し、適切な対応を図れるよう努めます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課
わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレット等多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉に関する分かりやすい情報提供に努めます。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 秘書広報課

※ 障害者地域自立生活センター：地域における障害のある人の自立生活を支援するため、身近な地域において在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等総合的なサービス提供を行う。

取組名	内 容	所管課
配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等	<p>配偶者等からの暴力の実態等に関する市民等の理解を深めるため、DV相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、市報やホームページ等多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。</p> <p>また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。</p>	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課



市民・活動団体にできることの検討

- ボランティア、ピアカウンセラー*として、様々な相談活動に参加する。
- 地域の中で民生委員・児童委員などの相談員との連携に努める。
- 自治会の活動などを通じ、お互いの顔が見えるような情報提供を心がける。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある方などへの情報提供を手助けする。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 従業員の相談スキルの向上に努める。
- 相談体制のネットワーク化への協力を努める。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者を配置するなど、利用者からの苦情への積極的な対応に努める。

※ ピアカウンセラー：同じ悩みや障害のある人の相談に乗り、仲間として親しく話し合いながら情報提供やその活用方法をアドバイスする人であり、悩みや障害をその人自身が克服できるように援助を行う。

3 権利擁護の推進

○ 目指す姿

すべてのひとの権利と利益が守られ、住み慣れた地域の中で、安心・快適に暮らしていけるまち

■ 課題と方向性

- 人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものです。しかし、立場の異なる人への人権の侵害や、差別、暴力、虐待は依然として社会問題であり続けています。
- また、認知症、知的障害、精神障害等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、権利擁護事業や成年後見制度の「内容をよく知っている」人は決して多くない状況でした。現在対象となる人に限らず、広く市民全体に周知を図っていく必要があります。
- これらのことから、すべての人が自身の持つ基本的な権利の行使を何にも妨げられることなく、地域の中で幸福な生活を営むために、人権・権利意識の普及啓発や、虐待防止施策の推進、意思決定などの支援に取り組むとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、関係機関による連携体制の構築などの体制強化について検討を図ります。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
権利擁護事業の充実	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について、社会福祉協議会やボランティア、NPO法人等と連携しながら推進します。	福祉総務課

取組名	内 容	所管課
成年後見制度の周知	成年後見制度利用促進基本計画に基づきながら、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
市長申立て制度の運用	判断能力が十分でない方で、成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立てを行うことは難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
成年後見制度利用の費用助成	成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。	福祉総務課
虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、子ども家庭支援センターが主体となる要保護児童対策地域協議会※等の虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。 また、高齢者や障害のある方に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行う等、虐待の早期発見・防止に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課

※ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場であり、各市町村が設置している。



市民・活動団体にできることの検討

- 一人一人が人権についての理解を深め、お互いを認め合う。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がける。
- あらゆる虐待を認識したときや疑いのある場合は対応機関に通報し、その義務についても周知する。

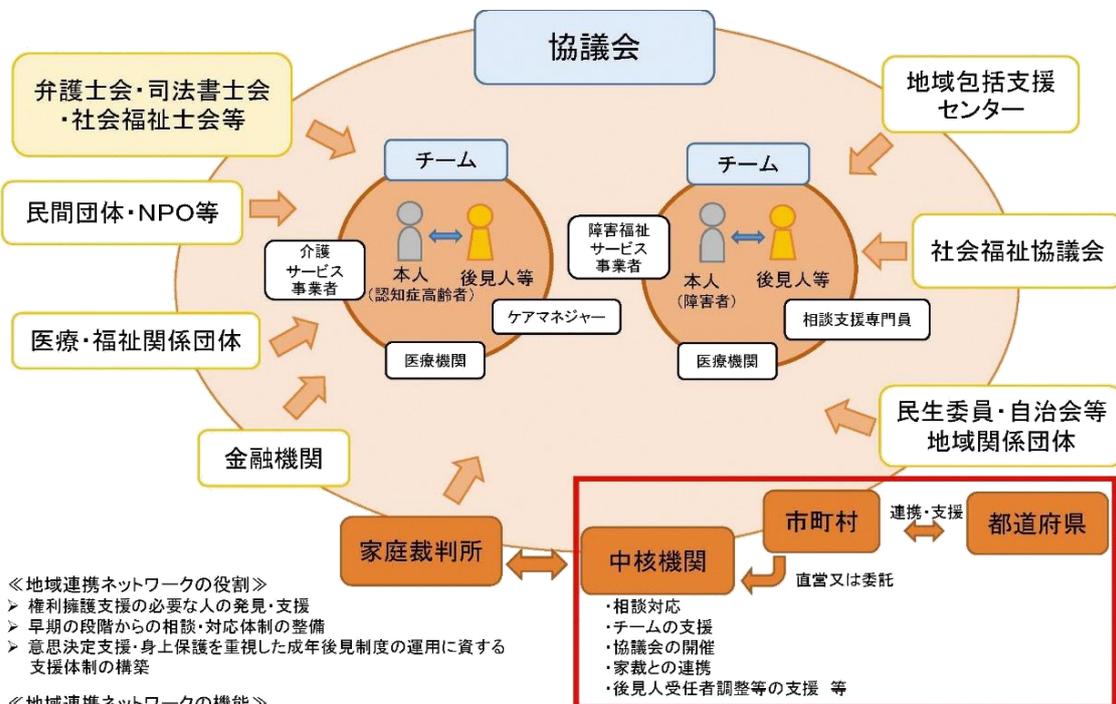


市内の事業者(所)にできることの検討

- 市や関係機関と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努める。
- 積極的に施設見学会を実施する等、地域との交流を推進し、虐待等の抑制となる環境づくりを図る。

【コラム】 地域支援ネットワーク3つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



出典：厚生労働省

◆ 武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画 ◆

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見利用促進法」が施行されました。

本市においても認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、成年後見利用促進法の趣旨及び第14条の規定を鑑み、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

この成年後見制度利用促進基本計画に基づき、ノーマライゼーション・自己決定権の尊重・身上の保護の重視の理念のもと、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図ります。

◇ 取組の方向性

1 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

地域連携ネットワークとは、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみです。

【地域連携ネットワークの3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

ネットワークの構築に当たっては、被後見人のサポートのためのチームの整備や専門職による専門的助言等の支援のための協議会の設置等、地域における連携のしくみづくりを目指すためのコーディネートを担う、中核機関の設置に向けて取り組みます。

2 成年後見制度の理解と普及・啓発活動の充実

成年後見制度は制度の難しさや利用するときの複雑さ等により、市民にとって身近な制度とは言えません。また、行政、司法、医療及び地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であると認識する必要があります。支援が必要な方が適切に利用できるよう、ホームページ等の活用や相談窓口の設置運営の取組を通じて利用者への啓発を行うとともに、支援が必要な方へのアウトリーチを図り、制度理解と成年後見制度の定着を図ります。

4 保健・医療等の推進

○ 目指す姿

保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

■ 課題と方向性

- 高齢化の進展により疾病構造が変化し、「病院完結型」から地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が求められています。具体的には、「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」の観点から、医療と介護の連携と地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いのしくみづくり）によるネットワークの構築が必要です。
- 本市では、武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。
- また、地域で年齢に関係なく、いきいきと暮らし続けるためには、住民の健康を支えるしくみが不可欠です。しかし、本市の健康寿命については、介護保険の要介護2以上の認定を受けるまでの年齢をみると、東京都の平均を下回っています。
- 本市では、疾病等の早期発見や介護の予防、生活習慣に関する意識向上のため、特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を行うとともに、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に努めています。
- これらのことから、保健・医療・福祉が一体的に、地域包括ケアシステムの構築を行い、地域全体での健康課題の把握や施策を展開するとともに、住民一人一人が自身の健康に対する関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた活動を行えるような環境の整備と、意識の啓発を推進します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
成人保健事業の推進	市民が生活習慣病等を予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や特定健康診査等の保健事業について推進します。	健康推進課
母子保健事業の推進	安心して子どもを産み育て、母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、妊娠・出産から育児期まで、母子を対象とした様々な健康診査や健康相談等の保健事業について充実を図ります。	子ども子育て支援課

取組名	内 容	所管課
予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診等の予防衛生事業について充実を図ります。 予防接種情報システム「子ども・子育て応援ナビ」の利用を促進し、安全確実な接種に努めます。	健康推進課
休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後9時まで）における急病患者の診療について、引き続き実施します。	健康推進課
特定健康診査等の推進	40歳以上の国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度加入者等を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善等を目的とする特定健康診査等について推進します。	保険年金課 健康推進課
特定保健指導の推進	特定健康診査の受診結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動等についての指導・助言を行います。	保険年金課 健康推進課
調整機能の充実	高齢者、障害のある方、子育て家庭等からの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できるしくみを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置する等、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども青少年課 子ども子育て支援課
市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関する様々な施策を検討する場として、市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	健康推進課
健康づくり思想の普及・啓発	すべての市民に健康づくりの意識を定着させるため、健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくり思想の普及・啓発を行います。	健康推進課
食育の取組	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 また、市と市民が一体となった食育活動を推進するため、食育推進ネットワークの充実を図ります。	学校給食課 健康推進課 子ども子育て支援課
保健・福祉総合システム等の活用	保健・福祉総合システム等を活用し、効果的な保健・福祉サービスの提供を行います。 また、必要に応じシステム統合等の検討を図ります。	健康福祉部全課 子ども家庭部全課 行政経営課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、国の健康寿命延伸プランのとおり令和6年度までに事業を開始し、疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化を図ります。 実施体制の整備に向けては、医師会・歯科医師会・薬剤師会の医療機関や地域の関係機関と積極的な連携を図りながら、庁内の保健・医療・介護部門職員が連携し、地域の健康課題の把握及び事業プログラムの検討を行います。	保険年金課 高齢福祉課 健康推進課



市民・活動団体にできることの検討

- 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックする。
- 市が主催するイベントや公募する委員会等に積極的に参加する。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り延ばす。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市などの行政機関と情報交換・連携に努め、市民の健康づくりに協力する。

【コラム】 フレイルとは？

フレイルとは、健康な状態から要介護へ移行する中間の段階のことです。

疾病などにより、健康な状態から突然要介護状態に移行することもあります。一般的には、加齢により筋力が衰えたり、疲れやすくなることで、家に閉じこもりがちになる等、年齢を重ねたことにより生じた衰え全般のことを言います。

フレイルに早めに気づき、適切な支援を受けることで、フレイルの進行を防ぎ、介護予防につながります。

5 就労促進のための支援体制づくり

○ 目指す姿

様々な年齢や立場の人すべてが、身近な地域で就労することができるまち

■ 課題と方向性

- 経済的に自立した生活を送るためには、就労を希望するすべての人が、自分自身の力を生かして、働くことのできる地域づくりが重要です。しかし、高齢者、障害のある方、ひとり親、ひきこもり、在住外国人、出所者など、様々な背景により、働きたくても職を見つけることができない場合があります。
- これらのことから、課題別・対象別に就労を阻害する要因の解消方法を検討するとともに、多様な雇用の場を確保に向けて関係機関や企業などと連携することで、だれもが自立した就労をすることのできる環境づくりを推進します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
就労の場の確保	市の窓口や、市内関係機関できめ細かな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、東京しごと財団、障害者就労支援センター等と緊密に連携し就労の場の確保に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 産業観光課
働くことができる環境づくり	高齢者、障害のある方、ひとり親等、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課



市民・活動団体にできることの検討

- 自分の住んでいる地域や身近に働くことができず困っている人がいたら、相談窓口や就労の場等、情報収集を図るとともに、それぞれが可能な範囲で本人や周囲の関係者に情報提供する。
- 積極的に対応する機関に相談する等、自立促進を支援することで、だれもが住みやすい環境の実現に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 高齢者や障害のある方、ひとり親等を積極的に雇用するよう努める。

6 生活困窮者への自立支援

○ 目指す姿

関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立が促進されるまち

■ 課題と方向性

- 近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化が求められています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、生活困窮者自立支援制度を「知っている」と回答した人は決して高くはありません。
- これらのことから、生活困窮者自立支援制度のより一層の周知を図るとともに、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対して、問題が深刻化する前に、早期の支援が行えるよう努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
自立に向けた相談支援	生活困窮者の様々な相談に一元的に対応し、的確な評価・分析に基づいた自立支援計画を策定する等して、関係機関との調整等を行い生活困窮者の自立を支援します。	福祉総務課
自立に向けた就労等支援	就労支援員による就労意欲の喚起、キャリアコンサルティング業務、履歴書の作成指導等、就労に向けた支援を実施します。 また、就労後も適宜面談等を実施し、定着に努めます。	福祉総務課

取組名	内容	所管課
一般就労に向けた就労準備支援	<p>就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を事業者に委託して実施します。</p> <p>また、就労準備支援事業利用以降も就労することが困難な場合は、支援を実施する事業者をあっせんすることにより、引き続き就労を支援します。</p>	福祉総務課
進学支援	<p>中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を継続的に実施するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金貸付事業による教育資金の貸付により、生活困窮の家庭の進学を支援します。</p> <p>また、ひとり親家庭へは、母子及び父子福祉資金による修学資金等の貸付により、進学を支援します。</p>	福祉総務課 子ども子育て支援課
子どもの貧困対策の推進	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代をこえて連鎖することのないよう、子どもの未来応援プランに基づき取組を実施します。</p> <p>また、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用者等が学習できる場の提供について検討します。</p>	福祉総務課 子ども家庭部全課



市民・活動団体にできることの検討

- 身近な地域に、生活困窮者又はその条件に近い存在に気づいた時、その世帯への制度の周知や関係機関への情報提供により、地域の連携を深め助け合う。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ハローワークなどから情報を収集し、国などの制度を理解して積極的に雇用するよう努める。

7 生活保護受給者への自立支援

○ 目指す姿

生活保護制度の適正な運用に基づき、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービス等をより安心して受けることができるまち

■ 課題と方向性

- 生活保護制度は、様々な事情から生活が立ち行かなくなったとき、困っている方の状況や程度に応じて、日本国憲法第25条の理念に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その方の自立に向けて生活が向上するよう援助する制度です。厚生労働省によれば、日本全体の生活保護世帯数では、高齢者世帯の受給増加により、世帯全体は増加していますが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による社会的な影響などにより、多くの年代で生活に困窮する人の数は増加する可能性があります。
- だれもが地域社会の一員として、健康で文化的な生活が送れるよう、自立のための相談や就労の支援等を通じて、自立の助長を行います。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
生活保護制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、生活扶助費等の適正化に努めます。	生活福祉課
医療扶助費の抑制	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、社会的入院者の退院促進等とともに、被保護者健康管理支援事業等を通して、生活保護費に占める医療扶助費の抑制を図ります。	生活福祉課
生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	生活福祉課
就労の促進	被保護者の就労支援により、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。 就労することが困難な生活保護受給者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を実施します。	生活福祉課

取組名	内容	所管課
学習・次世代育成支援	小学3年生から高校3年生を対象として、学習塾等への通塾や学習講座、通信講座、補習講座等の受講費用の一部を支給するとともに、高校3年生を対象に大学等受験料の一部を支給し、生活保護受給者の自立促進を図ります。	生活福祉課



市民・活動団体にできることの検討

- 生活保護世帯が地域で安定した自立生活ができるよう見守る。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 生活保護受給者に対する就労支援・生活支援等について、行政機関等との情報連携に努める。

【コラム】 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度の主な対象者は、生活保護に至る可能性のある方で、自立が見込まれる方となります。

生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的としています。

平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度が始まり、全国に生活困窮者に対する相談窓口が設置され、本市においても「市民なやみごと相談窓口」を設置しました。

相談窓口では、生活困窮者の把握と本人の置かれている状況や環境、並びに生活困窮に陥った背景・要因を分析、対応すべき課題を捉えて解決の方向を見定めていくことを基本とし、他の専門機関と連携しながら、寄り添い型の支援を行っています。

- 自立相談支援事業：支援員が相談を受けて、自立のための具体的な支援プランを作ります。
- 住居確保給付金の支給：家賃相当額を支給します。
- 就労準備支援事業：社会、就労への第一歩を支援します。
- 家計相談支援事業：家計の立て直しをアドバイスします。
- 就労訓練事業：柔軟な働き方による就労の場を提供します。
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援：子どもの明るい未来をサポートします。
- 一時生活支援事業：住居のない方に衣食住を提供します。

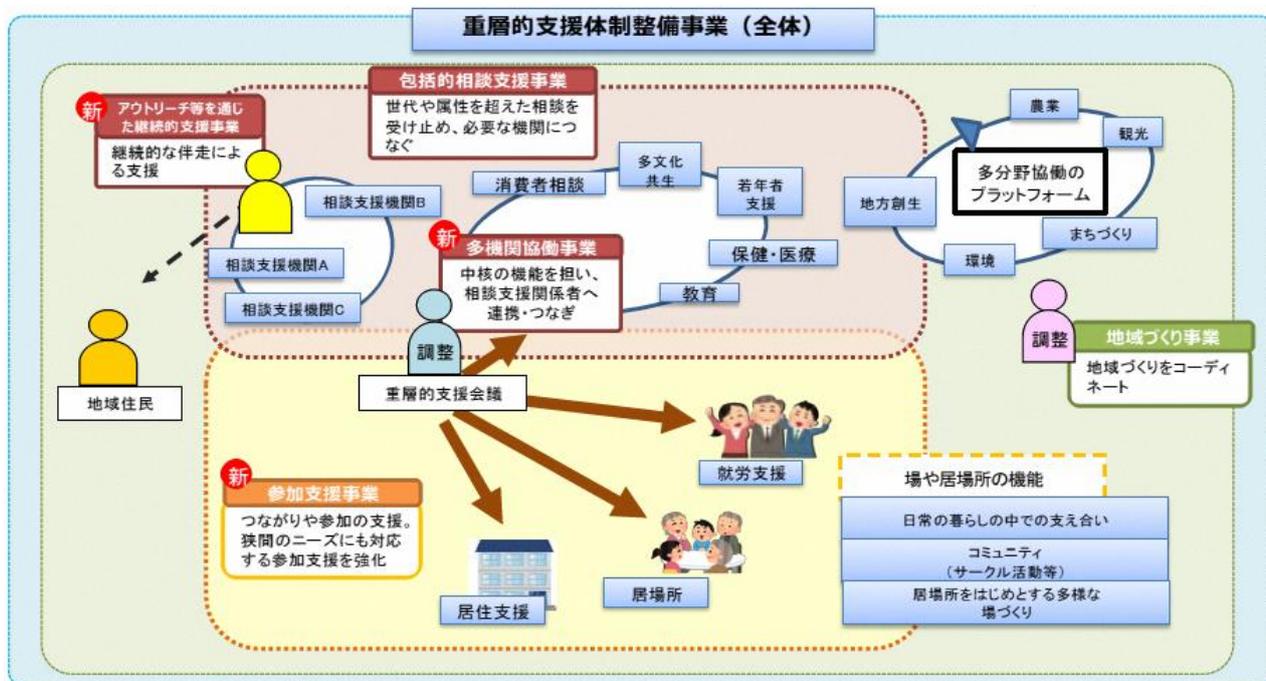
(参照：厚生労働省 HP)

8 重層的な支援体制の整備に向けた検討

■課題と方向性

- 福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。地域共生社会の実現に向けては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年5月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。
- この「重層的支援体制整備事業」は、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の3つを一体的に行うものとして提案されています。
- 本市においても、本計画の期間内において、「重層的支援体制整備事業」の創設に伴うメリット・デメリット等を整理し、事業の実施について検討します。

《重層的支援体制整備事業のイメージ図》



出典：厚生労働省



市が行う検討

【重層的支援体制整備事業の枠組】

枠組名	検討内容	想定所管課
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業の実施。 ○ 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業の実施。 ○ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施。 	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ（※1）に対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）の実施。 <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりである 等</p> <p>（※2）就労支援、見守り、居住支援 等</p>	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援の実施。 ○ 事業の実施に当たって、以下の場及び機能の確保。 <ul style="list-style-type: none"> ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②地域福祉コーディネーター機能の充実など、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能。 	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課

【コラム】 自助・互助・共助・公助について

地域の課題に対しては、個人の取組や公的な支援だけでなく、地域の助け合いや支え合いが重要であり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割を適切に発揮し、重層的に組み合わせることが問題を解決することにつながります。

自 助	互 助	共 助	公 助
自立（自律）でもあり、生活する上で起きる諸問題を個人の努力や民間サービスの活用で解決することです。	個人では解決できない諸問題を家族や友人、地域住民同士などが互いに協力し、助け合い解決することです。	年金・医療・介護などの社会保険制度が代表例であり、国民同士で支え合う相互扶助のしくみのことです。	自助、互助、共助だけでは解決できない課題に対し、行政が税金を財源として行う福祉サービスのことです。

成果指標（包括的な支援のしくみづくり）

【指標設定の考え方】

第3節においては、複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援のしくみづくりを目指します。そのため、だれもが適切な相談窓口を認知し支援を受けることのできる状態にあることを成果と捉え、成果指標として「市民意識調査における日常生活の困りごとや悩みごとについてだれにも相談しない市民の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の4つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標
市民意識調査における日常生活の困りごとや悩みごとについてだれにも相談しない市民の割合	11.4%	8%

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
地域福祉コーディネーターの設置人数	2人	4人	福祉総務課
生活支援コーディネーターの設置人数	5人	5人	高齢福祉課
障害のある方の計画相談支援の月利用者数	96人/月	135人/月	障害福祉課
子育て世代包括支援センター（はぐハグ・むらやま）における保健師等による面接割合	100%	100%	子ども子育て支援課

【成年後見制度利用促進基本計画の指標設定の考え方】

だれもが成年後見制度について理解することで、必要に応じて制度を利用できる状態を成果として捉え、成果指標として「市民意識調査における成年後見制度の名称も内容も知っている市民の割合」を設定します。また、目標達成に向けた取組指標は、以下の1つを設定します。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	
市民意識調査における成年後見制度の名称も内容も知っている市民の割合	31.5%	40%	

取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
市報等広報媒体での市民への制度周知回数	年1回	年4回	福祉総務課

第5章 計画の進行管理と評価

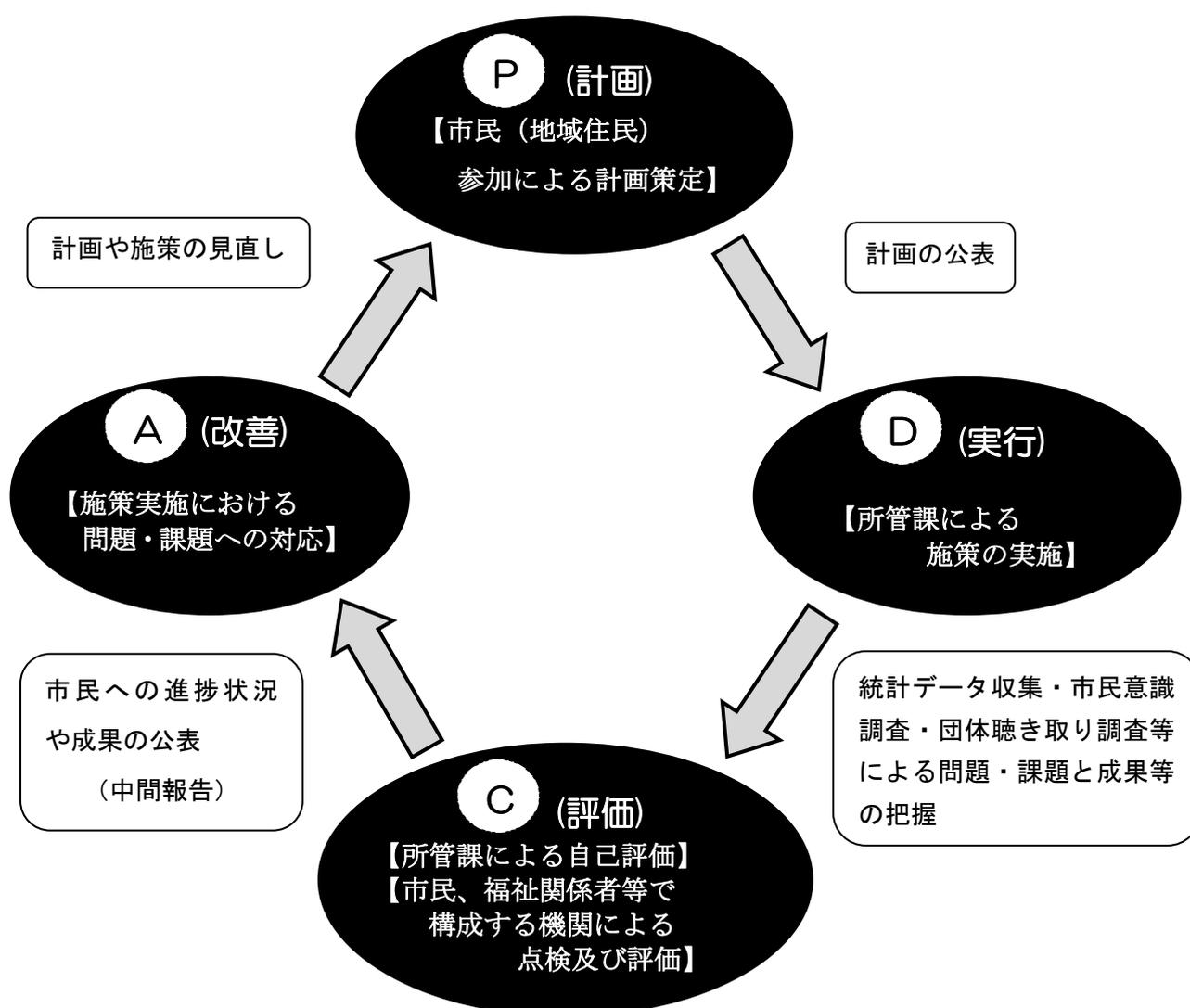


第1節 計画の推進と進行管理

本計画は、地域福祉に関わる活動や取組を、市と市民と事業者（所）がお互いに連携して効果的に行うことが大切です。

本計画の取組を実施していく中で、PDCAサイクルを実行するとともに、地域生活課題に対し、より効果的に事業を実施する必要があります。

【進行管理のイメージ】



第2節 計画の評価と指標の設定

本計画の達成度を見るひとつの指標とするため、3つの基本目標及び本計画に内包される3つの個別計画（「再犯防止推進計画」・「自殺対策計画」・「成年後見制度利用促進計画」）に指標を設定します。

それぞれの指標は、目標の達成状況を測る成果指標と、目標達成に向けた市の取組状況を測る取組指標によって構成されます。

また、次期計画へつなげていくため、所管課による施策・事業の自己評価を実施し、計画の最終年度にあたる令和8年度には、市民、福祉関係者等で構成する外部の評価委員会を設置し、施策・事業の進捗状況について数値目標等を用いながら、点検及び評価を行います。

取りまとめた評価の状況は市報、ホームページを通じて広く市民に公表します。

なお、新たな問題・課題への対応を図るため、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

資料編

1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日武蔵村山市訓令（乙）第 8 号
改正 令和 2 年 3 月 31 日武蔵村山市訓令（乙）第 8 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 懇談会は、地域福祉計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第 3 条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 16 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 地域福祉関係者 4 人
- (3) 福祉・教育施設関係者 5 人
- (4) 関係市民団体等の代表者 4 人
- (5) 公募による市民 2 人

（座長及び副座長）

第 4 条 懇談会に、座長及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長は、前条第 1 号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

（庶務）

第 7 条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令（乙）第 62 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

	氏名	所属団体等	選出区分
座長	和気 康太	明治学院大学 社会学部 教授	学識経験者
副座長	大谷 恵美子	武蔵村山市民生委員・児童委員協議会 会長	地域福祉関係者
委員	英 保 長	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会	地域福祉関係者
委員	清野 和祐	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区 分区長	地域福祉関係者
委員	吉 富 広	武蔵村山市ボランティア・市民活動センター センター長	地域福祉関係者
委員	伊 豫 部 昇	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑	福祉・教育施設関係者
委員	遠 藤 至子	社会福祉法人あかつきコロニー	福祉・教育施設関係者
委員	大久保 敦司	社会福祉法人鶴風会 東京小児療育病院	福祉・教育施設関係者
委員	藤 倉 直子	社会福祉法人武蔵村山育成会	福祉・教育施設関係者
委員	星 菜々絵	東京都立村山特別支援学校	福祉・教育施設関係者
委員	山 田 伸一	武蔵村山市自治会連合会	関係市民団体等の代表者
委員	石 井 賢次	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター	関係市民団体等の代表者
委員	藤 崎 由美子	NPO法人シニアメイトサービス 理事	関係市民団体等の代表者
委員	木 下 幸子	介護予防リーダー会 代表	関係市民団体等の代表者
委員	鈴 木 登	一般市民	公募による市民
委員	植 村 克子	一般市民	公募による市民

2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日武蔵村山市訓令（乙）第 7 号]

改正 平成 27 年 5 月 20 日武蔵村山市訓令（乙）第 133 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日武蔵村山市訓令（乙）第 62 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の素案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 13 人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、企画財政部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども子育て支援課長、都市整備部都市計画課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 20 日武蔵村山市訓令（乙）第 133 号）

この要綱は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日武蔵村山市訓令（乙）第 62 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	職 名
委員長	鈴木 義雄	健康福祉部長
副委員長	島田 拓	健康福祉部高齢・障害担当部長
委員	増田 宗之	企画財政部企画政策課長
委員	石川 篤	総務部防災安全課長
委員	湊 祥子	協働推進部協働推進課長
委員	加藤 俊幸	健康福祉部高齢福祉課長
委員	阿部 淳一	健康福祉部障害福祉課長
委員	田代 勝久	健康福祉部生活福祉課長
委員	川口 渉	健康福祉部健康推進課長
委員	佐藤 哲郎	子ども家庭部子ども青少年課長
委員	木村 朋子	子ども家庭部子ども子育て支援課長
委員	篠田 光宏	都市整備部都市計画課長
委員	井上 幸三	教育部教育総務課長

3 計画策定までの経過

日 程	事 項
令和2年1月8日～ 令和2年1月26日	武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 18歳以上の市民 対 象 数 3,000人 有効回答数 1,018人 (33.9%) ボランティア団体等 対 象 数 107団体 有効回答数 63団体 (58.9%)
令和2年7月30日	◇第1回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 議 題 (1) 計画の根拠法令と位置付けについて (2) 第五次地域福祉計画構成(案)について (3) 第五次地域福祉計画の素案について (4) その他
令和2年8月3日	○第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催(書面開催) 議 題 (1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等 について (2) 計画の根拠法令と位置付けについて (3) 第五次地域福祉計画構成(案)について (4) 第五次地域福祉計画の素案について (5) その他
令和2年8月25日	◇第2回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項 (1) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録(要旨)について (2) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会(書面開催)の会議録(要 旨)について (3) 第1回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第1回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について 議 題 (1) 地域福祉計画の素案(第1章～第3章)の検討について (2) その他
令和2年8月27日	○第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項 (1) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第1回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について 議 題 (1) 副座長の互選について (2) 地域福祉計画の素案(第1章～第3章)の検討について (3) その他

日 程	事 項
令和2年9月30日	◇第3回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項 (1) 第2回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録(要旨)について (2) 第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (3) 第2回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第2回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (5) その他 議 題 (1) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について (2) その他
令和2年10月12日	○第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項 (1) 第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第2回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他 議 題 (1) 地域福祉計画の素案基本理念等の検討について (2) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について (3) その他
令和2年10月29日	◇第4回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項 (1) 第3回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録(要旨)について (2) 第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (3) 第3回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第3回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (5) その他 議 題 (1) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について (2) その他
令和2年11月9日	○第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項 (1) 第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第3回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他 議 題 (1) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について (2) その他

日 程	事 項
令和2年11月18日	◇第5回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項 (1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (3) 第4回地域福祉計画策定委員会における指摘事項について (4) 第4回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (5) その他 議 題 (1) 地域福祉計画の素案の検討について (2) その他
令和2年12月1日	○第5回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会開催 報告事項 (1) 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第4回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他 議 題 (1) 地域福祉計画の素案の検討について (2) その他
令和2年 月 日	○武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会による武蔵村山市第五次地域福祉計画（素案）の市長への報告
令和2年12月15日～ 令和3年1月14日	パブリックコメントの実施
令和3年 月 日	◇第 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会開催 報告事項 (1) 第5回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第5回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (3) 議 題 (1) 第五次地域福祉計画（原案）の決定について (2) 第五次地域福祉計画（概要版）の決定について (3) その他

武蔵村山市第五次地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

発行年月／令和3年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111 (代表)



武蔵村山市

第4回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会及び 第5回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会における指摘・修正点

頁は今回資料2のものとなっている。

懇：第4回策定懇談会指摘事項

委：第5回策定委員会指摘事項

No.	項目	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）	参照ページ
1	第1章 第3節 計画の期間	委	一番下の「健康増進計画」と「食育推進計画」について、第二次計画から他の福祉計画同様に一本化しているため、表記を一緒にするよう訂正をお願いします。	一つの矢印の中に一緒に表記するように修正。	17
2	第1章 第3節 計画の期間	委	長期総合計画について、当該計画は記載の期間で終了しないため、計画期間を他と区別して分かるように記載願う。	長期総合計画のみ、計画期間を追記し、矢印の大きさを調整して修正。	17
3	第2章 2 地域福祉の現状 (1)主な地域資源	委	地域資源の表記について、記載の順番など「区分」があれば、分けて記載するようお願いする。また、「地域資源」の注釈をお願いする。	活動区分ごとに分けて記載するよう修正。 また、「地域資源」の注釈を追加。	22
4	第2章 2 地域福祉の現状 (3)市民活動について	懇	「ボランティア」の文言が文字化けしているため修正をお願いします。	文字化けを修正。	24
5	第2章 2 地域福祉の現状 (6)権利擁護事業について	懇	地域福祉権利擁護事業については、現在は法律上「日常生活自立支援事業」に変わっている。修正の必要はないか。	東京都だけ地域福祉権利擁護事業という呼び名を残しているため、注釈により説明を補記。	27

No.	項目	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）	参照ページ
6	第2章 7 まちづくり施策の現状 (1)バリアフリー化の推進について	委	下段、「都営村山団地では～」に「将来の地域を担う子育て支援施設の整備も進め」という一文があるが、高齢社会の対応を記載している文章であるため、記載を再考願う。	文脈にそぐわないため子育て支援に関する記載を削除。	45
7	第4章 第1節 1 下部 用語説明	懇	ノーマライゼーションについて、障害者の権利ということで出てきた言葉だが、注釈のもとになっているのが福祉教育で、車いす体験や補装具装着による高齢者体験も行われている。「高齢や障害のあるなしに関わらず、全ての人々が」という意味ではないか。	「高齢者」を「高齢により虚弱状態にある人」とし、記載を修正。	78
8	第4章 第1節 3 市内の事業者にできることの検討	懇	「CSR」という言葉に注釈をお願いする。また、「協賛」だけでなく、企業の方に協力してもらったりしているので、「協賛・協力」と書いていただきたい。	18頁において「CSR活動」の文言が先に出ているため、そちらに注釈を記載。 「協賛」を「協賛・協力」に修正。	84
9	第4章 第1節 成果指標	委	お互い様サロンの開催箇所数について、精査したところ令和元年度数値に誤りがあったため修正をお願いする。また、目標についても、70箇所としていただきたい。	元年度現在「52箇所」を「50箇所」 目標「72箇所」を「70箇所」に修正。	85
10	第4章 第2節 4 再犯防止推進計画	懇	前書きの中段に再犯率のことが書かれているが、年代別に再犯率があれば、年代ごとに対処しやすくなると思う。	個人特定の恐れがあることから、あくまで成人刑法犯の再犯率にみの提供を受けている。年代別のかわりとして、47ページにおいて犯罪区分を追加。	97

No.	項目	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）	参照ページ
11	第4章 第2節 5 市の主な取組	懇	前計画でも目標としてゲートキーパーの人数が掲載されていたが、この5年間で自殺者の数もさほど変わらず、ゲートキーパーの機能が全然見えてこない。大事なのは自殺者が減るということであるので、アウトプット評価とアウトカム評価を整理してほしい。	「成果指標」と「取組指標」として整理し記載。	98
12	第4章 第2節 自殺対策計画の成果指標	委	自殺対策に係る成果指標について、令和元年度と比べて30%減少の目標となっているため、平成27年度と比べての目標に修正をお願いする。	平成27年度の数値を基に目標を修正。	103
13	第4章 第3節 3 市が行う主な取組 相談員の資質向上のための支援	委	取組の内容中「職員対応要領」については、策定済のため「活用する」という文言に修正をお願いする。	要領の「活用」として記載を修正。	108
14	第4章 第3節 3 市が行う主な取組 権利擁護事業の充実	懇	「社会福祉協議会と連携して推進します」と書かれているが、本市のNPO法人の中には成年後見を行っている団体もあるので、社会福祉協議会だけでなく市民活動団体も含めた記載にしていきたい。	社会福祉協議会のほかに「ボランティア、NPO法人等」を連携先として追加。	110
15	第4章 第3節 4 市が行う主な取組 母子保健事業の推進	委	「妊娠期から」という言葉を入れていただきたい。	「妊娠期から」ということが分かるように文言を修正。	114

No.	項目	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）	参照ページ
16	第4章 第3節 6 市が行う主な取組 進学支援	委	社会福祉協議会の資金の貸付をとあるが、子ども子育て支援課の母子父子資金援助として進学支援の貸付を行っている。対象は母子父子となるが、あわせて記載をお願いする。	母子父子福祉資金についても記載を追加。	120
17	第4章 第3節 7 市が行う主な取組 学習・次世代育成支援	委	生活保護受給者に対し、進学支援などの補助している。「生活保護受給者の自立促進」などのかたちで入れていただければと思う。	新設。	122
18	全体	懇	地域福祉コーディネーターも配置が始まっているので、もう少し説明を書きこんでいただきたい。地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターは行っている中身が違う。それをしっかりと書き込んでいかないといけないと思う。	25 ページに社会福祉協議会についての項目を新設、また、88 頁に生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターのコラムを記載。	-
19	全体	懇	編集ミスで重複記載となっている部分の修正をお願いする。	編集ミスを確認し修正。	-
20	全体	委	「障害のある方」、「障害のある人」、「障害者」とバラバラなため、引用しているもの以外は統一するようお願いする。	障害福祉計画に合わせ、「障害のある方」に統一して修正。	-
21	全体	委	国等の資料から引用した図で見にくいものは、印刷時に分からなくなるよう対応をお願いする。	図の解像度等について、印刷業者と調整する。	-

No.	項目	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）	参照ページ
22	全体	委	「健康福祉部・子ども家庭部全課」という表記を「健康福祉部全課」、「子ども家庭部全課」に修正をお願いします。	「健康福祉部全課」、「子ども家庭部全課」に修正。	-
23	基本理念	委	懇談会案を組み合わせたものをお願いします。	みんなが自分らしく ともに支え合い 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち	69